

PDF issue: 2024-12-27

日本村落社会における用水管理組織の社会史的研究

小林, 和美

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

1996-10-23

(Date of Publication)

2008-04-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2084

(JaLCDOI)

https://doi.org/10.11501/3129847

(URL)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002084

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



神戸大学博士論文

日本村落社会における用水管理組織の社会史的研究

平成8年3月

小 林 和 美

目 次 / 日本村落社会における用水管理組織の社会史的研究

| 第 1 | 章 | | 課題 | ا ک | 方 | 法 | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
|-----|----|--------|--------------------------------------|--------|------------|------------------------|-------------|--|---------------------|--|---------------------------------------|--------------|-------|-------|-----|----------|----|----|-----|-----|--------------|
| | 第 | 1 | 節 | 本 | 稿 | の課 | 題 | と方 | 去 - | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 第 | 2 | 節 | 水 | 利 | 研究 | [の] | 意義 | 上課是 | <u> </u> | | | | | | | | | | | 2 |
| | | | | | | | ; | 余田 | 専通 | 「溝挂 | か | り」 | 論 | の検 | 討る | <u> </u> | おし | て— | | | |
| | | | 1 | | 社 | 会関 | 係 | · 社 | 会集区 | 日形成 | えの | 契模 | 幾と | して | の | 「水利 | 削の | 共同 |] (| (2) | |
| | | | 2 | | 社 | 会学 | : 논 ; | 水利 | 开究 | (3) | | | | | | | | | | | |
| | | | 3 | | Γ | 自然 | 村。 | 」論 | ヒ水和 | リの# | に同 | (, | 4) | | | | | | | | |
| | | | 4 | | Γ | 村落 | 共 | 司体. | 論 | :水利 | ljの | 共同 | i] (| 5) | | | | | | | |
| | | | 5 | | 余 | 田博 | 通 | 「溝: | 卦かり |) 」 | H (| 7) | | | | | | | | | |
| | | | 6 | | 水 | 利研 | 究 | の課 | 題(1 | 1) | | | | | | | | | | | |
| | 第 | 3 | 節 | 本 | 稿 | の分 | 析 | 忰組 | | | | | | | | | | | | | 15 |
| | | | 1 | | 地 | 域共 | 同 | 管理. | 主体と | こして | (の | 地域 | 战社: | 会(| 15) | | | | | | |
| | | | 2 | | 権 | 利主 | 体 | の変 | 遷 (1 | 7) | | | | | | | | | | | |
| | | | 3 | | 本 | 稿の | 構 | 戏と | 周査の | 機男 | Ę (| 19) | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 2 | 章 | | 用水 | 〈管 | 理 | 秩序 | (の) | 形成 | 上藩政 | 女村 | | | | | | | | | | | 2 3 |
| 第 2 | 章 | | 用水 | | | | | 国 岡 : | 新村 <i>6</i> | 事例 | i] — | | | | | | | | | | 23 |
| 第 2 | 第 | 1 | 節 | 問 | 題 | 姫路 の所 | ·藩 在 | 国岡: | 新村 <i>a</i> | 事例 |]] —— | | | | | | | | | | 23 |
| 第 2 | 第 | 1 | 節 | 問 | 題 | 姫路 の所 | ·藩 在 | 国岡: | 新村 <i>a</i> | 事例 |]] —— | | | | | | | | | | |
| 第 2 | 第 | 1 | 節 | 問 水 | 題利 | 姫路 の所 秩序 | 藩 在の | 国岡: 形成 | 新村 <i>6</i> | 事例 | ij — | | | | | | | | | | 23 |
| 第 2 | 第第 | 1 2 | 節 節 1 2 | 問水 | 題利姫水 | 姫の秩路利路所序藩秩 | 藩在のの序 | 国岡: | 新村 @ |)事例 : 国岡 記 (2 | 削———————————————————————————————————— | | (25) |) | | | | | | | 23 |
| 第 2 | 第第 | 1 2 | 節 節 1 2 | 問水 | 題利姫水 | 姫の秩路利路所序藩秩 | 藩在のの序 | 国岡: | 新村 @ |)事例 : 国岡 記 (2 | 削———————————————————————————————————— | | (25) |) | | | | | | | 23 |
| 第 2 | 第第 | 1 2 | 節 節 1 2 | 問水 | 題利姫水争 | 姫の秩路利い路所序藩秩 | 藩在のの序 | 国 一 形 成 田 | 新村の 昇発 3 |)事例 : 国岡 記 (2 | 削—— 哥新 8) | · ·村(| (25) |) | | | | | | | 23 25 |
| 第 2 | 第第 | 1 2 | 節 節 1 2 | 問水水 | 題利姫水争 | 姫の秩路利い――路所序藩秩 | 藩在のの序一対 | 国の成別の一外の一外の一外の一 | 新村の 昇発 3 | 事例ニニーニニーニニーニューご要の | 削—— 哥新 8) | · ·村(| (25) |) | | | | | | | 23 25 |
| 第 2 | 第第 | 1 2 | 節 節 1 2 | 問水水 | 題利姫水争 国 | 姫の秩路利い一岡路所序藩秩 新 | 藩在のの序一対村 | 国 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 新村 <i>a</i> | シ事の ニ 国 屋 (2 ご 電 (34) | 削—— 哥新 8) | · ·村(| (25) |) | | | | | | | 23 25 |
| 第 2 | 第第 | 1 2 | 節 節 1 2 節 | 問水水 | 題利姫水争 国水 | 姫の秩路利い一岡利路所序藩秩 新訴 | 藩在のの序一対村訟 | 国 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 折 一 | シ事の ニ 国 屋 (2 ご 電 (34) | 削—— 哥新 8) | · ·村(| (25) |) | | | | | | | 23 25 |
| 第 2 | 第第 | 1 2 | 節 節 1 2 節 1 2 | 問水水 | 題利姫水争 国水内 | 姫の秩路利い一岡利済路所序藩秩 新訴の | 藩在のの序一対村訟原 | 国 一 形新の一外のの則岡一成田形一的水過(| 折 一 | 事 例 ニ | 削—— 哥新 8) | · ·村(| (25) |) | | | | | | | 23 25 |
| 第 2 | 第第 | 1 2 3 | 節 1 2 節 1 2 3 4 | 一問水水 | 題利姫水争 国水内対 | 姫の秩路利い 岡利済外路所序藩秩 新訴の的 | 藩在のの序一対村訟原用 | 国 一 形新の一外のの則岡一成田形一的水過(| 折 | 事 の 事 の に は に で は の の の の の の の の の の の の の | リー 新) あ | | (25) |) | | | | | | | 23 25 |

| 第 3 | 章 | | 近世 | 的原 | | 管理 | 組織 | 哉と | 近现 | 見代 | | | | | | | | | |
|------------|---|---|------|----------|------------|---------|------------|-------|----|-----------|----------|-----|------|-----|---|-------------|---------|---------|--|
| | | | | _ | | 兵庫 | 原力 | 古口 | 郡和 | 消美 | 町国 | 岡の | 事₹ | 列— | | | | | |
| | 第 | 1 | 節 | 問題 | 題の | 所在 | - | | | | | | | | | | | | |
| | 第 | 2 | 節 | 用力 | 水権 | と用 | 水が | 包設 | - | | | | | | | | | | |
| | | | 1 | į | 丘世 | 的秩 | 序0 |)継 | 承 | (50 |) | | | | | | | | |
| | | | 2 | č | ちら | たな | 用力 | くの | 獲得 | 导 (| 56) | | | | | | | | |
| | | | 3 | , | 小括 | (58 | 3) | | | | | | | | | | | | |
| | 第 | 3 | 節 | 組組 | 哉機 | 構の | 変退 | Ę. | | | - | | | | | | | | |
| | | | 1 | 并 | 狙織 | 機構 | のほ | 身期 | 区を | } (| 58) | | | | | | | | |
| | | | 2 | | 国岡 | 新村 | (国 | 圖圖 | 村) | に | よる | 水管 | 理 | (59 |) | | | | |
| | | | 3 | Ē | 天満 | 村国 | 岡刀 | く利 | 組合 |) 台 | 61) | | | | | | | | |
| | | | 4 | - | 天満 | 村国 | 岡音 | 『落 | 会力 | ト 利 | 部(| 64) | | | | | | | |
| | | | 5 | [| 玉岡 | 土地 | 改良 | 区 | (6 | 6) | | | | | | | | | |
| | | | 6 | 肴 | 沮織 | 機構 | の変 | 遷 | の集 | 寺徴 | (68 |) | | | | | | | |
| | 第 | 4 | 節 | 成」 | 負貨 | 格の | 変遷 | EK. | | | | | | | | | | | |
| | | | 1 | 1 | 寸の | メン | ノヾー | - シ | ッラ | プと | の関 | 連(| (69) | | | | | | |
| | | | 2 | Ę | 戊員 | 資格 | の変 | 逐 | (6 | 9) | | | | | | | | | |
| | 第 | 5 | 節 | 近日 | 世的 | 用水 | 管理 | 1秩 | 序の | の継 | 承と | 変容 | - | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | , | ,, | | | e steen to | - 414 | | | | | | | | | | | |
| 第 4 | 草 | | 混住 | . – | - | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 4-4- | | | | | | | | 天満 | | | | | | | | |
| | | | | | _ | 所在 | • | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第 | 3 | 節 | | | | | | | | | | | Ē | | | | | |
| | | | 1 | | | | | | | | 編成 | | | | | | | | |
| | | | 2 | | | | | | | | の再 | | | | | | | | |
| | | | 3 | | | | | | | | 置づ | | | | | | | | |
| | 第 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 利組 | | | | | | | | | | | | | |
| | 第 | 6 | 節 | 用フ | 肾 | 埋事 | ・莱と | 听 | 有· | 生 | 産・ | 生活 | i - | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 終章 | | | 総括 | | . . | | | | | | | | | | | | | | |
| 松 早 | • | | 心 1白 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |

参考文献 (98)

国岡土地改良区所蔵文書目録 (102)

国安水利委員会所蔵文書目録 (116)

第1章 課題と方法

第1節 本稿の課題と方法

本稿は、日本村落社会における用水管理組織を地域資源管理集団の一形態としてとらえ、その組織原理の歴史的変遷の解明を課題とするものである。「水」という水稲作に不可欠であり、かつ個々の経営体への完全な分割(私的所有あるいは占有)が困難な資源を、だれが、どのような資格によって、どのように管理してきたのかを、兵庫県の溜池灌漑地帯の村落の事例研究をとおして考察したい。

日本村落社会は、水稲作を基軸として展開されてきたため、水をめぐる社会関係や社会 集団の研究の重要性は社会科学の諸分野でひろく認められ、これまでにも数多くの研究が おこなわれてきた。とくに、1950年代の「村落共同体」論のなかでは、「水利の共同」 は「山林の共同」とともに、農地改革後もなお残存するとされた地主の村落支配との関連 から、社会科学の諸分野でさかんにとりあげられた。

戦後農村社会学もまた、「共同体」論をひとつの重要な軸としつつ展開されてきたのであるが、にもかかわらず、「水利の共同」について充分な研究がおこなわれてきたとはいいがたい。「水利の共同」を主題としてとりあげ、掘り下げようとした研究は、むしろきわめて少数であったといえよう。

そのなかで、水利の共同に注目し、独自の共同体論を提示したのは、「溝掛かり」論で知られる余田博通であった。余田の「溝掛かり」論は、理論系譜上は鈴木栄太郎の「自然村」論を継承するものであるが、大塚久雄の共同体論(「耕区制」論)の導入により、水田の分散占取形態から独自に「溝掛かり制」の範疇を措定し、これを基礎として村落の範域において用水管理を目的とする共同労働組織(水田共同態)が成立するメカニズムをしめした。そして、これを基底とする諸集団の累積体が村落共同体(=自然村)であるとするものであった。余田の「溝掛かり」論は、水利の共同性と村落構造について論じた、社会学における農業水利研究の先駆的業績であるといえる。

「溝掛かり」論はひろく話題にされ、村落社会研究に一定の影響を与えた。けれども、1960年代初頭に確立された「溝掛かり」論以後、社会学においては、これにかわる有力な理論は提起されてこなかった。もちろん、「溝掛かり」論に与することなく、客観的・実証的に農業水利と村落との関連とその変化をとらえようとする研究はいくつもあった。しかしそれらは、「溝掛かり」論にかわるだけの理論的枠組を提起するものではなかった。そこで、本稿ではまず、社会学における水利研究としてもっとも代表的なものである余田博通の「溝掛かり」論の再検討をとおして、水利研究の課題について考察することにした。「溝掛かり」論は、大塚久雄の共同体論を導入したため、耕地の所有(占取)形態を基礎に農業村落社会の論理構造を解き明かすという土地所有論のレベルでの議論がなされており、用水の管理をめぐって人々が形成する多様な社会関係が見過ごされてしまいう限界があった。よって、「溝掛かり」論からは、用水を管理する「権利主体」の姿事業をらわれてこなかった。だれが、どのような資格にもとづいて、どのように用水管理をあらわれてこなかった。だれが、どのような資格にもとづいて、どのように用水管理をといるというきわめて基本的な問題が、社会学の立場からは、いまだ充分に解明されていないのである。そこで本稿では、耕地の所有(占取)形態だけでなく、それを一要因としながらも地域一円に公共的性格をもつ用水の所有・利用・管理をめぐる社会関

係の史的変化に注目し、用水の所有・利用・管理の権利主体の変遷の解明をめざし、現代 的地域資源管理のあり方を展望することにした。

「溝掛かり」論は、鈴木栄太郎の「自然村」論の継承にあたって、用水管理組織を村落内で自己完結するものととらえる傾向を生み、そこに問題点を内包することになった。しかし、水利の共同性は、かならずしも一村落内部で完結する性質のものではなく、場合によっては、かなり広い範域をふくみこんだ地域間の対抗と共同の関係のなかで、重層的かつ動的に構成されるものである。そして、水利の共同をめぐる用水管理組織間の秩序は、まったく自律的に形成されたのではなく、それぞれの時代の為政者や権力との関係のなかで形成されたものであり、用水管理組織の存在形態はその歴史的形成過程によって規定される部分も大きい。そこで、用水管理組織について考証するにあたっては、こうした、対外関係、そしてその歴史的展開過程という視点を重視することにした。

用水の所有・利用・管理をめぐる権利主体の歴史的展開過程の解明という本稿の課題に応じて、その考察にあたってはつぎのような方法をとることにした。

高度経済成長以降の地域問題に対応して登場した、地域社会ないし地域住民組織の基本的性格を地域管理主体であるとする議論のうち、中田実の「地域共同管理」論、そのうちとくに地域住民自治組織についての地域共同管理主体としての成熟段階にかんする議論を敷衍し、分析の枠組とすることにした。すなわち、用水管理組織とは、「水」という個々の経営体への完全なかたちでの分割がきわめて困難であり、私的所有になじまない地域資源を共同で管理していくための、地域資源管理集団のひとつである。そして、用水管理組織において用水の所有・利用・管理をめぐる権利主体は、歴史のなかで大きく変わっていくのであるが、その変化をとらえていくには、土地(耕地)についての関係(所有、生産にかかわる利用、生活にかかわる利用)をあわせた、2つの観点が必要になる。てのうち、土地についての関係を主軸として、①共同体型管理、②土地所有者支配型管理、③生産者管理、④生産者+生活者管理の4つの段階として用水管理組織における組織原理の変遷をとらえていくことにしたい。

そして、以上の分析枠組にもとづいて兵庫県の溜池灌漑地帯における用水管理組織についての事例研究をおこない、これをとおして、それぞれの段階の用水管理組織のあり方と、社会変動のなかでの組織原理の変化の問題について検討していきたい。

第2節 水利研究の意義と課題 ―― 余田博通「溝掛かり」論の検討をとおして――

1 社会関係・社会集団形成の契機としての「水利の共同」

水稲作を基軸として展開されてきた日本村落社会において、用水の確保は、農業生産にとって不可欠であった。ところが、用水は、土地とは異なり、個々の経営体への分割がきわめて困難な生産手段であった。中村吉治は、水利をめぐる共同体形成の必然性について、つぎのように説明している。「灌漑のための用水が、これを包括的に支配することが出来ないような不完全な所有の客体であって、完全に分割してこれを利用することが用水主体にとって出来ない限り、これの利用に当っては用水主体の側が不可分のものとして結合共同せざるを得ない」「中村吉治 1956:307頁」。こうして、用水は、畦によって

仕切られた個々の田へと配分されるまでは、個々の経営体による囲い込みが許されない領域として、共同利用集団の制約のもとに存在したのである。

このような日本村落社会における農業水利の構造的特質——集団と個の矛盾——について、早い時期に明快に指摘したのは、柳田國男の「農業用水ニ就テ」(1907年)であった。この論文は、日本村落社会における農業水利の構造的特質を指摘し、これにもとづき、水利権と水利制度についての政策的提言をおこなったものである。

柳田はまず、「従前ノ慣習」においては、灌漑用水に対する権利の主体は「個人ニ非スシテ村方」であったことを指摘する。「水利組合ノ組合員ハ村」であり、水利権にかんする協約を結ぶ場合を始めとして、水争いの訴訟を提起する場合にも、名主または惣代は、必ずこれを「村ノ名ニ於テ」おこなったのであるい [柳田國男 1907a:33頁]。彼は、農業水利権の主体が個人ではないことについて、「個人ハ未夕土地利用ノー方法トシテ水ノ領有(Appropriation)ヲ為スコト能ハズ理論上水ノ領有カ開始セラレテ私法ノ保護ヲ受クルニ至ルハ唯各自所有田地ノ水口ニ於テノミト言ハサルヘカラス」 [柳田國男 1907b:35頁]と述べ、「村方」を主体とする農業水利の集団性と、農業経営の個別性との構造的二重性を指摘する。

さらに、農業水利権の主体である水利団体とその利用主体である個人とのあいだには、 私経済原理にもとづく契約関係が結ばれておらず、水利団体に支払われる水利費は必ずし も用水の対価と目することのできないものであるため、個人の水利権の保証は、「必シモ 十分ナルコトヲ得サル」状態にあると述べている「前掲書:36~37頁〕。

そこで、「現在ノ水利組合ハ此際従来ノ組織ヲ改メ一ノ私法上ノ法人トシテ自ラ農村ニ 於ケル給水業者ノ地位ニ立ツヘキナリ」「前掲書:38頁」と述べ、用水利用者との契約 にもとづいて給水事業をおこなう市場経済的な「私設給水機関」の設立を提言するのであ る。

柳田の、農業水利権の個人への分割、私設給水機関の設立という提言には、農業水利権を近代的私権として確立しようという意図がみられる。岩本由輝は、柳田は「日本の農業を生業の水準から職業あるいは企業へと引きあげ、農民を自立させる基盤として"ムラ"を再編成することをもくろ」んでいたのであり、「その限りにおいて若き農政学者柳田は、きわめて意図的な近代主義者であった」とみている[岩本由輝 1978:6頁]。けれども、柳田のこの「近代主義」的提言は、寄生地主制が支配的であった当時の農村の現実からあまりにも隔絶した超越的提案だったとみなさざるをえない。

このように、政策的提言としては問題があるが、柳田のこの論文は、日本村落社会における農業水利の構造的特質——集団と個の矛盾——を、早い時期に明快に指摘したものであった。

このような特徴をもっているため、「水利の共同」は村落社会結合の契機のひとつとして非常に重要な位置を占めるものとかんがえられてきた。それでは、戦後農村社会学においては、水利にかんしてどのような研究がおこなわれてきたのであろうか。次項でみていくことにしよう。

2 社会学と水利研究

先述したように、日本村落社会は水稲作を基軸として展開されてきたから、水利をめぐ

る社会関係や社会集団の研究の重要性は社会科学諸分野でひろく認められ、農業経済学、経済史学、歴史学、法学、地理学などの分野で、それぞれの時代の問題関心にしたがって、数多くの研究がおこなわれてきた。。水利について、戦後のおもな研究をあげれば、喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的研究』(1950年)、金沢夏樹『稲作の経済構造』(1954年)、渡辺洋三『農業水利権の研究』(1954年)、農業水利問題研究会編『農業水利秩序の研究』(1961年)、馬場昭『水利事業の展開と地主制』(1965年)、永田恵十郎『日本農業と水利構造』(1971年)、玉城哲・旗手勲・今村奈良臣編『水利の社会構造』(1984年)、森実『水利の法と社会』(1990年)、志村博康編『水利の風土性と近代化』(1992年)などがある。

にもかかわらず、社会学の立場から農業水利を基軸とした社会関係・社会集団が直接の研究対象とされることは、きわめて少なかった。水利の問題に社会科学諸分野から関心が集まった1950年代の「村落共同体」論のなかにあっても、社会学の分野では、水利を主題とした研究はごくわずかであった。

そのなかで、水の共同利用を重視し、独自の共同体論を提示したのは、余田博通であった。かれの「溝掛かり」論は、理論系譜上は鈴木栄太郎の「自然村」論を継承しながら、同時に経済史における大塚久雄の共同体論(「耕区制」論)も導入し、両者を「2本の支柱」とすることによって、水利を村落結合(あるいは「自然村」)の基礎として位置づけたものであった。余田の「溝掛かり」論は、水利の共同性と村落構造について論じた、社会学における農業水利研究の先駆的業績といえる。

「溝掛かり」論はひろく話題にされ、村落社会研究に一定の影響を与えた。けれども、1960年代初頭に確立された「溝掛かり」論以後、社会学においては、これにかわる有力な理論は提起されてこなかった。

もちろん、「溝掛かり」論に与することなく、客観的・実証的に農業水利と村落との関連とその変化をとらえようとする研究はいくつもあった³⁾。そのうち、注目しておきたいのは、柿崎京一による研究である。後に述べるように、かれの研究には、「溝掛かり」論にはなかった重要な視点——用水管理組織の重層的拡大という対外関係からの視点——がふくまれていたからである。

以下では、社会学者による水利研究としてもっともよく知られている余田「溝掛かり」論をとりあげ、その検討をとおして水利研究の課題を析出したい。はじめに、「溝掛かり」論成立の学説史的背景として、その「支柱」となった鈴木の「自然村」論、および大塚が理論的に大きな影響を与えた「村落共同体」論のなかで、水利の共同がどのように位置づけられていたのかをみていく。つづいて余田「溝掛かり」論の意義と限界について検討し、これをとおして水利研究の課題をしめしたい。

余田「溝掛かり」論について再検討することは、同時に、1950年代の共同体理論について再検討することにもつながる。以下の作業は、いいかえれば、水利研究における「村落共同体」論からのパラダイム転換の模索でもある。

3 「自然村」論と水利の共同

鈴木栄太郎の「自然村」論は、「家」と「村」とを軸として、日本農村社会学の体系化をおこなったものであり、有賀喜左衛門の「家連合」論とともに、その後の農村社会学の

指針として、圧倒的影響力をもつものであった。

鈴木は、日本農村にみられる諸種の社会関係・社会集団の累積から三つの社会地区をとりだし、そのうちの中位のひろがりをもつ社会地区(第二社会地区、部落および近世の藩政村に相当する4))を「自然村」としてとらえた。それは、「行政上の地方自治体やいわゆる聚落ではなくして、一つの自然的なる社会的統一」「鈴木栄太郎 1968(初出1940):56頁〕を有する「一つの自律的存在者」であり、その社会的統一性は、「生活のあらゆる方面にわたる体系的な行動原理」である「時代の個人達を縦にも横にも貫ぬいている一個の精神」、つまり「村の精神」の存在によってもたらされるとした「前掲書:106頁〕。

「自然村」論のなかで、水利の共同は、自然村の結合の契機として、もっとも重視された。すなわち、「水田経営に従事してきたわが国の農民は、灌漑排水のための協力を必要とした。その共同利害者間の団結は、感情的要素も加わりきわめて強く、利害反する他者に対しては排他的でさえあった」[前掲書:104頁]として、水利の共同を自然村結合の契機の第一番目にあげたのである。続いて、農民の定住性と特殊な婚姻習俗による地縁と血縁の重複、共同防衛、江戸時代の一村連帯の統治制度、村民の等質性があげられている。これらは、自然村内の人々の結合を強固にするものであるが、さらに、氏神・入会林野・共同祈願・村仕事・相互扶助等々にかんする慣行により、自然村は、自主性・自律性をもつ存在として認められるのである。鈴木による村落結合の契機としての水利の共同の重要性の指摘がは、戦後、余田の「溝掛かり」論成立の糸口となった。

鈴木は、日本農村に存在する集団を十種の種目に分類したが、水利の共同にかんする集団は、そのうちの「特殊共同利害集団」とされている。「特殊共同利害集団」とは、「生活の重要な方面において利害を共同するがためにつくられた集団で、生活に対する、特に自然の恩恵及び障碍の、共同の関係の上に組織されている団体」[前掲書:368頁]をいう。それは、「自然村内に分立するのでなく、自然村の人々がそのままそれぞれの集団を形成し、自然村の結束をますます強固ならしむと共に、外社会に対してそれだけ敵対的態度を持するに至るもの」[前掲書:371頁]なのである。これは、「特殊共同利害集団」のひとつとして把握される水利共同組織について、その構成員は自然村の構成員と一致すること、また、対外的には共同利害集団として外社会に対抗するものであることを示している。

以上述べたように、鈴木氏の「自然村」論は、「自然村」=部落=旧近世村という理解にたつものであり、そのなかで、水利の共同は、自然村の結合のもっとも重要な契機としてとらえられていた。そして、水利共同組織は、自然村の全構成員からなる対外的共同利害集団として性格づけられた。けれども、「自然村」論においては、水利をめぐる共同関係と、その他の契機によって形成されるさまざまな社会関係との間の関連については、「累積」以上の説明はおこなわれなかった。この点を批判し、「溝掛かり」の範疇を軸に独自の村落構造論を展開したのが、余田博通である。

4 「村落共同体」論と水利の共同

戦後(1950年代)の農業水利研究は、戦後民主化の一環としての農地改革の評価を めぐる議論——とくに「村落共同体」論——のなかで活発に展開された。水利の共同は、 地主の村落支配の拠点となっている「村落共同体」存立のための重要な基盤のひとつとして、否定的価値理念のもとに研究対象とされたのである。

「村落共同体」論の理論的枠組として、当時の研究に圧倒的な影響を与えたのは、大塚久雄の『共同体の基礎理論』(1955年)であった。『基礎理論』は、資本制以前の諸生産様式はいずれも根底において「共同体」として編制され、そのうえにうちたてられていたという理解にたち、封建制から資本制への移行という歴史的事態は、「共同体」の終局的崩壊の局面を内包するものであった、とした[大塚久雄 1970(初出1955):10~11頁]。

「村落共同体」論は、農地改革による寄生地主制の解体にもかかわらず、改革後の村落には依然として地主制ないし半封建制が残存しているという見解にたち、地主制ないし半封建制の残存の根拠を「村落共同体」の残存から説明しようとするものであった。「村落共同体」は地主による村落支配の拠点となっており、したがって、日本の村落が半封建的地主制を完全に克服し、近代化するには、「村落共同体」を解体しなければならないとされた。

「村落共同体」をめぐる議論のなかで、水利の共同は、山林の共同とともに、「村落共同体」存立のためのひとつの重要な契機として研究対象とされた。 。このような観点からの研究は数多くなされたのであるが、 、ここでは、一例として、住谷一彦と服部一馬の研究をとりあげることにする。

住谷一彦の「村落共同体と用水強制」(1953年)では、水利の共同は、日本農村の 生産力発展阻止の一要因である村落=共同体において、その存立基盤である「耕作強制 (用水強制) | を生み出す要因としてとらえられている。

住谷は、西欧歴史学における研究成果をふまえ、「村落共同体の意味內容はその基軸を入会地の共同利用等にでなく"耕作強制"Flurzwangにおいて考えなければならない」[住谷一彦 1953:58頁]と主張する。そして、日本の村落にみられる番水制・廻水制(すなわち分水慣行、並びにその延長としての普請慣行)を「耕作強制」の範疇において把握し、その労働対象が「土地」ではなく「水」である点から、特殊に「用水強制」の範疇を構成するとみなした。そして、この「用水強制」を基軸として成立する村落共同体が、農村社会構造決定の一要因であり、かつ、生産力発展阻止の一要因であるとした。

服部一馬は、「農業水利における共同体規制」(1955年)において、水利の共同を「共同体規制」の側面からとらえ、これを地主制存続の一要因とみなす見解を示した。用水の利用を契機として地域的「共同体秩序」が成立するのであるが、これは、共同体の個々の構成員の稲作にたいして強い規制力をもっている。このような共同体秩序のもとでは、水の私的利用は、共同体的規制に全面的に依存することによってのみ、はじめて可能となる。そして、この共同体規制は、身分階層的な支配関係の存在のもとでは、「特権的身分層による村落支配のための契機に転化してしまう」[服部一馬 1955:104頁]。したがって、水利の共同は、共同体規制というかたちで「村落共同体内部および共同体相互間の、身分階層的な支配関係の固定化と再生産に役立ち、それがまた、自由な農民的土地所有の展開を強く拘束するに至った」[前掲書:109頁]のである。こうして服部氏は、「広汎な、稲作農業を中心とする地帯で、寄生的大地主の消滅にもかかわらず、なお、自由な「農民的土地所有」を阻む「地主制」の支配を認め得るのは、改革が「地主制」の

基盤となっている「水」の問題に手を触れなかったためである、といってもよい」[前掲書:110~111頁]と結論づけるに至った。

以上のように、戦後(1950年代)の農業水利研究は、農地改革をめぐる議論のなかで活発に展開されたのであるが、「村落共同体」の存立基盤の重要なひとつとして、「耕作強制」あるいは「共同体規制」の範疇のもとに研究対象とされたのである。

「村落共同体」論は、農業経済学および西欧歴史学を中心に提起された議論であったが、これは、農村社会学にも積極的にとりいれられていった。 。そのなかで、水田の分散占取形態に起因する水利の共同に注目して独自の共同体論を展開したのが、余田博通であった。

5 余田博通「溝掛かり」論

余田は、鈴木栄太郎の「自然村」の概念と大塚久雄の『共同体の基礎理論』における「耕区制」を方法論としての「二本の支柱」として、独自の「溝掛かり」論を展開した。それは、自然村=村落共同体の統一・成立の基礎を、「耕区制」に類比される「溝掛かり制」に求め、この基礎から自然村=村落共同体の基礎構造(=集団累積秩序)を明らかにしようとするものであり、鈴木の「自然村」の概念を村落構造論の観点からとらえなおそうとしたものといえる。

余田の「溝掛かり」論は、社会学者によるこれまでの農業水利研究のうち、もっとも代表的かつ体系的なものであり、水利の共同と村落構造についての有力な理論といえるだろう。以下では、まず、「溝掛かり」論の骨格を概観しよう。

余田は、村落社会分析の基礎に、鈴木栄太郎の「自然村」の概念をすえた。先述のように、「自然村」は、地縁的結合を基礎とする集団累積体であり、それは「時代の個人達を縦にも横にも貫ぬいている一個の精神の存在」 [鈴木栄太郎 1968 (初出1940):106頁] によって社会的統一性を有するものである。しかし、余田氏は、この概念は一般的抽象的超時間的概念に終わっていると批判し、「特殊歴史具体的村落共同体の統一・成立の論理および現実態により近い概念を明らかにすべき」 [余田博通 1961:62頁] であると主張した。すなわち「自然村が一般的抽象的概念でなく、具体的な日本の・農村の・現時の自然村の概念であるならば、(中略)諸集団が単に累積するということだけではなく、累積の秩序を明らかにすべき」 [前掲書:63頁] であるとかんがえたのである。

会田は、この問題を解く糸口を、鈴木による、日本農村における水利の共同利害の重要性の指摘のなかに見出した。それは、「日本の農民が充分に個人主義的になり得ない、そして自然村の集団に対する全体主義的観念を充分に育成さした最大の理由の一つは明らかに水利の共同利害の関係であるという事ができるであろう」、「水利の物理的組織系統をみる事によって聚落の形態を、故にまた自然村の独立を大体に読みとる事すらできるであろう」「鈴木栄太郎 前掲書:369頁」というものであった。

さらに余田は、大塚久雄の『共同体の基礎理論』に触発され、「ゲルマン的」共同体における「耕区制」の類比によりこの問題を解明できるのではないかとかんがえた。余田が「いま一つの重要な視角をわれわれは与えられた」[余田博通 前掲書:92頁]として引用したのは、『共同体の基礎理論』の次の一節である。「われわれが世界史的観点から

技術史的系譜を全くことにした諸地域(たとえば上述のようなヨーロッパと水田耕作のわ が国)における「農業共同体」の発展段階を批判的に比較しようとするばあい、このマイ ツェンの見解は大きな示唆をあたえるのではあるまいか。なぜなら、この立場にたって推 論をすすめるならば、「ゲルマン的」共同体、したがってそれに特有な「耕地形態」を史 実のうちに検出しうる鍵は、なによりもまず、「形式的平等」の原理を具現するところの 「耕区制」── たといそれが「ラーゲモルゲン制」の姿をとっていようとも── が何らか の形で存在するか否かという問題となってくるからである」「大塚久雄 1970(初出 1955):100頁]。『共同体の基礎理論』によると、資本制以前の諸生産様式はい ずれも根底においては「共同体」として編制され、その上にうちたてられているが、「共 同体」は、生産諸力の、したがって諸個人の私的活動の発展の段階に応じて、それぞれ独 自な形態と構造をもつものとして現われてくる。それらは、①アジア的形態→②古典古代 的形態→③ゲルマン的形態(=「封建的共同体」、「村落共同体」)の三つの基本形態と して、発展段階として指摘される。「耕区制」は、「ゲルマン的」共同体独自の「耕地形 態」であり、「ゲルマン的」共同体の基本法則というべき土地占取における「形式的平等」 の原理の基礎となるものである。つまり、余田は、大塚の右の指摘から、「耕区制」に比 すべきものがなんらかのかたちで存在するのであれば、それをもって「ゲルマン的」共同 体=「村落共同体」の存在を基礎づけることができるとかんがえたのである。

こうして、鈴木と大塚の指摘を基本的視点として「幾つかの村落共同体と予想される部落」「余田博通 前掲書:90頁」をとりあげり、、村落社会の実態分析をおこなった結果、余田は、自然村=村落共同体の統一・成立の基礎を「溝掛かり制」に求めるに至った。余田は、日本の水田村落の場合、「ゲルマン的」共同体における「耕区制」に比すべきものは「溝掛かり制」というかたちで存在しているとかんがえた。「ゲルマン的」共同体における「耕区制」とは、「共同耕地」Ackerlandが細かい「耕区」Gewannに分けられており、各村民(=家族経済)はこの各「耕区」にいくばくかの大きさの「耕地片」を私的に占取し、この各「耕区」に分散している耕地片の総体が彼の所有する「耕地」をかたちづくるという、いわゆる「混在耕地制」の耕地占取形態をさす¹゚゚。余田は、この「耕区」に対応するものとして、耕地の分散・混在の場としての「溝掛かり(田)」の範疇を措定し、これを基礎に村落共同体の論理構造を解明しようとしたのである。

「溝掛かり制」の意味する内容は、つぎのとおりである。①一筆の田は、それが畦畔によって他の田から仕切られていることによって個別性を有しているが、水利という点からいえば、水路を除外して田はあり得ないのであるから、水田は本来的に著しく公共的性格を有している。②一本の溝から給水される田の一集団は「溝掛かり田」とよばれるのであるが、各溝掛かり田は、用水・排水について一体としての利害関係を有する。③さて、溝掛かり田の各一筆は耕作者がそれぞれ異なっているから、溝掛かり田は「混在耕地」となっている。耕作者の側からいえば、被等はいくつかの溝掛かり田に何筆かの水田を占取しているわけである。このような3つの特徴をもつ水田の耕地占取形態=混在耕地制を「溝掛かり制」とよぶ。「耕区制」と「溝掛かり制」の対応関係については、図1に示している11)。

「溝掛かり制」という耕地形態においては、水田の占取者が一筆ごとに異なっているため、水路の管理は著しく公共性に制約されることになる。そこで、各溝掛かり田には、共

同管理・労働のための組織(溝さらえ班)が成立する。耕作強制、共同体規制は、「溝掛かり制」にその根拠をもつのである。さて、各農家の耕地は複数の溝掛かり田に分散しているため、各農家は同時に多くの共同組織の構成員となる(図2、図3)。各農家が相互浸透的にこのような関係にあるとき、これらのすべての共同組織を包含する村落的規模の共同労働組織の成立が必然となる。この共同労働組織(水田共同態)こそが、村落の一体性の基礎となる基底的集団であり、「村落が一体であるという社会意識、共同意識、また村落の規範意識の根源」[余田博通 前掲書:362頁]」なのである。

この水田占取の共同態性を基礎とする共同労働組織(水田共同態)を基底とし、その上に私有林野共同態が重なり、さらにこれらの共同態によってその一体性が基礎づけられる村落的規模の共同態的諸集団(たとえば氏子集団)が累積して、村落共同態が成立する。そして、この村落共同態の上に、これを前提として成立している村落共有集団(いわゆる部落共有集団、たとえば共有林野集団、共有道路集団等)が重なり、その上に、土地占取の相対的独立性を基礎とする生産の私的性質に基づいて現われる諸集団や、住居の隣接関係を基礎とする部分的集団、さらに家共同体あるいはそれを基礎とする諸集団等が累積する。このような関係において一体性をたもつ集団累積体が、村落共同体であるというのである。

以上述べたように、「溝掛かり」論は、鈴木の「自然村」概念の内在的批判から出発し、「ゲルマン的」共同体における「耕区制」に類比しうるものとして、水田耕作における「溝掛かり制」の範疇を措定することにより、これを基礎に村落共同体統一・成立の基礎構造(=集団累積秩序)を明らかにしようとするものであった。これは、鈴木の静的な「自然村」概念を村落秩序形成の動的構造として解明しようとしたものといえるだろう。

図1 「耕区制」と「溝掛かり制」

「耕区制」 Hufe : Streife — Gewann — Ackerland

フーフェ: 地 条 耕 区 共同耕地

「溝掛かり制」 一戸前 : 一筆田 溝掛かり むらの総水田

[余田博通 1961:232頁]、[大塚久雄 1970(初出1955):91~102頁]より作成

図2 溝掛かり分散占取形態

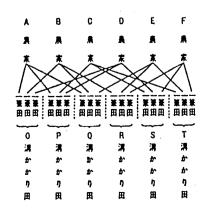
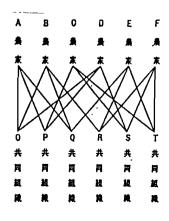


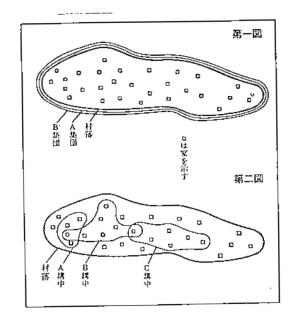
図3 農家と共同組織との関係

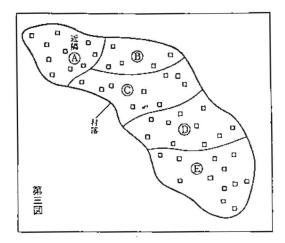


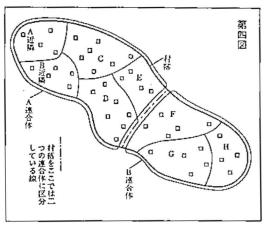
9

[余田博通 1968:40頁]

鈴木栄太郎の村落模式図

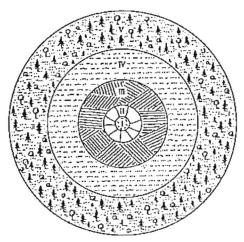






[鈴木栄太郎 1977:240、241、242頁]

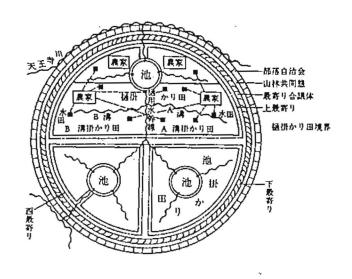
ゲルマン的村落共同体における 土地占取の様式—— その理想図



付約2 ゲルマン的材容共同体における土地占取の様式― その理意図(I-II は宅地および軽短地、III II共同財地、IV-V は共同地) Max Wabet, Wirtschaftsgeschichte, S. 21 より借用。

[大塚久雄 1970:92頁]

安倉部落基礎構造図



[余田博通 1961:217頁]

6 水利研究の課題

(1) 用水の所有・利用・管理をめぐる「権利主体」像の解明

── 「所有論的共同体論」の限界──

「溝掛かり」論は、理論系譜上では、鈴木栄太郎の「自然村」論を継承しながら、同時に経済史における大塚久雄の共同体論(「耕区制」論)も導入し、両者を「二本の支柱」とすることによって、水利を村落結合(あるいは「自然村」)の基礎として位置づけたものであった。これは、社会学の分野では従来研究の少なかった水利の問題について、共同性の成立の基礎を明らかにし、さらにこれを基礎として、鈴木によって明らかにされえなかった「自然村」内の諸集団の累積秩序を村落構造として示そうとしたものであり、社会学における水利研究の先駆的業績として高く評価しなければならない。

けれども一方で、残された課題も多い。結局、「溝掛かり」論は、耕地の分散占取形態に注目することにより、村落的事業としての用水管理成立のメカニズムを解明しようとしたものであった。すなわち、「なぜ、自然村の範域に水利組織が成立するのか」という問い(この問い自体が内包する問題点については後述する)にたいして、耕地の分散占取形態の存在をもとに独自に「溝掛かり制」の概念を措定し、これを基礎にそのメカニズムを説明することで答えとしたものであった。それは、耕地が分散する範域を根拠に水利の共同が形成される「範域」を主たる論点としたものであり、耕地の所有関係に視点が限定されていた。耕地の所有主体を中心に含みつつも、もっと広域的な所有・利用・管理を必要とする用水にかんする権利の主体とその主体間の社会関係についての総体的な考察には及ばなかった。だれが、どのような資格にもとづいて、どのように用水管理事業をになってきたのかという、きわめて基本的な問題が、社会学の立場からは、いまだ充分に解明されていないのである。用水の所有・利用・管理の権利をもつ主体像の解明は、今後の水利研究におけるもっとも重要な課題であろう。

耕地の分散占取形態という狭い事項に関心が集中し、用水の管理をめぐって人々が形成 する多様な社会関係が充分にとりあつかわれなかったのは、「溝掛かり」論が依拠した大 塚の共同体論が所有論として展開されていたことによるとかんがえられる。小谷汪之は大 塚の『共同体の基礎理論』を所有論レベルの共同体論であるとして、その問題点をつぎの ように指摘している。「大塚の「共同体の基礎試論」にかかわる第三の問題点は、大塚が 共同体論をもっぱら所有論(それも土地所有論)として展開しているという点である。共 同体とは、本質的には、経済的、政治的、文化的等々のさまざまな契機を媒介として形成 される人と人とのあいだの重層的・多元的諸関係の集積であり、したがって共同体的社会 編成自身が重層的・多元的な構造をもつものなのである。(中略)ところで、所有関係と は、後述のように、人と人との関係が、「人と物との関係」として表現されたものであり、 土地所有とは人と人との関係が、人と土地との関係という局面に表現されたものにほかな らない。したがって、一般に所有関係とは、人と人との関係の一局面を表現しているにす ぎず、多様な共同体的社会関係の個性を、その一局面に集約することはできないといわね ばならない。その意味で、共同体論は、大塚のような所有論のレヴェルではなく、「関係 論|のレヴェルで多元的にとりあつかわれるべきものなのである「小谷汪之 1985: 116~117頁] | 。

小谷は、所有関係とは、人と人との関係のひとつの局面を表現したものであるから、所

有論のレベルよりも関係論のレベルのほうがより包括的であるとしている。同様の主張は 岩本由輝によってもなされており、「近代以前の社会における人間存在の前提としての共 同体を農業社会のみならず非農業社会にも適用できる普遍的概念とするためには従来の所 有論的考察では不十分である[岩本由輝 1994:213頁]」との視点から、関係論 的考察の導入が提唱されている。

大塚の共同体論(とくに「耕区制」論)を導入した「溝掛かり」論もまた、耕地の占取形態を基礎に農業村落社会の論理構造を解き明かすという土地所有論のレベルでの議論がなされている。けれざも、用水管理についてかんがえてみると、これをとりまく社会関係はじつに多様であり、所有のレベルの議論だけでなく、これを利用・管理の問題と結びつけて論じていく必要がある。また、所有・利用・管理の重要な対象物である用水そのもと用水施設を見逃してはならない。用水と用水施設は、耕地にくらべてより広域的の主体の・利用・管理を必要とするのであり、これらの所有・利用・管理の権利主体とそのないだに形成される社会関係は、耕地をめぐるそれと密接な関連をもちつも独自のいてに形成される社会関係は、耕地をめぐるそれと密接な関連をもちつも独自いての所有(占取)関係だけを基礎とするのはあまりにも狭いといわざるをえない。用水をめぐる社会関係について総体的考察をおこなうためには、土地所有関係もまた、人と人とのあいだに取り結ばれる社会関係のひとつのあらわれとしてとらえていく視点が必要ではないだろうか。

(2) 対外関係からの視点 — 用水管理組織の重層性——

「溝掛かり」論は、大塚の共同体論とともに、鈴木の「自然村」論をもう一本の支柱として成ったのであるが、それは一方で、水利を村落内部で自己完結したものと捉らえる傾向を生み、そこに問題点を内包することになった。

「自然村」論は、「わが国の農村におけるいわゆる自然発生的にして明治以前より存する集団」 [鈴木栄太郎 1968 (初出1940):374頁] は、部落=旧近世村に相当する第二社会地区を超えることなく、その内部に累積しているという理解にたつものであり、これはそのまま「溝掛かり」論に継承された。用水管理組織は、自然村の範域内において形成されるという前提のもとに理論が構築され、村落の外側に存在する諸要因については関心が払われなくなってしまったのである。けれども、用水管理組織は、対外関係のなかで重層的に動的に構成されるものであり、一村落内で完結する性質のものではない。また、中村吉治が岩手県煙山村を事例とした詳細な実証研究によって示したように、用水管理組織は、かならずしも村落の範域と一致するわけではない 12)。

対外関係という視角から用水管理組織をとらえなおしてみると、それは、「社会的に承認された(規範化された)用水権の主体」としてあらわれてくる。余田は、「耕区制」の存在を基礎に村落構造の体系的説明を試みようとしたため、水利をめぐる共同の契機を「溝掛かり制」に起因する水路についての家々の共同へと、狭く限定してしまったのであるが、水利について家々が共同する契機はこれ以外にも存在する。たとえば、用水の確保をめぐる共同、用水施設の維持・管理をめぐる共同、水源の維持管理をめぐる共同などである。このうち、用水管理組織成立にとってもっとも重要な契機となるのは、用水の確保をめぐる共同であろう。

用水の確保をめぐる共同とは、他の用水管理組織に対抗して対外的に用水を確保するための共同を意味する。農業用水は、その不分割性という性質のために、畦によって仕切られた個々の田へと配分されるまでは、つねに共同で確保されなければならず、この対外的用水確保における共同が、用水管理組織の結合を強固なものとしてきたのである。用水管理組織が外社会にたいしてみせる「敵対的態度」については、鈴木栄太郎も指摘しており「鈴木栄太郎 1968 (初出1940):371頁」、そこには対外関係への視点も含まれていたのであるが、鈴木の理論を出発点として構成された余田の理論ではこの視点は脱落してしまっている。

用水管理組織間での用水の配分は、社会的対抗と承認をとおして規範化され、「水利秩序」として存在するようになる。また、それぞれの用水管理組織は、みずからの用水利用の事実が社会的に承認されると、それを「用水権」として意識するようになる¹³⁾。したがって、対外関係という視点からは、用水管理組織は「社会的に承認された(規範化された)用水権の主体」としてあらわれてくるのである。

用水の配分をめぐる用水共同組織間の対抗関係は、重層的かつ動的に存在する。たとえば、対抗関係にある2つの用水管理組織がまとまって、他の用水管理組織または用水管理組織の連合に対抗する場合がしばしばある。そして、これらの用水管理組織がひとまとまりとなってひとまわり大きな2次的な用水管理組織を形成し、また別の用水管理組織に対抗する場合もある。さらに、この2次的用水管理組織が、さらにより広範囲におよぶ3次的用水管理組織を形成する場合もある。水利の共同性は、このような重層性をもつものとして、それぞれの状況に対応した動的なものとしてあらわれてくるのである。

こうした用水管理組織の重層的構造の実態は、柿崎京一によってリアルに描かれている [柿崎京一 1978]。そこでは、香川県の溜池灌漑村落を事例として、溜池の整備や 用水の確保をめぐる地域的対抗関係のなかで用水管理組織がより広範な地域をふくみこむ ものへと重層的に拡大していく過程の実態があきらかにされ、さらに用水管理組織の重層 的拡大が、一方的に末端組織を解体の方向に作用するとは限らず、かえって、自他の区別、境界づけ、協定や対抗関係を派生させつつ、用水管理組織を統合の核として村落の政治的 再編成を現出することにもなるとの指摘がなされている14)。

柿崎がしめしたように、水利の共同をめぐって形成される社会関係は、一村落内部で完結する性質のものではなく、場合によっては、かなり広い範域をふくみこんだ対外関係のなかで、重層的かつ動的に構成されるものとしてとらえられるべきであろう。

(3) 歴史的変遷の解明 — 近世的用水管理秩序との関連—

先に述べたように、用水管理組織が形成される範域(受益地の範域)は、かならずしも 村落と一致するわけではない。けれども、村落が用水管理組織の一分節単位となっている ケースも少なくない。このようなケースは、近世以前からの歴史をもつ用水管理組織に比 較的多く見出すことができる。

旧近世村と用水管理組織の関係について重要な示唆を与えてくれるのが、渡辺洋三『農業水利権の研究』(1954年)である。渡辺は、旧近世村ないしその連合を母体とする「水利共同体」こそが、農業水利権の現実の主体であるとした。彼は、「水利共同体」の歴史的成立は「近世村落の自治的形式¹⁵⁾と軸を一にするもの」「渡辺洋三 1954:

250頁]であり、戒能通孝の研究 [戒能通孝 1943]を敷衍して、徳川時代の村は、「行政組織上の村」と人民の自治的な「生活共同体としての村」との分離が明確ではなく、水利組合は村そのものであるか、あるいは数村の連合であったけれども、水利権の主体となったのは、水利秩序における共同の利害と責任の意識にもとづく連帯性に支えられた一個の「生活共同体としての村」であるとした。そして、明治以降の法制の上からの近代化にもかかわらず、現実の農業水利権の主体は、以前として旧来の生活共同体としての水利組合の手中に残されたと述べた「渡辺洋三 1954:250頁]。

渡辺の所論は、旧近世村のもっていた用水管理組織としての性格が、現在の用水管理組織のあり方を規定しているとするものである。この点では、非常に示唆に富んだ指摘である。ただし、渡辺は、近世村の用水管理組織としての性格を「行政組織上の村」よりも「生活共同体としての村」のほうに見出したのであるが、近世村をひとつの用水管理組織たらしめたのはむしろ「行政組織上の村」としての性格のほうであろう。なぜならば、すでに述べたように、筆者は用水管理組織を対外関係のなかで状況対応的に構成されるものととらえるが、その対外関係のあり方を規定したもっとも大きな要因のひとつに、近世の領主権力があったからである。水利事業は、かなり広い範域について、用水管理組織あるいは用水管理組織連合のあいだの利害調整を必要としたが、その円滑な運営のため、にば支配権力による介入がなされた。近世においては、複数の行政村にかかわるような利害問題については、領主権力が介入し、調整をおこなった160。その場合、近世の行政村は、対外的に用水管理組織として存在し、水利訴訟の主体となり、水利協定の当事者となった。

このように、近世の領主権力との関係をとおして、旧近世村は用水管理組織としての性格を備えていたということができる。用水管理組織はまったく自律的に形成されたのではなく、それぞれの時代の為政者や権力との関係のなかで編成されたのである。

ただし、これは、重層する用水管理組織のうちのあるレベルのものが旧近世村に相当しているという指摘であり、旧近世村の内外における異なるレベルの用水管理組織の存在を否定するものではない。旧近世村を用水管理組織を形成するひとつの分節単位としてとらえようとしているのである。したがって、旧近世村が村落としてのまとまりをもっている場合には、村落と用水管理組織との一致は比較的見出しにくいということになるだろう「17」。また、近代以降、あらたに水源を獲得して設立された用水管理組織においては、旧近世村に相当するまとまりが重要な意味をもつことは少ないであろう。用水管理組織をとらえていくうえで、旧近世村――領主権力――との関連は、きわめて重要な要素であるとおもわれる。したがって、用水管理組織を研究の対象とする場合、少なくとも近世からの展開を視野に入れておく必要がある。

(4)小括

以上、「溝掛かり」論の検討をとおして、社会学における今後の水利研究の課題について考察した。「溝掛かり」論は、社会学の分野ではとりあげられることの少なかった農業水利について、その共同性成立の基礎を「溝掛かり制」の範疇を措定することによって明らかにし、さらに、これを基礎に、鈴木によって明らかにされなかった村落内諸集団の累

積秩序を村落構造として解明しようとするものであった。

しかし、それは、所有論的共同体論を基礎に村落的事業としての用水管理成立のメカニズムを論じたものであり、耕地の分散占取形態という非常に狭い事項に関心が限定されていたため、そこからは用水の所有・利用・管理をめぐる「権利主体」の姿は現われてこなかった。耕地の所有関係もまた人と人とのあいだに形成されるひとつの社会関係のあらわれとしてとらえ、耕地の所有主体を中心に含みつつも、もっと広域的な所有・利用・管理を必要とする用水にかんする権利の主体を解明し、その主体間に取り結ばれる社会関係について総体的に考察していくことは、もっとも重要な課題のひとつであろう。

また、「溝掛かり」論は、用水管理組織を村落内部で自己完結するものとして捉らえる傾向にあり、そこに問題を内包していた。しかし、用水管理組織は、しばしば村落を越えて拡大するのであり、その範域も村落と一致するとはかぎらない。用水管理組織は、対外関係のなかで重層的に動的に構成されるのである。しかもそれは、まったく自律的に形成されるのではなく、それぞれの時代の為政者や権力との関係のなかで編成されるのであり、その存在形態は歴史的形成過程によって規定される部分も大きい。実際、旧近世村が重層する用水管理組織のうちの末端用水管理組織としての機能を果たしているケースは多い。用水管理組織について考証するためには、対外関係、そしてその歴史的展開過程という視点も不可欠なのである。

そこで、本稿では、用水の所有・利用・管理をめぐる権利主体に注目しながら用水管理 組織の歴史的変遷の解明をおこなうことを課題とする。次節では、その分析枠組について 検討したい。

第3節 本稿の分析枠組

1 地域管理主体としての地域社会

本稿では、地域社会ないし地域住民組織の基本的性格を地域管理主体であるとみなし、 用水管理組織もまた「水」という地域資源を管理するために形成された地域資源管理集団 の一形態としてとらえていくことにする。

地域社会ないしは地域住民組織を地域環境の管理主体としてとらえる議論は、高度経済成長以降に生じたあらたな地域問題の解決という実践的課題に対応して提起されたものである。日本経済の高度成長にともない、地域社会は急激な構造変動を経験し、あらたな地域問題が生じるにいたった。過疎・過密、公害・環境破壊などの問題が、人々の生活に深刻な影響を与えるようになり、「同じ範域の土地に媒介されて存立している地域社会の人間生活にもつ意味が問い直されることになってきた[中田実 1995年:8頁]」のである。中田実の「地域共同管理」論、そして鳥越皓之・嘉田由紀子らの「環境史」は、こうした立場から提起されたものである。これらの議論は、高度経済成長を経た現代の日本社会において、地域の共同をいかに維持・形成していくかという問題関心に支えられており、「村落共同体」を日本社会の近代化(とくに民主化)を阻害するものとして否定的に取り扱う1950年代の議論とは大きく異なっている。

まず、中田の「地域共同管理」論についてみていくことにしよう。中田によれば、「地域共同管理」とは、「地域社会が、主体的にその維持発展のために果たす機能の総体〔中

田実 1995:2頁]」を意味する概念であり、その第一の基盤は「土地」をめぐる共同管理であるとされる。この概念は、現実の地域問題解決と自治主体の形成という実践的課題に応えるために提起されたものであり、いいかえれば、「土地や環境・資源の持続的管理が要求する共同性に対応できる新たな原理を模索する議論¹⁸⁾」なのである。

「地域共同管理」概念は、現代の地域社会論の3つの領域――①町内会・自治会論、② 住民運動論、③コミュニティ論―― の分析のなかから析出されたものである。中田はこれ らの議論においては、地域住民組織の基本的性格が必ずしも明らかにされてきていないと したうえで、「結論的にいえば、地域社会とは、人びとの生産と生活にかかわる、さまざ まな範域(領域)と程度における地域共同管理組織である[中田実 1993:38頁]」 と述べた。そこでは、町内会・自治会にみられる機能の包括性や未分化は、否定的にでは なく、むしろ総合性として積極的に評価されるべきものであるとされる。また、「真に 「自治の主体」と呼びうるものは、自覚的な地域「管理主体」である「コミュニティ」と、 体制的な支配にたいして対自化された「変革主体」である「個我」との総合」であり、 「コミュニティ」への指向が内包する組織的特徴として、①町内会・自治会の地域区画の 固定性、閉鎖性にたいし、「コミュニティ」は、これらを構成単位としつつもより広く (通常は小学校程度)、より開放的に編成される、②機能面で、行政末端的なものから、 これを主体的に受けとめつつ地域共同管理的(地域問題の解決主体化)なものに重点を移 していく、③地域内各種組織が行政のタテ割りの体制に系列化されて、地域内での相互関 - 係を欠いてきているのにたいし、これらを地域内で有機的に結合し、分業化と総合化をす すめることによってより有効な地域共同管理を実現する、④財産区や町内会・部落会の財 産をより広い地域共同利用に開放する基盤をつくる、⑤「コミュニティ」づくりは主体的、 自覚的な地域共同管理への取り組みであって、それは自覚的で計画的なまちづくりを前進 させる、との五つをあげている「中田実 1993:28頁]。

中田は、地域住民組織は、地域生活条件の管理にかんして、つぎの3つの段階を経て、 しだいに地域共同管理主体として成熟してきたとする。それは、地域における基本的な生 活手段が、私的で自給的なものから、社会的で共同的なものに変化していく過程に対応し ている。それらは、①共同体型管理、②所有者支配型管理、③利用者管理である。

①共同体型管理とは、共同所有・共同利用・共同管理の三者が一体で運営される共同体的管理の段階である。それは、選択の余地のない宿命的な「共同」であり、自然発生的(=即自的)な地域共同管理の段階である。②所有者支配型管理とは、共同体的所有の解体と私的所有の発生にともない、所有者が管理主体となり、利用者は管理から排除される段階である。いいかえれば、所有と結びついた即自的な地域共同管理の段階である。③利用者管理とは、生活の社会化にともない、生活基盤の共同利用が増大し、利用に即した管理がおこなわれる段階である。住民は、生活者=利用者としての固有の立場から、主体的、自覚的に地域管理に参加しようとする。

このように、「地域共同管理」論は、「地域共同管理」概念のもと、地域社会の構造・機能・動態(発展)を統一的に把握しようとするものである。この議論は、地域社会において、土地所有者ではない住民の占める割合が高まってきたという現実を受けて、公共性によって私的所有権の発動をある程度制限し、無所有者の発言権を「利用権の増大」というかたちで確保して、地域住民のすべてが参加できる、主体的・自覚的なコミュニティづ

くりをめざすものといえるだろう19)。

つぎに、「環境史」についてみていくことにしよう。1980年代半ばから、鳥越皓之、 嘉田由紀子らを中心に、「環境史」の立場からの村落社会研究がおこなわれている。それ は、人間の手の加わらない自然を一番のぞましいとかんがえる「自然環境主義」や、「近 代技術主義」にたいして、当該社会に生活する居住者の立場に立ち、居住者の「生活」に 強調点を置く「生活環境主義」の立場から提起されるものであり [鳥越皓之 1989: 19頁]、「生活上の知識や、地域に固有の伝統、個人に蓄積された経験や社会的相互作 用を分析し、そのなかから、環境問題に対処する方法をみつけだそう [嘉田由紀子 19 93:149頁]」とするものである。「環境史」は、「環境問題はもはや、水俣や四日 市に代表されるような社会病理としてだけではなく、ごく日常的な社会生活のなかにもお きている [嘉田由紀子 1986:101頁]」という認識にたち、環境問題を日常生活 論と密接に関係する正常の地域社会学として位置づけようとする。そして、その論理の骨 格は、有賀喜左衛門に代表されるような村落社会生活論や、柳田國男を中心とした日本民 俗学の常民研究などの、日本における生活者を対象とした研究に依拠しつつ構成されてい る。

「環境史」においても、村落組織の環境管理主体としての性格は明確に指摘されている。 嘉田由紀子「環境管理主体としての村落組織とその変容―― 琵琶湖岸の村の百年の歴史から――」(1991年)についてみてみよう。 嘉田は、琵琶湖岸の一村落における明治維新以降の水環境管理についての検討をとおして、村が、自らの生活空間や生活環境に対して「経常的な保全的管理」「臨時的な保全的管理」さらに「投資的な管理」をほどこしてきたことを指摘し、「村は、個々の成員の報酬化された労働組織が周辺環境に働きかけを行ないながら環境管理を行なってきた経営体といえる [嘉田由紀子 1991:108頁]」と述べた。そして、「村落がもつ主体的側面、地域経営体としての意思を何らかの形でひきだすことができたら、村領域の環境保全を担う主体として村落は十分その機能を発揮できるだろう。また、それ以外に村落社会の環境保全を担う主体は措定しえないのではないだろうか [嘉田由紀子 1991:110頁]」と結論づけている。

鳥越、嘉田らの「環境史」は、戦後の共同体論のなかでは前近代的要素として否定的にとらえられていた伝統的共同原理を、環境問題という現代的問題に対応して再評価しようとするものである。そこでは、日常の生活空間に刻み込まれた「共同的記憶」が、連帯性を生み出し伝統を持続させる力として重視され、世俗的世界における幻想(イメージ)が社会性によって共同化されて形成される「共同体的情念」が、具体的な地域社会の組織化や行動に影響するとされる[嘉田由紀子 1986:105~106頁]。

「環境史」の立場は、地域住民組織を地域管理主体とみなす点では中田の「地域共同管理」論と共通しているが、伝統的共同原理を現代的に再評価しようとする点で、あらたな問題状況に対応するあらたな原理を模索しようとする「地域共同管理」論とは立場を異にしている。

以上、地域社会ないし地域住民組織の基本的性格を地域管理主体としてとらえる2つの議論について述べた。中田は、今日のあらたな地域問題に対応したあらたな地域共同性の原理を模索し、「地域共同管理」概念のもと、その原理の変革を「所有者支配型管理」の段階から「利用者管理」の段階への展開として把握するにいたった。また、鳥越・嘉田ら

は、「環境史」の立場から、村落を環境管理をおこなってきた経営体ととらえ、村落組織による伝統的な環境管理のあり方の分析をとおして現代の環境問題への対処法を見出そうとした。これらはいずれも、高度経済成長以降の急激な地域社会の構造変動の結果生じてきた地域問題の解決をめざすという、実践的課題から提起されたものであった。

2 権利主体の変遷

用水の所有・利用・管理をめぐる「権利主体」に注目しつつ、用水管理組織の歴史的変遷を跡づけていくにあたって、本稿では、中田実によって提起された「地域共同管理」論、なかでもとくに地域住民自治組織についての地域共同管理主体としての成熟段階にかんする議論を敷衍し、分析の枠組としたい。それは、「水」という個々の経営体への分割が困難な地域資源の管理をめぐる共同の原理の展開過程を把握するのに、中田の提起した所有・利用・管理という概念区分がきわめて有効であるとかんがえるからである。

「地域共同管理」論では、管理の対象とのかかわりについては所有と利用に、よって、管理主体(管理者)については所有者と利用者に、概念区分がなされている。地域住民組織を対象とする「地域共同管理」論は、地域社会は「土地の共同」を契機としてなりたつというかんがえ、もう少しくわしくいえば、地域の共同性は本来完全に排他的なかたちでの私有にはなじまない土地を基盤とする地域空間の性格に規定されることによって指向されるというかんがえのうえに成り立っている。したがって、「地域共同管理」論においては、基本的に、所有・利用・管理の対象は土地であり、所有者とは土地所有者、利用者とは土地利用者である。

さて、地域問題を包括的にあつかう地域住民自治組織ではなく、地域社会に形成される地域資源管理集団のひとつである用水管理組織について分析しようとする本稿においては、用水管理組織という対象の性格に応じた分析枠組を用意しなければならない。

用水管理事業が農業生産、とくに水稲作にとって不可欠なものである以上、土地、とくに耕地についての所有・利用・管理という観点が不可欠であることはいうまでもない。けれども、用水管理組織を研究対象とするのであれば、土地(耕地)だけでなく、用水管理組織が直接の管理対象とする資源としての用水そのものと用水施設についての共同所有・共同利用・共同管理という観点が必要である。

用水管理組織が管理の対象とする地域資源は「水」である。しかし、「水」そのものは、これを直接管理することはできない。水を管理するには、水を管理可能な「かたちのあるもの」にしなければならず、そのための器である溜池や水路などの用水施設の管理が不可欠なのである。用水の管理は、用水施設を媒介としてはじめて成り立つのである。したがって、用水管理組織が管理をおこなう直接の対象は、資源としての用水そのものと用水施設ということになる。

用水と用水施設の所有・利用・管理は無秩序におこなわれるのではなく、社会的に承認された「用水権」にもとづいておこなわれる。用水と用水施設の所有・利用・管理は、「用水権」のもとにはじめて可能となる。「用水権」とは、そのような用水と用水施設への権利の総体であるとかんがえることができる。ここで、「用水権」は重層的に存在していたことに注意しておかなければならない。すでに述べたように、用水管理組織は重層的に構成される傾向があるが、それぞれのレベルの用水管理組織はそれぞれに用水権を確保

していた。さらに、末端用水管理組織においても、その内部には、個々の農家のレベルでの用水権が存在していた。だから、用水権については、それがどのレベルの用水権なのか — たとえば、個々の農家のもつ用水権なのか、末端用水管理組織のもつ共同用水権なのか — を厳密に区別しなければならない。用水管理組織のもつ共同用水権は、これらを個々の経営体に分割することはきわめて困難であり、共同で所有され、利用され、管理されざるをえないものなのである。

以下では、土地(耕地)についての所有・利用・管理、そして用水管理組織による用水と用水施設についての所有・利用・管理という2つの観点を軸に、用水をめぐる権利主体のあり方に注目しつつ、用水管理組織の組織原理の変遷を追っていくことにする。用水管理組織の組織原理の変遷は、土地(耕地)についての所有・利用を主軸にすると、以下のような段階区分ができるだろう。用水管理事業とのかかわりは農業従事者とそうでない者とのあいだで非常に大きく異なるので、利用(利用者)については、生産にかんする利用(生産者)と生活にかんする利用(生活者)とにさらに区分している。

①共同体型管理 土地、用水・用水施設のいずれについても、私的所有が完全なかたちでは確立されておらず、共同所有・共同利用・共同管理の3者が一体で運営される段階。

②土地所有者支配型管理 共同体的所有の解体と私的所有の発生にともない、土地所有者が用水管理組織のもつ用水と用水施設の共同管理の主体となり、無所有者は管理から排除される段階。土地所有者=管理者と利用者とが分離する。用水管理組織における土地所有者支配型管理は、土地所有者層による地域支配と深くむすびつく傾向にある。

③生産者管理 土地所有者ではなく生産者が用水管理組織のもつ用水と用水施設の管理 主体となる段階。

④生産者+生活者管理 生産者を主体としつつも、生活者(生産者のもつ生活者としての側面+居住地で農業生産に従事することのない純粋な生活者)もふくみこんだかたちで用水管理組織のもつ用水や用水施設の管理をおこなう段階。この段階にいたってはじめて、用水管理組織のもつ用水や用水施設にたいする共同所有・共同利用・共同管理の3者が分化する。

本稿では、以上で述べた分析枠組にしたがい、兵庫県の溜池灌漑地帯における事例研究をとおして、それぞれの段階の用水管理組織のあり方と、社会変動のなかでの組織原理の変化の問題について検討していくことにする。

3 本稿の構成と調査の概要

ここで、次章以下の構成について簡単に述べておく。

第2章では、私的所有が完全なかたちでは確立されていない①共同体型管理の段階の用水管理のあり方について、一村落の開発にともなうあらたな水利秩序の形成過程とその後の水利問題の処理方法等をとおして検討する。ここでとりあげる国岡新村(現兵庫県加古郡稲美町国岡)は、近世中期に姫路藩の支援のもとに開発された村落である。当該村が、領主権力や周辺村落との関係のなかで、どのようにして用水権を獲得し、それを守り抜いていったのかを、水利関係史料の分析をとおしてあきらかにしたい。

第3章では、②土地所有者支配型管理の確立から③生産者管理の実現までの展開を中心 に、用水管理組織の組織原理の移行の過程を追っていく。第2章でとりあげた国岡新村の 事例についてつづいて検討することにより、近世に形成された用水管理秩序と近代以降の それとのあいだの連続と断絶があきらかになるはずである。検討にあたっては、共同用水 権と用水施設、組織機構、成員資格の3点に注目したい。

第4章では、高度経済成長以降の地域(村落)社会における用水管理組織の位置づけの変化の問題—— ③生産者管理から④生産者+生活者管理への展開過程における地域問題への対応と住民意識の問題をあつかっている。ここでは、高度成長期以降、非農家世帯の大量流入と村落内部での離農・兼業化により「混住化」が急速に進行した兵庫県姫路市大津区天満地区の事例をとりあげる。それは、「混住化」という現象のもとでこそ、これまで一体のものであった用水と用水施設の共同所有・共同利用・共同管理の権利主体の分化が、地域問題というかたちをとって明確に現われてくるからである。混住化の進展にともなう地域社会集団の再編成とそれにともなう農業水利組合誕生のもつ意味、そしてその運営の実態とそれにたいする住民の意識について、アンケート調査および聞き取り調査の分析をとおして検討していきたい。

最後に、それぞれの段階での用水管理秩序のあり方をみわたし、その連続と断絶について考察してむすびとしたい。

なお、本稿作成にあたって実施した調査は、以下のとおりである。

第2章と第3章であつかった兵庫県加古郡稲美町国岡の事例については、1990年8月から1994年7月までのあいだにおこなった調査にもとづいている。1990年8月に国岡土地改良区とその周辺のおもな用水管理組織について概況調査をおこない、9月から10月にかけて国岡土地改良区所蔵の近世文書史料の調査をおこなった。1991年2月には、稲美町内の用水管理組織を対象として、用水管理組織の運営にかんするアンケート調査(郵送)をおこなった。1991年3月には、国岡土地改良区所蔵の近代以降の文書史料と隣接する国安水利委員会所蔵の文書史料の調査をおこなった。この間、適時、関係者からのききとり調査をおこなってきたが、その後も、1994年7月にいたるまで、断続的に国岡土地改良区の水利関係者からのききとり調査をおこなった。国岡土地改良区ならびに国安水利委員会の所蔵史料調査により作成した史料目録は、本稿の末尾に掲載している。

第4章の兵庫県姫路市大津区天満についての調査は、1992年8月に神戸大学助教授藤井勝氏の主宰による地域社会調査の一環としておこなったものである。このなかで、筆者は、組・同行(どうぎょう)、用水管理組織など、当該地域の伝統的社会集団にかんする調査を担当した。この調査においては、天満自治会3区の全戸を対象にアンケート調査(留置方式)をおこない、あわせて、自治会・水利組合役員を中心にききとり調査を実施した。なお、ききとり調査は、1993年5月まで断続的におこなった。

¹⁾ 玉城哲は、この指摘について、「私の知るかぎりでは、少なくとも近世についてこの点を的確にとらえたのは、柳田が最初であったようである[玉城哲 1976(初出1975):120頁]」と評価している。

²⁾ 農業水利研究についての学説史的検討には、[安井正巳 1967]、[原秀禎 1988]、 [池上甲- 1989]、などがある。

³⁾ たとえば、船橋和夫「湖西農村における水利と葬礼の共同組織――滋賀県安曇川町三重生の事

- 例――」(1977年)、秋津元輝「村落における合意形成の基準――農業水利と村落との関連の側面から――」(1986年)など。後者の秋津論文では、「村落共同体論」のなかでの議論を水利の共同を村落の存立のためのひとつの要因としてとらえる「存立要因的アプローチ」としてとらえている。そして、農業構造の変化にともなう農業水利と村落との関連の変動をとらえようという目的のまえには、「存立要因的アプローチ」は方法論的に有効ではないとしている。
- 4) 「旧幕時代の村は原則的に自然村であった [鈴木栄太郎 1968 (初出1940):132 頁] 」。
- 5) 水利の共同の重要性について明確に強調した箇所は、後に引用するように、[鈴木栄太郎 前掲書:369頁]。
- 6) たとえば、古島敏雄は、「農業が、重い封建領主の年貢や、それと変らない重さの現物小作料をかけられていた時代には、農業生産・農民生活が商品流通に依存する度合いは少なかった。そこでは水と山の役割はごく明らかであった。江戸時代における典型的な自給農業を考えれば、肥料給源としての採草地、稲架・農具の柄・建築用材・燃料の採取地としての林地、更には灌漑用水を除いては農業生産・農民生活を考えることもできなかった。領主への年貢と農業の再生産・生活維持の資材は、耕地と林野と用水とを確保することによってはじめて可能であった。このうち通常耕地は個別占有の対象であったが、林野と用水は村の共同体的管理の対象であり、その管理の実権は村落支配機構の上層に立つものの手に握られていた[古島敏雄 1953:82頁]」と述べ、山林と水利の共同体的管理・利用を重視した。
- 7) ここでとりあげたものの他、[古島敏雄 1954]、[堀内義隆 1955]など。
- 8) 福武直は、「日本農村の民主化」という問題視角から村落共同体の問題をとりあげ、資本主義発展下における村落共同体の存在形態を研究対象とした。彼は、「生産=生活の共同組織としての共同体は、共同体的土地所有によって強化されることはいうまでもないが、それを絶対に必須の条件とするものではない」というかんがえにたち、村落共同体の本質的な契機を「自立しえない幼弱な生産力によって基礎づけられる共同社会性と、社会的な重層構造をもたらす社会的封鎖性」[福武直 1977(初出1956):8頁]に求めた。
- 9) 現地調査は、兵庫県宝塚市安倉部落、同市旧西谷村地区長谷部落および奈良県生駒郡安堵村などを中心におこなわれ、「溝掛かり」論はこれらの調査地の昭和初期から調査当時(昭和三〇年代前半)の実態をもとに導きだされている。
- 10) 「耕区制」については、 [大塚久雄 1970 (初出1955): 91~102頁] に詳しい。 しかし、大塚氏の「耕区制」理解にたいしては批判がある。たとえば、 [水津一朗 1976: 5~8頁]。
- 11) 水田の占取形態は、「耕区制」と「溝掛かり制」との二重の意味での混在耕地制が交錯した状態となっている。各農家は耕地を分散して占取するのであるが、その分散の仕方が、いくつもの団地(耕区)に、そしてさらに溝掛かり田に分散しているのである。余田氏は、「わが国の場合、単なる混在耕地制としては、収穫後の放牧等のことはなく、耕地の割換えもないのであるから、耕地の占取の私的性質は極めて強いものといわなければならないが、溝掛かり制という点からいえば、水利および水の占取の共同態的性質が強いものであるから、生産ないし労働の共同性が極めて強い性質のものにならざるを得ない」「余田博通 1961:352~353頁」として、特定の人間関係あるいは集団社会成立の歴史的・論理的基礎としては「耕区制」としての混在耕地制の意義よりも「溝掛かり制」としての意義のほうを重視している。
- 12) 中村吉治『村落構造の史的分析――岩手県煙山村――』(1956年)では、共同体存立の契機として重視されてきた水や山についての共同、労働組織等を、同一の場所で重ね合わせてみることにより、それぞれの契機による家々の結合が重なったりずれたりしている様子が詳細に示されている。
- 13) 渡辺洋三は、農業水利権の基本的性格を、封建法に固有のゲヴェーレ的構造をとる点にあると規定する。農業水利権は、具体的事実的水支配と不可分に結合した権利であり、「事実的支配と権利が完全に分離される近代的権利に先行する、封建的権利関係としての特色をもつもの」 [渡辺洋三 1954:9頁] なのである。また、農業水利権は、事実的支配との不可分な結合を前提としながら、同時に、社会的対抗と承認をとおして権利的性質をもち、規範として成立し存在すると指摘する。農業水利権の社会的承認の媒介となるのは、古文書・契約・慣行などであり、これらは農業水利関係における主要な規範として意識され、それぞれ強弱を異にする規範的拘束力をもつのである。なお、ゲヴェーレについては、 [川島武宜 1959:171~270頁]

に詳しい。

- 14) 柿崎京一「水利秩序と村落」(1964年)においても、岡山県吉備郡高松町の新池部落での 調査をもとに、用水管理組織が重層的な組織構造をとることが強調されている。
- 15) 中田薫は、法制史の立場から、近世村の性格づけを包括的におこなった。彼によると、近世の村は、①一つの課税団体であり、②訴訟行為をなす能力を有しており、③他の村と協約をなすことができ、④財産を所有する能力をもっており、⑤自己名義で売買・寄託・貸借等の法律行為をなす能力を有していた。したがって、江戸時代の村は、「法人格」をもつものとして存在してきた「中田薫 1938 (初出 1920) : $963\sim990$ 頁]。
- 16) 先述した中村吉治による煙山村の事例においても、一村をこえるような水利問題については、 藩権力の介入によって解決がはかられている[中村吉治 1956:279、300、302頁] 。また、中村は、用水管理組織内における水の配分について、その配分の基礎となる水懸り高は 一定の年貢負担責任を示すものになっていることを指摘している。水懸り高は、耕地の持分によっ て定められているが、それは現実の農民の持高を示すものではなく、近世前期に定められた年貢 負担の割付を基準として計算されているのである。「単なる土地に対しての水でなく年貢納入の 為に水が分配される」のであり、水は「封建的な所有の下にあ」る[前掲書:287頁]。この 事例は、用水管理組織内部の水配分においても支配の末端組織としての「行政組織上の村」の性 格が色濃くあらわれていることを示すものである。
- 17) 福田アジオは、1970年の世界農林業センサスの農業集落調査結果から、農業集落と旧近世村の範囲について、近畿地方と北陸地方ではこれが一致する率が高く、その他の地域、とくに東北地方や西日本の各地方では、ひとつの旧近世村のなかにいくつかの農業集落が存在するのが基本的なあり方であることを示している[福田アジオ 1990:2~5頁]。
- 18) 「これらは、地域社会における土地や環境・資源の利用をめぐる私的原理の貫徹が、非分割性を本質とする土地や環境と不整合の状態をもたらしていることにたいし、社会的、共同的、公共的な原理をどのようにして回復するかを課題とするものであり、地域共同管理論は、共同的な管理を実現しうる社会的主体像とその成立条件の解明を課題とするものである[中田実 1992:95頁]」。
- 19) この意図は、次の記述から明確に読み取れる。「私的所有が強く、その場合には所有者が管理者であって、利用者の関与する機会や権利が十分に保証されてこなかったわが国では、公共物の利用については、利用者が管理者となる関係が成熟せず、両者が切り離される傾向にあった。それが公共性についての理解の浅さをもたらしてきた。地域において、共同利用の対象について共同して自主的に管理する経験を積むことは、地域社会の市民的成熟の条件として欠かせない貴重なものといいうるであろう[中田実 1995:16頁]」。

第1節 問題の所在

用水管理組織およびそれをとりまく水利秩序の歴史的形成過程は、今日の用水管理組織 のあり方を大きく左右している。

兵庫県加古郡稲美町の事例からこのことを明確に指摘したのは、永田恵十郎であった。永田は、昭和30年(1955)頃、兵庫県加古郡稲美町のうち旧母里村の各溜池水利団体の運営方法についての調査をおこない、①淡山(たんざん)疎水の開削(明治24年)以前に溜池が築造された旧池の水利団体と②疎水開削にともなって築造された新池の水利団体との間には、かなり明確な性格の差異が存在していることを指摘したい [永田恵十郎 1971:179~185頁]。旧池の水利団体は近世村落社会のなかで形成された用水管理組織を母体としたものであり、疎水開削にともなう溜池築造も村落的事業としておこなわれた場合が多かった。したがって、近世村落の伝統的運営方式とそのもとにおける用水管理方式が濃厚に継承された。そこでは、部落内の住民であるかどうかを基準として、構成員の待遇に差があり、部落構成員以外の用水受益者は経常的水利費の徴収額が割高であるだけでなく、水利運営に関する発言権・議決権を事実上もてず、水利委員の選挙権・被選挙権も与えられていなかった。

一方、新池の水利団体はもともとは畑作地帯であったところに多く、溜池の築造も村落的事業としてではなく、一定の範囲に土地を所有する人々の共同事業としておこなわれた。新池の水利団体では、近世村落と水利団体との構成範囲の地域的共通性は存在しなかったので、近世村落の伝統的運営方式を継承する条件に乏しく、旧池の水利団体に比べてより実用性に徹した団体として構成されたのである。そこで、新池の水利団体では、所属部落の相違による構成員間の不平等はほとんどみられなかった。

このような歴史的形成過程の違いによる用水管理組織の性格の差異は、永田の調査から40年ちかくを経た今日でも確認することができる。それは、法人格をもつ土地改良区の組織形態をとる水利団体よりも、法的規制から比較的自由な法人格をもたない水利団体(稲美町では水利委員会とよばれている)においてとくに明確に表れている。近世以前に成立した水利委員会は村落機構との結びつきが非常に強いのにたいして、明治以後に成立した水利委員会は村落機構との結びつきは薄く、単純な農業組織として構成される傾向がある。

筆者が、1991年2月に稲美町内の水利団体を対象としておこなったアンケート調査 (郵送による・表1参照)の結果によると、近世以前に成立した水利委員会では、そのほとんどが自治会総会終了後、続けて水利委員会の総会をおこなっているのにたいし、明治以後に成立した水利委員会の場合は、自治会総会と水利委員会総会を別々におこなっているところが多いことがわかった。また、水利委員会の総会参加資格について、選択肢をもうけず自由回答としたころ、近世以前に成立した水利委員会からは「耕作者」という回答がある一方で「自治会員全員」、「自治会費納付家」という水利委員会総会参加資格を自治会構成員に限る回答もよせられているが、明治以後に成立した水利委員会にはこのような回答はみられなかった。以上の事実は、今日でも、近世以前に成立した水利委員会では村落機構(自治会)との結びつきがかなり強く、自治会の成員にしか総会での発言権や議

表 1 水利委員会と自治会との関係

(1991年2月現在)

| 名称 | 成立時期 | 総会開 自治会総会 終了後続け ておこなう | 催方法 自治会総会 とは別々に おこなう | 総会開催日 | 会 場 | 総会参加資格 | 役員になる | 入作の人は 総会にあま り出席しな |
|------|------------|--------------------------------|-------------------------------|--------|-------|-------------------|-------|-------------------------|
| 中村 | | 0 | | 4 月上旬 | 中村公会堂 | 5a以上の農耕地所有者 | 0 | 0 |
| 菊徳 | <u>،</u> د | 0 | | 1月15日 | 菊徳公会堂 | 自治会員全員 | 0 | 0 |
| 下沢 | 近皿 | | 0 | 12月頃 | 公民館 | 各自治会水利委員長 | 0 | 0 |
| 中一色 | 世以 | 0 | | 3月末日 | 公民館 | 耕作者全員 | 0 | 0 |
| 和田 | 前 | 0 | | 1月15日 | 和田公民館 | 自治会費納付家 | 0 | 0 |
| 六分一 | נינו | 0 | | 3月末日 | 部落公民館 | 農家耕作者 | × | × |
| 国安 | | 0 | | 3 月25日 | 公会堂 | 無回答 | 0 | 0 |
| 穴沢池 | 明治 2 | | 0 | 無回答 | 無回答 | 無回答 | 0 | 0 |
| 大鳥屋池 | 明治初期 | | 0 | 6月上旬 | 無回答 | 無回答 | 0 | × |
| 四ツ塚池 | 明治26 | _ | _ | _ | _ | 総会は開かず、水利委員会で決定する | 0 | L |
| 野畑池 | 明治30 | | 0 | 6 月上旬 | 公会堂 | 田畑が地区内にある事 | 0 | × |
| 稲荷池 | 明治34 | | 0 | 12月 | 地区集会所 | 組合員 | × | × |
| 南池 | 明治? | | 0 | 5月末日 | 公民館 | 全員 | × | × |
| 竹谷池 | 大正 2 | 0 | | 5月20日頃 | 委員長自宅 | 耕作者全員 | × | 0 |
| 三木開拓 | ? | | 0 | 1月20日 | 公民館前 | 耕作者 | 0 | 0 |
| 奥の池 | ? | | 0 | 6月初旬 | 無回答 | 無回答 | × | × |

この調査は、1991年 2 月、稲美町内の現職の水利委員会委員長の方々に調査票を郵送し、協力をお願いしておこなったものである。29団体中16団体から回答をいただいた。

決権が認められていない場合が多いことを示している。

以上述べたように、用水管理組織の歴史的形成過程が今日の用水管理組織のあり方に重大な影響を与えていることを考慮するならば、用水管理組織の特徴について考証するためには、水利秩序の形成過程にまでさかのぼって検討を加える必要があるだろう。そこで、本章および次章では、稲美町のうち国岡地区の用水管理組織をとりあげ、村落の成立にまでさかのぼってその歴史的変遷を追っていくのであるが、この用水管理組織は近世中期の新田開発により成立した村落用水管理組織であり、永田のいう旧池の水利団体にあたるものである。本章では、近世中期の新開村国岡新村(現兵庫県加古郡稲美町国岡)の水利秩序形成過程ならびに水争いの事例について検討し、私的所有が完全なかたちで確立される以前の段階——共同体型管理の段階——の用水管理組織のあり方について考察していく。そして、共同体型管理から所有者支配型管理、さらに生産者管理にいたるまでの近代以降の展開過程については、次章であつかうことにする。

共同体型管理とは、私的所有が完全なかたちで確立されておらず、共同所有・共同利用

・共同管理が一体で運営される段階である。そこでは、生産と生活が一体のものとして営まれており(生産者=生活者)、農民はその用水管理組織に属する生産手段をみずからの共同所有物として、一定の秩序のもとで共同して利用し、また管理する。しかし共同体型管理はつねに、農民たちのあいだにまったく自治的・自律的に形成されたわけではない。すくなくとも全国的に新田開発がさかんに進められた17世紀以降についていうならば、組織内的にみれば用水管理組織はきわめて自治的な性格を有していたのであるが、領主権力や周辺村落とのあいだの対外関係からみるならば水利事業においては周辺村落との利害調整が必要となる場面が多くあるため、外部政治権力の関与や利用なしには水利秩序の形成や変更、日常の維持運営が困難だったのである。

以下では、国岡新村が新田開発にともなって用水を獲得し、周辺村落とのあいだにあらたな水利秩序を築いていく過程、そして、その後くりかえし起こる水争いのなかでみずからの用水権を守り抜いていく過程を跡づけ、これをとおして共同体型管理の内容について検討していきたい。

第2節 水利秩序の形成

1 姫路藩の新田開発と国岡新村

戦国・織豊時代における土木用水技術の発達をうけて、姫路藩では17世紀から水利改良や新田開発がさかんにおこなわれた。17世紀のあいだに、表高15万石の姫路藩領でじつに1万3700石もの新田が開発された[『姫路市史 第三巻』 1991:328頁]。

姫路藩の領内でもとくに加古郡・印南郡で開発が進んだ(表2)。その開発の大きな中心が、東は明石川、西は加古川にはさまれた加古台地(印南野台地)であった。この時期には、全国的に、河川の上流部で分水しそれを水利に乏しかった台地に引いて新田開発をおこなう方法がとられたが、この方法が加古台地にも応用され始めたのである[旗手勲1980:9頁]。17世紀に開発されたこの地域の新田についてみると、1660年前後(一次榊原時代の承応・明暦・万治・寛文期)に新田開発のひとつのピークをむかえていたことがわかる(表3)。

国岡新村もこの時期に開発された加古台地上の新田村のひとつである。1650年代における台地周辺の河川水利開発に刺激をうけて、万治元年(1658)に、まず台地外の八幡町地区からの分村として加古新村が開発されたのであるが、これにつづいて、台地上の古村の村々からの分村が開かれていった(図1)。これらはいずれも「村請新田」であるといわれている。国岡新村は、寛文2年(1662)、国安村の庄屋彦太夫と岡村の庄屋安右衛門の先導により、加古新村の南に開発された2)。国岡という村名は、両者の出身村の頭字をとって命名されたといわれている。

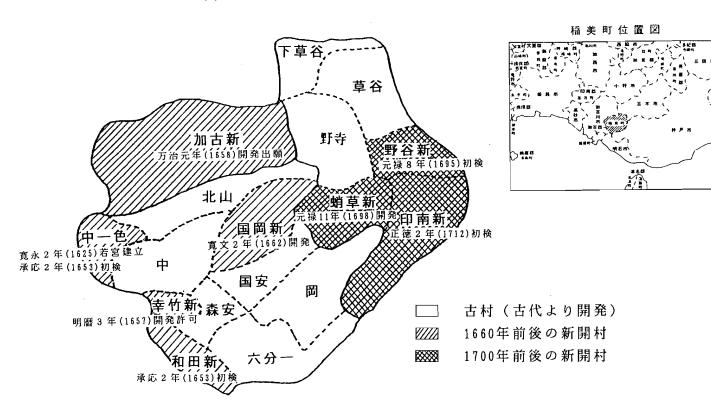
水利の便がはられるにともない、国岡新村では未開墾地がつぎつぎと開発されていった。 寛文9年(1669)には、最初の検地が実施され、このときの村高は、294石9斗6 合と記録されている。明細帳の記録から、国岡新村の新田開発の進行状況をまとめると、 表4のとおりである。

表 2 17世紀における姫路藩領の新田高

| 君 | # | 本田高 | <u>新</u> 一次榊原時代 寛文 7 (1667) | 田 髙 二次本多時代 天和 2~宝永元 (1682~1704) |
|---------|----------|---------------------------------|-----------------------------------|--|
| ħn | 東 | 6, 943, 700 | 石 合 377.972 | 576. 458 |
| 加 | 西 | 391.890 | . 740 | . 770 |
| 加 | 古 | 29, 831. 040 | 2, 958. 927 | 4, 754. 274 |
| 印 | 南 | 29, 664. 823 | 2, 285. 073 | 3, 350. 066 |
| 神 | 東 | 17, 068. 200 | 761. 217 | 1, 329, 678 |
| 神 | 西 | 10, 840. 792 | 624. 977 | 816.410 |
| 飾 | 東 | 29, 390. 920 | 894.417 | (不記載) |
| 飾 | 西 | 25, 536. 390 | 1,685.157 | (不記載) |
| 揖 | 東 | 190. 219 | 34. 647 | 141. 488 |
| 揖 | 西 | 130, 819 | 55. 281 | 105. 824 |
| 計 (実集計) | | 149, 988. 793 (古 新 日 近年新日 | | 11,074.968 |

史料: 寛文7年(1667) 一次榊原氏幕府巡見使提出文書、 天和2~宝永元年(1682~1704) 二次本多時代姫路藩領大概帳 『姫路市史』第三巻、1991年、328頁より転載。

図1 現稲美町域における新田村の開発



「図 現稲美町における旧村の位置」(『稲美町史』、1982年、990頁)をもとに、「年表」(『稲美町史』、1172~1186頁)により作成。

| | | | <u> </u> | | |
|-------------|----------|------------------------------|-------------------|-------------------------|--|
| 新田村 | 村高 | 開村,初検地年 | 新田村 | 村高 | 開村, 初検地年 |
| 印南郡 | 石合 | | | 石合 | —————————————————————————————————————— |
| 北野新 | 12, 725 | | 奥 新 | 11. 506 | , |
| 清住新 | 16. 652 | | 一本松新 | 169. 755 | 1601年(慶長6)開村 |
| 唐 端 新 | 27. 146 | | 山中新 | 41.878 | |
| 佐土新 | 177. 164 | 1661年(寛文元)初検 | (成井村) 新田 | 33. 459 | |
| 福居新 | 374, 140 | 1625年(寛永 2)以前 | 成井新 | 13. 933 | |
| 地德新 | 30. 749 | | 西山新 | 72. 094 | 1682年(天和 2)初検 |
| 北山新 | 38. 137 | į | 加古郡 | | |
| 長尾新 | 50. 108 | 1662年(寛文 2)初検 | 野新 | 11.815 | |
| 古 新 | 87. 593 | . • | (下西条村 新田) | | 1653年初検 |
| 魚崎新 | 82, 209 | 1625年開村 | 大野新 | | 1666年(寛文6)初検 |
| 米田新 | | 1608年(慶長13)開村 | 横市新 | 17. 427 | 1658年(万治元)初検 |
| *野尻新田 | | 1669年(寛文9) | 広岡新 | 19. 294 | |
| | | 1602年(慶長7)開村 | 有増地新 | 31. 868 | |
| 中山新 | | 一時中絶, 1653年 | (石守村) 新田) | 83. 789 | 1653年初検 |
| مد در ر | | (承応2)検地 | 福沢新 | 63.466 | 1660年代(寛文)検地 |
| 寺谷新 | | 1596年(慶長元)開村 | 野辻新 | 84.628 | 1665年(寛文5)初検 |
| 陰山新 | 49. 368 | 1658年(万治元)開村 1663年(寛文3)初検 | 寺田新 | 29. 217 | 1655年(明曆元)初検 |
| 白沢新 | 38, 146 | · | (新在家村 四拾弐石新 | 田) 42.757 | 1653年(承応2)初検 |
| 北野新 | 12.725 | | /新在家村 | 19. 784 | 1677年(延宝5)検地 |
| (国包村) 新田) | 151. 541 | 1653年初検 | 平ノ池新田/ 和 田 新 | | 1653年初検 |
| (志方原村) 新田 | 41, 658 | | 西谷新 | , • | 1671年(寛文11)初検 |
| 原 新 | 17.677 | | (長砂村 (三左衛門新 | _{#1}) 42. 266 | 1676年(延宝4)新開 |
| 内之倉新田 | 104. 623 | 1661年初検 | 野谷新 | 55.493 | 1695年(元禄8)初検 |
| (升田村 新田) | 59. 148 | 1663年初検 | 加古新 | 1, 330. 926 | 1661年(万治4)開発 |
| 升田新 | 164, 918 | 1663年初検 | 蛸草新 | | 1698年(元禄11)開発 |
| 井ノ口新 | 100, 872 | | 国岡新 | 396, 962 | 1662年(寛文 2)開発 |
| (宮ノ前村) 新田) | 34. 201 | 1653年初検 | 中一色新 | 303, 652 | 1653年初検 |
| 宮ノ前新 | 11.053 | 1669年初検 | 幸竹新 | 50. 863 | 1660年代開発と |
| 西飯坂新 | 5. 198 | | 野際新 | | 伝える 1659年(万治 2)開発 |
| 雑 郷 新 | . 1 | 1668年初検 | 出新 | 37. 323 | |
| (西牧村 新田) | 19. 468 | | | | |

[〔]注〕 新田村の欄の()を付したものは、本村内の新田。○○新とある新村の村高は元禄郷帳(1697年)記載 の高で示した。

^{*}印は姫路藩領でない村。

表 4 国岡新村における田畑開発の進行

| 年 | 田 田 | 畑 | 屋敷畑 | 合 | 高 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 軟歩 | 散步! | 献 歩 | 敬 歩 | 石 |
| 寛文9年(1669) | - ! | - | | - | 294.996 |
| 寛文13年(1673) | - | - | - | _ | 40.479 |
| 延宝2年(1674) | (2068.16) | (1422.22) | (201.13) | (3692.21) | (335.475) |
| 延宝4年(1676) | 54.105 | 310.165 | 0 | 364.27 | 22.05 |
| 延宝7年(1679) | 0 | 26.05 | 5.165 | 31.215 | 1.752 |
| 延宝9年(1681) | *15.12 | *2.15 | 0 | *17.27 | 1.973 |
| 天和3年(1683) | 64.04 | 152.105 | 11.26 | 288.105 | 16.263 |
| 貞享2年(1685) | 9.22 | 26.21 | 0 | 36.13 | 2.504 |
| 元禄2年(1689) | 5.10 | 320.225 | 0 | 326.025 | 16.678 |
| 元禄9年(1696) | 0 | 5.10 | 0 | 5.10 | 0.267 |
| 享保10年(1725) | 0 | 148.12 | 0 | 148.12 | 7.42 |
| 寛延3年(1750) | (2217.145) | (2415.145) | (218.255) | (4851.245) | (404.382) |

- は不明、() は累計、*は推計。

寛延3年(1750)3月『明細帳』(国岡土地改良区所蔵文書)より作成。

国岡新村は、開発から87年後の寛延3年(1750)には、村高404石3斗8升2合、田畑合せて48町5反1畝24歩半(うち田22町1反7畝14歩半、畑24町1反5畝14歩半、屋敷畑2町1反8畝25歩半)、家数99軒、人口523人(男274人、女249人)の村となった³⁾。

それでは、国岡新村の開発に必要な水はどのようにして獲得されたのであろうか。次項では、用水獲得の過程についてみていくことにしよう。

2 水利秩序の形成過程

新田開発には、「水」が不可欠である。あらたに村落を開発するということは、その村落が新規に用水を獲得していくことを意味する。さて、あらたな村落が用水を獲得するには、自村の地内に水源を見出さない限りは、旧来からある周囲の村々の用水権に割り込んでいかなければならない。そこで、用水権の再調整が必要になる。新しい村落が旧来からの用水権に割り込むことによって、新しい水利秩序が形成されるのである。

以下では、国岡新村の開発にともなう水利秩序の形成過程をみていく。瀬戸内沿岸はもともと雨量の少ない地域で、古来より用水を得るためさかんに溜池がつくられてきた。そして、17世紀からの新田開発にあたっては、水に乏しい台地の開発をすすめるために、河川からの引水を溜池に貯溜する方法がかんがえだされた。小河川や小流の非灌漑期の流水を分水し、これを長大な水路をとおして溜池に貯溜しておき、灌漑期に用水として活用したのである[旗手勲 1980:6頁]。国岡新村でもこの方法がとられたため、遠方

の水源と複数の溜池を長大な用水路でつなぐ複雑な灌漑水系を形成することになり、また、 取水可能な時期に制限もあるため、きわめて複雑な水利秩序を形成することになった。

国岡新村は、加古新村と共同して水源を獲得してきた。加古新村は、国岡新村のすぐ北に位置し、国岡より約3年早くから、周辺村落から広く人足を挑発して溜池の築造にあたらせるなど姫路藩からの強力な支援のもとに開発がおこなわれた新田村である。開発当初、2村では、用水の確保のため、溜池の築造がおこなわれた。国岡新村では、千波池、新池、山城池が新規に築造され、城ノ池は嵩上げがおこなわれた。また、琴池は、もとは小さな池であったが、寛文年中に姫路藩の命令により普請がおこなわれ、以後、隣村国安村との立合池(用水権を分け持つ池)になった。加古新村でも溜池の築造がおこなわれたが、加古新村は、池の水源を隣の母里地区の風呂谷池流にもとめた[『稲美町史』 1982:162~164頁]。この風呂谷池の水源は練部屋(ねりべや)の西北約500メートルにある吉生村の井戸で、そこから延長3キロメートルにわたる承水溝を引いたのである。これを地元では「四百間溝」と称している。

しかし、新田開発が進むにつれて灌漑用水が不足するようになったので、寛文11年(1671)2月、加古新村・国岡新村の2村は藩に願い出て、用水源である風呂谷池流の改修をおこなった。藩からは、溝掘賃として銀子五貫目と米五石が遣わされた[『稲美町史』 1982:164頁]。そして、その用水は、30%は北山村所有の入ヶ池を経て国岡新村へ、70%は加古新村へ流されることになった。また、溝普請や諸入用など、溝の維持管理にかかわる労働力や資材・費用等についても、国岡新村3分、加古新村7分の割合でこれを負担することとなった。これについてさだめた国岡新村と加古新村のあいだの分水契約書(寛文12年<1672>)が残っている10。

相究取替シ申證文之事

- 一、加古新村・国岡新村用水不足ニテ、毎年日損仕ルニ付、寛文拾壱年辛亥二月ニ両 方へ新流溝御ほらせ被為成被下候、其溝上は野寺山之東蓑谷より風呂之池之上迄 溝之間数五百四拾間、下之大溝手風呂之池之うてひよ利加古新村ニ階溝上迄間数 千四拾五間ニ御掘リ被為下候、流水ニ階溝之北ニ分溝二通り御掘り被為成明細ニ 分木之上まて被為仰付候、次第、
 - 一、流水 七分 加古新村江
 - 一、同 三分 国岡新村江

但シ、溝普請又ハ諸入用等有之候ハヽ、於向後ニ加古新村より七分、国岡 新村より三分仕配可申定、

右之通ニ相究候上は、於末代双方共ニ少も違背申間敷候、為後日仍而證文如件、 寛文拾弐年子之

> 西条組加古新村惣百姓中 甚右衛門印 以下百十名連印

神戸久兵衛様 松村又作様 毛利甚太夫様

裏書

表書之條々、双方立会相談遂吟味相究り候上ハ、自今以後互ニ違背有間敷者也、 寛文十二壬子年六月

毛利甚太夫印 神戸久兵衛印 松村又作印

加古新村と国岡新村のあいだにさだめられた7:3という割合の根拠については、検地 帳に記載された当時の2村の耕作面積の比によるものと伝えられているり。古老のなか には、「豊臣秀吉の太閤検地」のさいの数字にもとづくのだというものもあるが、この村 の開発はその後の17世紀中期であるから、「太閤検地」とは、分水慣行をまもっていく なかでつくられた、慣行の正当化のための言葉なのであろう。いずれにせよ、「検地帳! という領主権力によって記載された数字にもとづくものであることが、今日まで、分水割 合の正当化の根拠とされてきたことにまちがいはない。姫路藩の普請奉行3名による裏書 は、この分水割合は、加古新村と国岡新村の双方が相談してその内容を決め、これを藩の 奉行が承認したものであることをしめしているが、2村のきめた分水割合は、現実の耕作 面積ではなく、検地帳に記載された耕作面積にもとづいたものと認識されているのである。 さて、この新流溝の普請により、その流水の3分は国岡新村の支配するところとなった のであるが、地形の関係上、北山村所有の入ヶ池(にゅうがいけ)に遮断されて、この水 を直接国岡新村の池へ流すことはできなかった。そのため、新流溝の流水はいったん入ヶ 池に貯溜し、そこから国岡新村の千波池へ取り入れざるをえなかった。そこで、新流溝か らの用水の利用にさきだち、入ヶ池の貯水にたいして用水権をもっている村落とのあいだ で権利の調整をおこない、あらたな秩序を築く必要が生じた。

以下に示すのは、国岡新村が入ヶ池関係各村とのあいだに取り交わした分水契約書(寛文11年<1671>)である⁶⁾。

にうか池證文之事

- 一、にうか池前筑かさ置并新流溝御普請被為成下難有奉存候、就夫古来よりにうか池 指合之水ニ分切之石御すへ被成波分切石より上之水中樋より国岡新村と北山村立 合之用水ニ仕候様ニと被仰付、右之通御普請被成下上は違乱可申様無御座間、向 後国岡新村と堅申合、分切石より上水両村相合取之可申御事、
- 一、北山村長封池ニ水有之内ハ、にうか池分切石より上水むさと取之、尤長封池之水 猥ニ落之申間敷候、勿論にうか池分切石より下水ハ古来より北山村指合水ニ御座 候間、国岡新村江水少も遣し申間敷御事、
- 一、にうか池うてみ流水之義作仕付前、長封池指合仕候以後国岡新村千波尻池江遣し 可申候。夏渇水之時分雨降にうか池水指合仕うてみ越候ハヽ、千波尻池・長封池 此両池江半分へニ取之可申御事、

右條々少も相違仕間敷候、若相背候者如何様之曲事ニ可被仰付候、為後證一札仕上ル所、仍如件、

寬文拾壱年亥六月十五日

北山村 善兵衛(印) (外中村国安村百姓九十七人連印)

毛利甚太夫様 松村又作様

裏書

表書之條々、双方立合相談遂吟味を相究り候上者、自今以後互ニ違背有間敷者也、 寛文拾壱年亥六月

> 毛利甚太夫(印) 松村又作(印)

北山村 中村 国安村

右三ヶ村庄屋百姓中

右此證文国岡新村庄屋百姓中方ニ可被指置者也、

入ヶ池は古来北山村所有の池であったが、国岡新村の開発のために、国岡新村が藩に願い出て普請を許可され、現在よりも低く小さかった入ヶ池の堤防を3尺高く大きく築き上げた。さらに入ヶ池の面積を拡大するため、国岡新村が負担して野寺村の土地を8反8畝14歩買い上げて入ヶ池の敷地とし、貯水量の増加を図って、新溝の流水を注入したり。そして、入ヶ池のもとの貯水量を示すところに分切石(ぶんぎりいし)を据え、分切石より上の水を新流溝からの流水の分ととらえ、それを国岡新村と北山村の2村のあいだで5分5分に分水することにしたのである。新流溝から得た流水の半分を北山村に提供しなければならなかったところに、旧来の水利秩序に割り込んでいくことの難しさをみてとることができる。

この分水契約も、前掲の契約書と同様に、国岡新村と入ヶ池関係各村がまず当事者間で 相談し、その内容を藩の奉行が承認したものであることが裏書から知られる。

この契約により、入ヶ池は、北山村・中村・国安村・国岡新村の4村の立合池となった。 この証文は、契約の相手方である3村の代表が、藩の普請奉行に差し出すという形式になっている。当然、国岡新村によって差し出されたこの証文と対の証文が他の3村にも保存されている8³。

こうして国岡新村は、母里地区の風呂谷池流の水を自村の千波池へ取り入れることができるようになった。ところが、新田開発が進むにつれ風呂谷池流を水源とする灌漑用水が限界点に達し、国岡新村・加古新村の2村はまたもや水不足に悩まされるようになった。そこで、延宝8年(1680)6月、草谷川の涌水を水源とする新たな引水計画がたてられた。草谷川は、すでに草谷村や下草谷村など古村8ヵ村の農業用水に利用されていたので、灌漑期には取水することはできなかった。そこで、草谷川の非灌漑期である旧暦の7月から翌年4月までの期間に取水し、これを溜池に貯溜しておくことにより、用水を確保しようとしたのである。

加古新村が、旧来から草谷川の水を利用してきた8つの村々に水源の使用の諒承を求めると、草谷川関係村は、冬と春の非灌漑期に限り、取水を諒承した。さらに、灌漑期間中であっても、水がたくさんあるときには、草谷川の水を取っても構わないとした(「水がたくさんあるとき」というこのあいまいな記載が、のちに水争いの種となる)。

以下にしめすのは、草谷川関係村が、加古新村(および国岡新村)の非灌漑期の取水を 承諾した証文(2点)である⁹⁾。

手形之事

一、西条組加古新村数年旱損仕候ニ付、草谷川筋草谷村之上より新溝堀、加古新村池江水取り申度与御普請重被申候ニ付、構無之候哉と御尋被成候、冬春之儀ハ少シ茂構無御座候、四月より七月迄之内、用水之時者下江流申様願申候、四月より七月迄之内たりとも水沢山之時者、少シ茂構無御座候、右之外申分無之候、為後日仍而如件、

宗佐村庄屋 孫九郎印

同

延宝八年申ノ六月 下草谷村庄屋 平兵衛印

下村庄屋 次郎四郎印

同組頭 与兵衛印

十兵衛印

加古新村庄屋 嘉平次殿 同村頭百姓 次兵衛殿 同 才兵衛殿

仕ル手形之事

一、西条組加古新村数年旱損仕候ニ付、草谷川筋草谷村之上より新溝掘り、加古新村池 々江水取り申度与御普請望被申候、草谷川筋近所村又ハ川下之村々至迄、少シ茂構 無御座候、於以来少シも族申間敷候、為後日仍而如件、

野寺村庄屋 実相坊印

延宝八年申ノ六月 中西条村庄屋 平右衛門印

野村庄屋 市郎兵衛印船町村庄屋 佐兵衛印

草谷村組頭 小右衛門印

上西条村組頭 安右衛門印

同断 嘉兵衛印

登二而加古新村と手形取為替 下草谷村庄屋 平兵衛印

下村庄屋 次郎四郎印

宗佐村庄屋 孫九郎印

内證ニ而加古新村と手形取為替仕候上ハ、何之申分無御座候、

右同断 右同断

上西条村大庄屋

与次太夫殿

この事例から、あらたな用水の使用にさいして他村のもつ旧来の用水権を犯す恐れのある場合には、直接その村々に尋ねて諒解をえる必要があったことがわかる。そして、その 交渉は、藩政村を主体としてなされたことがわかる。

旧来草谷川を利用してきた村々の承諾をえて、加古新村と国岡新村は非灌漑期に限って、あらたに草谷川から取水することになった。これが「大溝用水」である。大溝用水は、草谷川の上流から分水し、草谷村と野寺村を通り、加古新村の「池の内」で加古新村と国岡新村との間で7分3分に分水され、加古の六大池と入ヶ池に注ぐ。その延長は約5キロメートルにわたっている。

大溝用水の完成によって、用水問題はいちじるしく改善されたが、それでも毎年のように水不足が起こった。そこで、宝永7年(1710)、大溝用水補強の目的で、大溝用水取入口のさらに上流5、6百メートルの所にある広谷村の用水源「河原田井(かわらだい)堰」の余水を直接大溝に落とすことを計画し、広谷村に諒解を求めた。これが認められ、加古新村と国岡新村は、以後、溝府銀として銀150匁を毎年霜月一日に広谷村へ持参することになった。この河原田井は、加古新村・国岡新村2村にとって、きわめて重要な水源となった。

また、享保5年(1720)には、国安村が琴池の中堤の普請を願い出、翌年琴池の中堤が築かれた¹⁰⁾。同時に、池の水の五合の場所に分石を据えて分水することになり、琴池をめぐる水利秩序があらためられた。

以上、新田開発にともない国岡新村が用水を獲得し、水利秩序を形成していく過程――周辺村落とのあいだの用水権の調整の過程――を追った。国岡新村の開発にあたっては、藩政村国岡新村の単位で用水の確保がおこなわれた。そして、水利秩序は、藩政村を主体とし、藩政村間の協議と契約を藩権力が承認するというかたちで形成されていった。藩政村国岡新村は、それ自体が末端用水管理組織としての機能を備えることになったのである。このような藩政村を主体とした水利秩序形成の背景には、姫路藩の新田開発への強い意欲と支援、そして鎮圧権力があったものとかんがえられる。藩権力にとって、村とはなによりもまず貢租諸役の賦課単位であり、新田開発とは貢租諸役の増加につながるものなのである。

国岡新村は村請新田として開発されたのであるが、その開発は姫路藩の新田開発意欲にかなうものであった。そこで、新田開発に不可欠な用水の確保にあたっては、姫路藩からの支援があった。

開発当初の寛文年中、国安村の琴池が改修され、国岡新村との立合池になったが、これは藩の命令によるものである。この命令は、国安村にたいして、琴池の用水の一部を新開村の国岡新村に分け与えよという国安村にとってきわめて厳しい内容の命令であった。加古台地のような慢性的水不足地帯において、ひとつの溜池の用水権を複数村で共有すれば、必ずや水論が発生するであろうことは十分予測できる。現に、琴池が国岡新村との立合池になって以来、毎年のように水不足になったと訴える国安村の訴状がいくつも残っているい。けれども、国安村は、琴池を国岡新村と共有することを拒否することはできなかった。琴池は、村どうしの相談を経て双方納得の上で立合池となったのではなく、藩の命令により国安村の用水権を一部削ることによって両村の立合池とされたのである。

また、加古新村とともに獲得した草谷川の非灌漑期の用水権についても、背景に藩の圧

力の存在をかんがえざるをえない。いかに非灌漑期とはいえ、旧来草谷川を利用してきた村々にとって、これは、大切な用水権を一部放棄するということだからである。加古新村が姫路藩の強力な支援のもとに開発されたことをかんがえるならば、旧来から草谷川を利用してきた8ヵ村が非灌漑期の用水権の譲渡を拒否することなど不可能に近かったのではないだろうか。

こうした姫路藩の強い開発意欲が、村落間の分水契約のさいにも、正当性として反映されてきたとかんがえることができる。加古新村と国岡新村とのあいだにかわされた大溝用水の分水割合7:3は、実際の耕地面積ではなく、検地帳に記載された耕地面積の比にもとづいてきめられたものと伝えられている。これを裏づけることのできる史料は、いまのところ残念ながら見出せないけれども、支配権力によって記載された数字が、その後の水利秩序を維持するうえでの正当性の根拠として、それも今日まで認められてきたことは確かである。

このように、古村にたいして新開村が弱い立場にたたされる新田開発という場面において支配権力の開発の意向やそのための直接的介入が水利秩序の形成におおきな影響をおよぼすことになり、藩政村を単位とした水利秩序が形成されることになった」と、。こうして藩政村国岡新村は、末端用水管理組織としての機能を果たしていくことになったのである。国岡新村が開発された1660年前後は、姫路藩の新田開発のひとつのピークであった。藩は新田開発を奨励し、新開村はこうした藩の意向と直接的支援を背景に、古村の用水権を少しづつ削りとるようにして、用水権を確立させていった。藩権力の強力な新田開発への意欲が存在したからこそ、台地上の新開村は、残されたわずかな余水を強引に集め、新田開発をおこなうことができたのである。

第3節 水争い ―― 対外的用水管理のあり方――

1 国岡新村の水争い

国岡新村がその開発当初、用水権を獲得し、水利秩序を形成していく過程においては、 藩権力の新田開発への旺盛な意欲が強く影響していた。けれども、いちおうの水利秩序が 確立されたのちは、藩権力の影響力は減少し、基本的に、みずからの用水はみずからの力 で守っていかなければならなくなる。

田畑の耕作をおこなうには用水管理組織による集団的用水管理が不可欠であるが、それには、対外的管理の側面と対内的管理の両側面が存在する(もちろん、用水管理組織は重層的に構成されているから、対外・対内のさししめす対象は状況によってかわる)。対外的管理とは、他の用水管理組織にたいしてみずからの用水を確保し、管理することである。対内的管理とは、用水管理組織内部での維持管理である。対内的管理については後に述べることにして、以下ではまず、対外的用水管理のあり方について、それがもっとも深刻かつ直接的なかたちであらわれてくる用水管理組織間での「水争い」の事例をとおして検討していきたい。

「水争い」には、実力行使をともなう用水の争奪がおこる場合もあれば、文書のやりとりのみにとどまる場合もある。代官所までもちこまれ訴訟となる場合もあれば、村の有力者の仲裁でおさまる場合もある。また、水争いの主体は、用水管理組織が重層的に構成さ

れているため、それぞれの状況に対応して変化する。ある用水管理組織が隣接する別の用水管理組織と争う場合もあれば、その双方の用水管理組織をふくめたさらに大規模な用水管理組織として、別の大規模な用水管理組織と争う場合もある。

さて、国岡新村に直接関係する水争いとしては、**表**5にしめしたものが記録に残っている。これらの水争いは、そのほとんどが、機会あるごとにほぼ同じような内容で繰り返されてきた。そしてそれは、大正期、あるいは昭和初期にいたるまで続いたのである。

ここでは、④入ヶ池をめぐる水争い、⑤草谷川大溝ノ堰をめぐる水争いの2つを、事例としてとりあげることにする。双方とも、当事者間、さらに大庄屋(おおじょうや)¹³⁾の仲裁によっても収拾がつかず、代官所までもちこまれ訴訟となった事例であるが、④入ヶ池をめぐる水争いは、実質上、国岡新村対北山村という性質の訴訟であり、⑤草谷川大溝ノ堰をめぐる水争いは、国岡新村・加古新村の新開村2ヵ村連合対草谷村をはじめとする古村8ヵ村連合という、より大規模な訴訟である。

表5 国岡新村関係水争い一覧

| 3 国 利 付 気 休 小 宇 い 一 見 | | | | | | |
|-----------------------------------|---|--|---|--|--|--|
| 年 | 関 係 村 | 内 容 | 係争場所 | | | |
| 享保1(1716) | 北山・国安・中村 | 新分石の位置をめぐって | 入ヶ池 | | | |
| 享保5 (1720) | 国安村 | 琴池中堤普請差止訴訟 | 琴池 | | | |
| 享保14(1729) | 北山・国安・中村 | 新分石の位置をめぐって | 入ヶ池 | | | |
| 宝暦11(1761) | 北山村 | 新分石の位置をめぐって | 入ヶ池 | | | |
| 宝暦 14 (1764) | | 内済成立 | | | | |
| 明和1 (1764) | 8ヵ村(草谷・下草谷 | 草谷川から大溝への引水をめ | 草谷川大 | | | |
| | ・野・宗佐・下・船町 | ぐって | 溝ノ堰 | | | |
| | ・上西条・下西条村)、 | | | | | |
| | 加古新村 | | | | | |
| 明和2 (1765) | | 内済成立 | _ | | | |
| 安永7(1778) | 国安村 | 降雨の際の国岡新村による分 | 琴池 | | | |
| | | 水施設の破壊 | | | | |
| 寛政元(1789) | 国安村 | 中堤普請をめぐって | 琴池 | | | |
| 以降 | | | | | | |
| 享和3(1803) | 北山村 | 中樋伏替をめぐって | 入ヶ池 | | | |
| 文化 1 (1804) | 8ヵ村、加古新村 | 草谷川から大溝への引水をめ | 大溝ノ堰 | | | |
| | | ぐって | | | | |
| 文化4(1807) | 同_上 | 同 上 | 同上 | | | |
| 文化5(1808) | 同 上 | 同 上 | 同上 | | | |
| 文化 5 (1808) | 勝成村、加古新村 | 広谷川上流村の新池築造反対 | 明石領内 | | | |
| | | 訴訟 | 勝成村 | | | |
| 文化 6 (1809) | 8ヵ村、加古新村 | 草谷川から大溝への引水をめ | 大溝ノ堰 | | | |
| | | ぐって | | | | |
| 文化 8 (1811) | 同 上 | 同上 | 同上_ | | | |
| | 年 享保1 (1716) 享保5 (1720) 享保14 (1729) 宝暦11 (1761) 宝暦14 (1764) 明和1 (1764) 明和2 (1765) 安永7 (1778) 寛政元(1789) 以降 享和3 (1803) 文化1 (1804) 文化4 (1807) 文化5 (1808) | 年 関係村 享保1(1716) 北山・国安・中村 享保5(1720) 国安村 享保14(1729) 北山・国安・中村 宝暦11(1761) 北山村 宝暦14(1764) 8ヵ村(草谷・下草谷・野・宗佐・下・船町・上西条・下西条村)、加古新村 明和2(1765) 安永7(1778) 国安村 寛政元(1789) 国安村 以降 享和3(1803) 北山村 文化1(1804) 8ヵ村、加古新村 文化4(1807) 同上 文化5(1808) 隔上 文化5(1808) 勝成村、加古新村 文化6(1809) 8ヵ村、加古新村 | 年 関係村 内容 享保1 (1716) 北山・国安・中村 新分石の位置をめぐって 享保5 (1720) 国安村 琴池中堤普請差止訴訟 享保14 (1729) 北山・国安・中村 新分石の位置をめぐって 宝暦11 (1761) 北山村 新分石の位置をめぐって 宝暦14 (1764) 8ヵ村(草谷・下草谷・野・宗佐・下・船町・上西条・下西条村)、加古新村 内済成立 野ホイ (1765) 内済成立 安永 7 (1778) 国安村 降雨の際の国岡新村による分水施設の破壊 享政元(1789) 国安村 中堤普請をめぐって 以降 享和3 (1803) 北山村 中樋伏替をめぐって 文化 1 (1804) 8ヵ村、加古新村 草谷川から大溝への引水をめぐって 文化 4 (1807) 同上 同上 文化 5 (1808) 同上 同上 文化 5 (1808) 局上 広谷川上流村の新池築造反対訴訟 文化 6 (1809) 8ヵ村、加古新村 草谷川から大溝への引水をめぐって | | | |

国岡土地改良区所蔵文書および国安水利委員会所蔵文書により作成。

近世には、水だけでなく、野山の境をめぐる争論についても、私闘は原則として禁じられていた。自力救済ではなく、幕藩権力による法的保護を信頼して解決すべきこととされていたのである。大竹秀男によると、それは、直接的には治安維持の必要にもとづいていたのであるが、つまるところ、「爭訟の社會性」、すなわち「別して生産的補助手段として絶對的意義を擔つた用水をめぐつての紛爭はたゞに村"の死活にか" わるだけでなく高請地収益に依存した領主にとつても傍觀できぬ關心事であつた[大竹秀男 1951:185~187頁] | ことにその要因が見出されるべきであるという。

さて、近世の水利訴訟の解決においては、「内済(ないさい)」主義が水利訴訟法上の基本原則であった。内済とは、原告・被告双方が和解談合により事件を解決し、奉行所にまで問題をもちこんで表沙汰にしないことをいう。水利訴訟の過程においては、内済の勧告と裁判とを交叉させて、最後の判決の段階に入ってまでも、最後の最後まで内済の途―「済口聞届」と「吟味下ヶ」の途――が開かれていた[前掲書:187~188頁]。

近世の民事訴訟は一般に、内済が裁許にもまして訴訟解決のための第一次的手段と目されていた。それは、第1に裁判役所の側にも当事者の側にも、裁判事務の軽減や訴訟経費の節約・精神的負担の緩和など、多くの利益があり、そして、第2に内済は当事者双方が「得心之上相済(とくしんのうえ、あいすむ)」のであるから、権力的解決である裁許よりも実効性があったからであるとされている[前掲書:209~210頁]。

水利訴訟の場合にも、このような理由から内済による解決が支持されたのであるが、内済主義採用の動機には特殊な事情がはたらきかけていたのだと大竹はいう。それは、「裁許の實効性にたいする當局側の確信の動搖」の問題があったからである。水利訴訟の裁許には各地各様の細かな慣習にたいする習熟が必要であり、これらを担当者に要求するには無理があった。また、たとえ判決によって一応の解決にいたったとしても、地形や水行の変化により訴訟が再発するおそれがあった。「不確實な裁許は當局の權威を失墜せしめる因」ともなる。そこで、内済を恩恵的事項として許可することにより、幕府の司法的権威を保とうとしたのである[前掲書:210~211頁]。

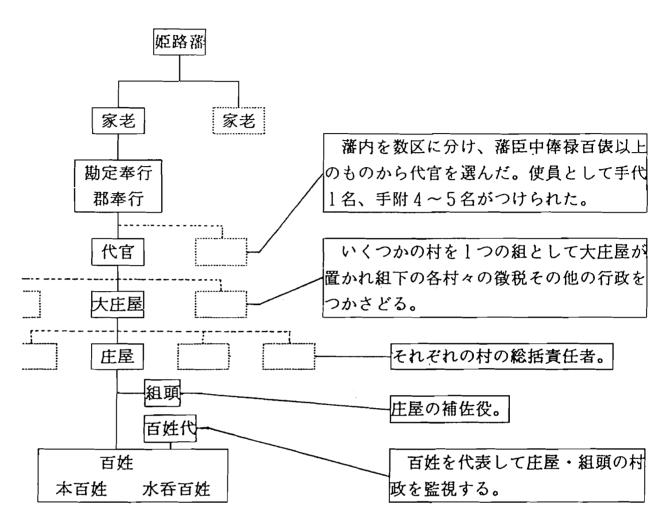
こうした事情から、水争いの解決に幕藩権力が強力な影響を与えることはむしろ少なく、ほとんどの場合、旧慣にしたがうというかたちをとりつつ、現実の地域における当事者間の力関係を反映させながら、水争いは解決されていった。幕藩権力の側は「早く内済を成立させて、水争いを解決するように」と村々に命じ、内済が整わず、やむをえず判決をしめさなければならなくなると、玉虫色の表現でしのごうとする傾きがあった。

新田開発が一段落した後の用水管理組織の運営においては、結局のところ、みずからの 用水はみずから守っていくよりほかになかったようである。それでは、こうした藩権力と の関係のあり方に留意しながら、国岡新村が水争いという場面で、みずからの用水の確保 のためどのように動いたのかみていくことにしよう。

2 水利訴訟の過程 ── ④入ヶ池をめぐる水争いの事例から──

室暦11年(1761)5月にはじまる入ヶ池の水配分をめぐる水争いの事例から、水争いが発生し、それが訴訟にもちこまれ、内済の手続きが整うまでの過程をみていくことにしよう。ただし、以下の記述は、国岡新村側によって書き残された史料のみを頼りに記述しているため、内容が国岡新村に有利に偏っている可能性があることには注意したい。

図2 姫路藩の地方支配のしくみ



本百姓:検地帳に登録され、土地屋敷をもち、年貢・諸役を負担する農民のこと。

水呑百姓:田畑をもたず、年貢・諸役を負担しない、いわゆる無高の農民のこ と。

(稲美町郷土資料館展示資料より)

宝暦13年(1763)7月、国岡新村の庄屋・組頭によって差し出された訴状¹⁴⁾によると、水争いの原因は、国岡新村と北山村が入ヶ池の分水の目安として据えた石の位置の是非にあったようである。まずは、この訴状の内容についてのべよう。

国岡新村・加古新村で新田開発がまださかんに進められていた寛文11年(1671)、「大溝用水」が開削され、地形の関係上、この用水を直接自村の溜池に流入させることのできない国岡新村は、やむなく、北接する北山村が所有する入ヶ池を改修し、この溜池を経由させて自村の溜池に用水を引くことにした。そこで、入ヶ池の嵩上げ工事をおこないこの溜池のもともとの容量をしめす10合のところに「分切石」とよばれる石を溜池の東に据え、この石より下の水については北山村の用水とし、この石より上の水(「越水」とよばれる)は国岡新村と北山村が5分5分に分水することになった。分水所から分切石まで約10町(1100m弱)もあるので、この「越水」をしめすところに「にらみ石」とよばれる石が据えられていた。ところが、享保7年(1729)に新しいにらみ石を据えたところ、これが非常に高い位置に据えられていたので、享保14年(1736)に国岡新村から申し立てて郡奉行所で取り調べのうえ、古証文の分切石の通りにするように仰せつけられ、その通りにして、以後、これまでお互いに申し分もなく分水してきていた。

ところが、宝暦11年(1761)5月、国岡新村と北山村の間で、入ヶ池の越水を分水していたところ、まだずいぶん分けるべき用水が残っていたにもかかわらず、北山村側が堰を入れて分水を中止し、北山村側の溜池へ送水するために池の大樋・中樋を抜いてしまった。そこで、国岡新村側はすぐにこの樋を止め、大庄屋所へ届けたが、大庄屋は御城下へ出勤中で留守であった。そのうちにまた北山村側がこの2つの樋を抜いたが、国岡新村はこれを止めさせることができなかった。こうして、国岡新村側には、落水がいっこうにこなくなってしまったので、堰を切って越水を流したところ、すぐに北山村側は堰を入れ、大庄屋所へ北山村から届け出がなされ、訴訟となった。

北山村は、享保7年に据えた新しいにらみ石よりも下の水は北山村のものであり、国岡新村には少しも与えないと主張したのにたいして、国岡新村は、新しいにらみ石から入ヶ池の古来の容量の10合のところ(旧分石のあったところ)までは1尺3寸5分(約40センチメートル)もあり、新しいにらみ石の位置は不当であると主張した¹5)。その根拠として、入ヶ池の嵩上げをして立合池としたとき、溜池の面積を広げるために国岡新村が負担して買い上げた野寺村の田地は8反8畝14歩であったが、今年(宝暦13年)の水分けで、新しいにらみ石まで水を落としたときには、この土地のうち、わずか1反5畝分ほどが水のうえにあらわれただけで残りは水底になっていたことをあげた。国岡新村側は、この件につき、現地の見分をおこなうようもとめている。

以上が宝暦13年の国岡新村側の訴状の内容である。宝暦11年5月にこの水利訴訟がはじまって以来、何度となく内済が試みられた。けれども、双方の意見が折り合わず、内済は困難をきわめた。代官所では、古証文等を確認したうえで、「御田地用水之義者、御百姓相互、殊ニ近年早損打続難渋之砌、何分ニ茂和談仕、出入ヶ間敷義、不仕候様」命じ、これにこたえて、近隣村の西条組野村・下村および大野組大野新村・六分一村の庄屋が内済の取り扱いにあたった¹⁶⁾。

そして、水利訴訟発生から2年を経た宝暦13年8月、扱人らの努力により、ようやく 内済の目途がたった。代官所には関係各村の代表者がよびだされ、済口証文の内容につい て詰めの話し合いがおこなわれた。宝暦13年(1763)8月、国岡新村百姓代平兵衛が差し出した口上書17)から、このようすについてみてみよう。

差上申口上書之事

一、入之池出入之儀ニ付、一昨十九日ニ御召被成内済之儀者伝聞、則済口下證御見せ被下候所、得心仕兼、罷帰り村中相寄相談仕候処、一昨日段ニ申上候通、新流草谷川流筋之儀者格段ニ御座候、右済口文言ニ而者、右新流相分シ不申候様ニ乍恐奉存候ニ付、何分百姓得心仕兼申候、何卒御勘弁之上願止済口ニ被為成、双方和談仕候様奉願上候、和談仕候上者巳之年以来諸書付御下ヶ被下度、是亦奉願上候、右願之通被為 仰付候者難有可奉存候、以上、

宝曆十三年

大野組国岡新村百姓代

未八月

平兵衛

入ヶ池の争論について、一昨日19日に国岡新村のものにお呼び立てがあり、内済の手続きのための済口証文を見せていただいた。けれども、その内容について納得できなかったので、帰って村中で集まり相談したところ、一昨日にも申し上げた通り、新流草谷川流筋については特別であって、この済口証文の文面では草谷川の新流を分水していないように読み取れるので、納得できないということになった。そこで、以上の国岡新村の主張を取り入れて、和談となるように取り計らっていただきたい。和談となったうえは、水利訴訟発生以来提出してきた訴状等をとりさげていただきたいという内容である。

代官所のしめした済口証文の案について、関係各村は代表者をとおして意見を述べ、文面の調整をおこなった。必要があれば、村にもちかえってその内容について協議している。 内済が自村にできるだけ有利なかたちでおこなわれるように、あるいはこれによって以後 不利益をこうむることのないように、済口証文中の表現については細心の注意が払われた もようである。それは、内済といえども、済口証文の内容は、以後の水利秩序を規定する 力をもっていたからである。済口証文が代官所によって承認される以上、そこに書かれた 内容(水利秩序)は裁許と同様、代官所によって認められた法的効力をもつ内容(水利秩序)なのである。

済口証文には関係者が連署し、一通を奉行所に差し出すとともに、関係村のあいだで取り交わされた。そしてそれは、自村の用水権の存在をしめすもっとも重要な証拠書類として、以後の訴訟に備えそれぞれ大切に保管された。

以下にしめすのが、この入ヶ池をめぐる水利訴訟が内済によって解決したことを届け出た書類である¹゚゚。入ヶ池の用水権をもつ北山村・国安村・中村・国岡新村の村役人、そして扱人である六分一村の村役人が署名押印し、大野組大庄屋増田九右衛門が奥印を押し、木暮孫八¹゚゚に差し出されている。残念ながら、内済の詳しい内容の書かれた済口証文(下の文中で「別紙」とあるもの)のほうは残っていない。

指上申御披露書之事

一、入ヶ池水配分之儀ニ付、去ル巳年より争論仕罷有候所、双方和談之上内済仕候、 則内済證文別紙ニ奉入 御披見ニ候、依之、 右御届奉申上候、以上、

宝曆十四年 申正月

大野組北山村百姓代 七左衛門印

同 基左衛門印

組頭 作太夫印

庄屋 文右衛門印

国安村百姓代 市左衛門印

組頭 太左衛門印

庄屋 理左衛門印

中村百姓代 彦左衛門印

組頭 嘉右衛門印

庄屋 長左衛門印

国岡新村百姓代 平兵衛印

同 安右衛門印

同村庄屋兼役

六分一村組頭 嘉兵衛印

次右衛門印

大庄屋 九右衛門印

木暮孫八様 御役所

以上が、発生から内済の手続きが終了するまで、足掛け4年におよんだ入ヶ池をめぐる 水争いの過程である。

17世紀からの新田開発の過程で藩政村を重要な単位として水利秩序が形成されたこの地域では、水争いもまた、藩政村を単位として争われた。ここでとりあげた入ヶ池をめぐる水争いは、国岡新村と北山村のあいだの争いであった。水利訴訟にもちこむさいの訴状は、村(藩政村)として、村(藩政村)の代表である村役人の名前で差し出された。

水利訴訟においては、当事者双方がそれぞれ、自村の立場を述べ、その正当性を主張した。けれども、その解決は、裁許によるのではなく、原則として「内済」によった。代官所は、当事者双方に、できるだけ早く内済を成立させるよう命じ、これをうけて近隣村の庄屋らがその取り扱いにあたった。内済にあたっては済口証文が作成されるが、済口証文は、その文面が後々の水利秩序を規定する力をもつことになるため、関係村においては、一言一句にいたるまで村中で慎重に検討された。こうして作成された済口証文には関係各村の代表者(村役人)、扱人、大庄屋らが連署し、一通を奉行所に提出するとともに、関係者間で取り交わされた。

内済成立までの過程をみるかぎり、藩権力は水利訴訟にかんしては、早期の内済成立を命じ、内済のさいに作成された済口証文の承認によりこの証文の記載内容に正当性をあたえるという、比較的間接的な関与にとどまっていたように見受けられる。

ところで、つぎに問題となるのは、内済による水利訴訟の解決方法についてである。水利訴訟の解決が、藩権力の直接的介入によらず、第三者を介した当事者間の協議によりおこなわれることが多かったとすれば、それは、具体的には、どのような原則によってなさ

れたのであろうか。内済のさいに作成される済口証文の内容から、この点について検討していくことにしよう。

3 内済の原則 ── ⑤草谷川をめぐる水争いの事例から──

以下に述べる草谷川をめぐる水争いは、国岡新村と加古新村の新開2村と旧来から草谷川を利用してきた8つの古村とのあいだの争いである。草谷川の取水をめぐって利害を異にする2つの用水管理組織連合が、たがいに対立しているのである。

草谷川は古来より草谷村・下草谷村など8つの古村が農業用水として利用してきた川であるが、延宝8年(1680)の契約により、非灌漑期である旧暦の7月から翌年4月までの期間に限り、加古新村と国岡新村の「大溝用水」への取水が認められるようになった。姫路藩の旺盛な新田開発意欲を背景に、2つの新開村は古村の用水権の一部を譲渡させたのである。もともと水利に乏しい加古台地では、以後、この「大溝用水」をめぐって、大規模な水争いが幾度となく繰り返されることになった。

明和元年(1764)におこった水争いも、そのひとつである 20)。明和元年6月9日の降雨により、草谷川に雨水が流れこんできた。そこで、加古新村・国岡新村の2村(以下、2村と略す)は、まだ草谷川筋の8ヵ村(草谷村・下草谷村・野村・宗佐村・下村・船町村・上西条村・中西条村)の灌漑期ではあるけれども、水がたくさんあるので、大溝用水へ取水しようと大溝ノ堰へ人足を出した。これにたいして、草谷川筋の8ヵ村も、そうはさせまいと大溝ノ堰へ人足を出した。こうして、堰所で騒動がおこり、草谷村の者が暴行を受けたという8ヵ村側からの届と、加古新村の者が怪我をしたという2ヵ村側からの届の双方が、大庄屋を経て代官所に提出された。

そして、翌明和2年(1765)4月、代官所の取りあつかいにより、延宝8年6月に大溝用水の開削にともなって作成された双方所有の古証文を確認したうえで、内済となった。では、この水利訴訟の済口証文である「草谷川川口水論内済取曖書²¹⁾」から、内済の具体的内容が書かれている後半部分についてみてみよう。

(前略)

- 一、加古新村、国岡新村之儀、元来水不足之村々ニ有之候ニ付、先年相願、新溝ヲ堀有之候得者、成たけ水集メ専ーニ可致義尤ニ候、併右古證文ニも有之候通、流水之儀、冬春之間者取之、四月より七月迄者、水取申間敷と為證文入置、以後者養水之中者水取申間敷様被存候、
- 一、八ケ村之儀、出水懸り御田地数多有之候へハ、草谷川流養水候、仍而加古新村より取置候古證文ニも有之候通、四月より七月迄養水之中者、加古新村溝手江水取り不申与有之、尚又加古新村江入置候古證文ニ茂、冬春之間少ニ茂構無之、養水之時者下江流申様ニ頼申与有之上者、随分水集専一可致義尤ニ候、併養水之内たりとも水沢山之時者、少シ茂構無之与古證文有之候得者、水沢山之時者、両村江水遣シ可申様被存候、

右之趣ニ有之候得共、以来冬春之内者、両村江相片付水取り可申候、八ケ村出水懸り 用水之間、両村へ水取り申間敷候、用水之内たりとも水沢山之時者、両村へ水取可申 候、双方共御田地大切之義ニ有之候得者、自今以後、右場おいて決而争論仕間敷候、 若此以後右於堰所口論水論仕、出入ヲ取繕ひ公事ヲ工候族有之候ハゝ、 御上へ申上 御吟味之上、本人者不及申、村役人迄越度可被 仰付候、

右之通、御取曖ニ而内済仕候上者、用水之中両村江水取り申間敷候、用水之中たりとも水沢山之時者両村江水遣シ可申候、双方共養水之儀ニ御座候へ者互睦敷仕、右場所おいて、以来決而申分仕間敷候、於若相背ニ者何分之越度ニ茂可被仰付、為後日仍而如件、

明和二年酉四月

加古新村庄屋 嘉平次 国岡新村庄屋 義兵衛

 宗佐村庄屋
 孫十郎

 下村庄屋
 平七

下草谷村庄屋 市兵衛

草谷村庄屋 与三左衛門 野村庄屋 左一右衛門

野村庄屋 左一右衛門船町村庄屋 次郎左衛門

中西条村庄屋 勇介 上西条村庄屋 久右衛門

右御取曖二而內済仕候処、相違無御座候、以上、

大庄屋 九右衛門

御手代22)

浦上惣助殿

右之通、我等取曖令内済候二付、已来双方申分有之間敷者也、

手代 浦上惣助

右内済双方連印本證文大庄屋元ニ有之候、仍而添書如斯ニ候、以上、

この水利訴訟の争点は、「灌漑期であっても、水がたくさんあるときには、2村に取水の権利があるのかどうか」であった。当然ながら、2村は「ある」、8ヵ村は「ない」と主張した。そして、当事者双方はそれぞれみずからの主張の根拠となる古証文をしめした。 双方の提出した古証文には互いにくいちがいがあったけれども、結局、灌漑期であっても、水がたくさんあるときには、2村は水をとってもよいという内容で内済となった。2村側の主張が採用されたのである。

内済においては、旧慣が尊重され、古証文が重要な証拠とされた。訴訟当事者となる村々は、古証文等を根拠に用水権の正当性を主張し、すこしでも有利な内容で内済を成立させなければならなかった。そこで、村々では、日頃から有事にそなえ、古証文の保存や用水施設の管理の記録など、自村の用水権を明確に主張しうるだけの証拠をそろえておかなければならなかった。

この内済成立以後、2村は、8ヵ村の灌漑期中であっても水がたくさんあるときには、大庄屋(不在の場合は近隣村の村役人)の検分を経たうえで、草谷川の水を大溝用水へ取水するようになった。水がたくさんあるかどうかの見極めは、大庄屋らに委ねられたわけであるが、今度は、大溝の堰へ検分に出かけるかれらが攻撃の的となり、争論にまきこまれることになった²³⁾。表5にしめした大溝の堰における文化年間の相次ぐ水争いはすべ

て、8ヵ村の灌漑期に2村が取水しようとしたために起こったものである。「水がたくさんあるとき」というあいまいな契約である以上、この用水権にもとづいて取水をおこなうためには、ときに実力行使も必要だったのである。結局のところ、自村の用水は自村で守っていくよりほかになかったのである。

4 対外的用水管理

以上、対外的用水管理の問題がもっとも深刻かつ直接的にあらわれてくる用水管理組織間での水争いについて、国岡新村が関係した2つの事例から検討した。対外的用水管理においては、それぞれの状況に対応して、共同と対抗の関係が出現することになった。末端用水管理組織である国岡新村が単独で周辺村落に対抗することもあれば、同じ新開村の立場にある加古新村と共同して古村8ヵ村に対抗するなど、用水管理組織連合間での対抗関係となることもあった。

水争いが訴訟にもちこまれた場合、原則として内済による解決が目指されるのであるが、 そこでは旧慣が尊重され、古証文によって用水権の確認作業がおこなわれたうえで、和解 の方向が模索された。そこで、村々では、いつ水利訴訟となっても困らないように、日常 からみずからの用水権の正当性を主張しうるだけの根拠を整えておかなければならなかっ た。

この地域は慢性的水不足という状況にあったため、水をめぐる争いは尽きることがなかった。用水施設の破壊や夜間の盗水、見張り番にたいする暴力など、用水の確保をめぐって村々は衝突を繰り返した。そのなかにあって農業耕作をつづけていくためには、水利訴訟の場において用水権を守るだけでなく、その用水権を行使し、用水を実際に確保できなければならなかった。

用水管理組織が対外的に用水を確保するためにおこなった活動は、つぎのように整理することができる。

①水利関係書類の保管・作成。用水権を保持していくため、古証文等、用水権の主張の根拠となる書類を保管すること。また、用水や用水施設の所有・利用の事実をしめす根拠となる書類を作成し、保管しておくこと。水争いが起こり、水利訴訟となったとき、みずからの用水権はみずからが立証しなければならない。そのとき、用水権の存在を明確に主張できるよう、水利関係の書類は厳重に保管された24)。藩の奉行や代官など、外部政治権力によって正当性を与えられた書類は、用水権の存在を主張するうえで、とくに強力なよりどころであった。藩の奉行によって承認があたえられた分水契約証文や代官所による内済の済口証文などは、最重要書類にあたる。小さな水争いのさいに、相手方と取り交わした覚書の類も重要である。また、「明細帳」や「明細指樋掛樋書上帳」などには、村の範域外にあるものもふくめ、池・樋・溝・石橋・分石といった用水施設について、その所在地・築造年・由来・数・大きさなどが細かく書き上げられているが、これは、領主にたいする報告の意味をもつとともに、これらが自村の「持分」であるという主張をおこなっていたものとかんがえられる。

②他の用水管理組織とのあいだの水利慣行の実施。他の用水管理組織とのあいだに取り 決められた慣行を、毎年忠実に果すこと。水分け、他の用水管理組織との共有用水施設の 普請および諸入用の負担、水代金の負担など。水利慣行の忠実な実施をとおして、用水の 安定的確保が実現されるだけでなく、水利訴訟がおこった場合にも、長年の慣行実施の事 実が用水権の主張の根拠となった。

③用水管理組織の管理区域の外にある用水施設の維持管理。用水管理組織の管理区域外(国岡新村のケースでは他村の地内)にある取水・送水のための用水施設を維持・管理すること。②であげた他の用水管理組織との共有施設の普請および諸入用の負担だけでなく、用水をみずからの管理区域内まで引いてくるための用水路の溝浚え²⁵⁾、用水施設の巡視なども、用水の確保のため不可欠であった。

④実力による用水の確保。他の用水管理組織から実力による用水権の侵害を受けたとき、あるいは受ける恐れのあるとき、実力によって用水を守ること。または、みずからの用水を確保するため、積極的に他の用水管理組織と用水を奪い合うこと。用水を確保するためには、周辺の用水管理組織のものによる用水施設の破壊や盗水を実力でくいとめたり、見張り番を置いてこれらの行為を防止する必要があった。また、ときには、他の用水管理組織の用水を奪うこともあった。

⑤水争いの処理。他の用水管理組織から実力による用水権の侵害を受けたとき、あるいは、他の用水管理組織とのあいだに用水権をめぐる争論が生じたとき、訴え出て、相手方の非を主張すること。また、みずからにできるだけ有利な条件で内済をおこなうこと。加古台地上の村落の場合、水利秩序は藩政村を重要な単位として形成されていたので、訴状は藩政村の名前で、村役人により大庄屋のもとへ差し出された。内済にあたっては、村内で相談し、意見をまとめたうえで、村役人が代表として交渉にあたった。内済成立のさいに作成される済口証文には、関係各村の村役人が連署した。

藩政村国岡新村は、これらの活動を村政の重要な一部として位置づけ、末端用水管理組織としての役割を果たした。そして、それぞれの状況で必要に応じて、周辺の用水管理組織と共同して用水の確保にあたった。農業生産に不可欠な用水の確保をめぐる、まさに命をかけた共同と対抗をとおして、村落内部、さらには村落をこえた結合が、強く固められていったのである。

第4節 对内的用水管理

つぎに、用水管理組織内部にたいしておこなわれる用水管理の内容について述べることにする。周辺の用水管理組織にたいして確保された水は、その用水管理組織が維持管理する用水施設をとおして、さらに細かく配分されていく。その用水管理組織がいくつかの用水管理組織の連合体であれば各々の単位用水管理組織にたいして用水の配分がおこなわれ、その用水管理組織が末端用水管理組織であれば各々の田畑への配水がおこなわれることになる。ここでは、末端用水管理組織として機能した国岡新村について、その内部にたいしておこなわれた用水管理の内容をみていくことにしたい。ただし、日常的用水管理のあり方をしめす史料はごくわずかしかないため、近代以降の用水管理のあり方からの推測による部分もある。

まず、用水施設の維持管理についてである。国岡新村では、開発当初、溜池の整備がおこなわれ、千把池(現在は干波池と表記)、新池(明治期に棒池と改称)、山城池が新規に築造され、城之池が改修された。また、隣村国安村が所有する琴池の改修工事がおこな

われ、以後、国岡新村との立合池(用水権共有の池)となった。これらの溜池はすべて水路で繋がれており、上の池から下の池へと必要に応じて用水を移動させることができるようになっていた(図3)。これらの用水施設の日常的な維持管理は、国岡新村によっておこなわれた。

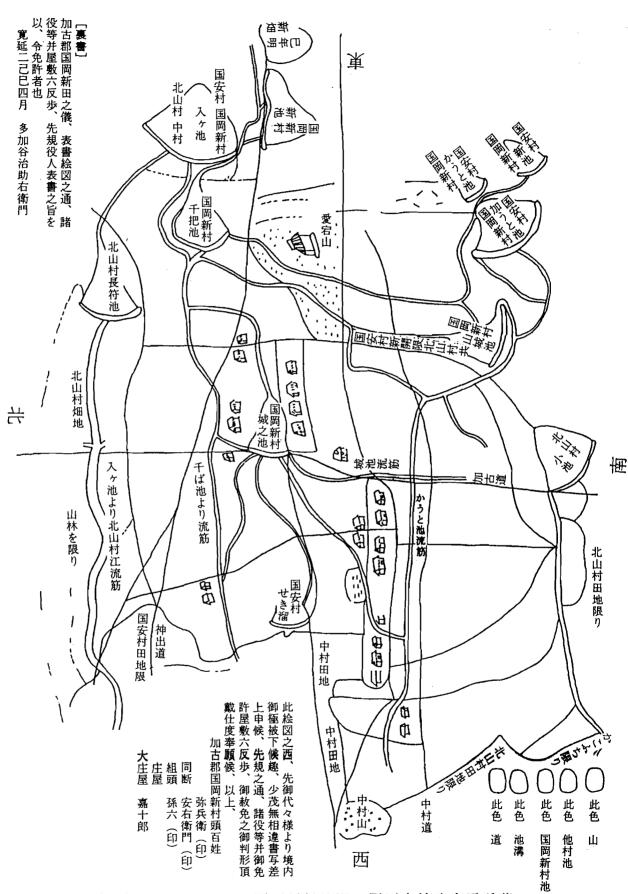
ただし、用水施設の補修・改築、さらに新築などは、どんなに小さいものであっても周辺への影響をさけることができないため、村が勝手におこなうことはできなかった。たとえ小さな樋ひとつの補修であっても、かならず領主に願い出て承認を得なければならなかった。水利開発がすでに極限状態にたっしていた加古台地では、どんなわずかなことでも、水利秩序の変更につながる行為には厳重な注意が払われた。江戸時代後期にはすでに、加古台地での溜池の新築は、姫路藩によって禁止されていたのである[『稲美町史』 1982:416頁]。

用水路の溝浚えや池の樋抜・樋止の日時の決定、用水不足のさいの歩植割合の決定など、用水施設の維持管理や用水配分についての意思決定は、村政の一部として、村役人を中心におこなわれたもようである。そして、そのもとに、用水管理の担当者として「池守」と「水入」が置かれていた。村の明細帳には、池守と水入の給米の記載がみられ、かれらが村によって雇われていたことがわかる。残念ながら、その人数は記載されていないが、複数名であったとかんがえてまちがいないだろう。給米の額は、たとえば寛延3年(1750)には、池守給が計8斗、水入給が計1石9斗となっている²6°。池守と水入は、近代以降も置かれており、その職務内容についてもそれほど変化しなかったものと予想される。近代以降の史料²7°とききとり調査から、池守と水入の職務内容を推察すると、およそつぎのようであったとかんがえられる。

池守は、溜池の管理者であり、溜池の近くの家が代々勤めた。池守をつとめる家は、とくに有力者であったわけではないという。池守は、それぞれ受け持ちの溜池や用水路の見廻りをおこなった。そして、破損箇所をみつけたら村役人に報告して、応急処置にあたり、降雨のさいには水路にかけつけ、貯水につとめた。

水入は、田植開始から秋の彼岸までの期間、受け持ち区域の田畑への配水作業のいっさいをおこなった。配水作業をすべて水入に一任することにより、我田引水を防ぎ、かぎられた溜池の水をできるだけ公平に配分しようとしたのである。水入は、かなりの重労働であったが、収入がよかったので、農業だけでは生活の苦しい家には水入の仕事を希望するものが多くあったということである。

以上が、国岡新村内部での用水管理である。藩政村国岡新村が末端用水管理組織としての機能を果たしていたため、用水施設とこれをとおして得られる用水は藩政村国岡新村に属し、その管理は、村役人を中心に、村政の重要な一部としておこなわれていた。そして、藩政村国岡新村に属すことによってはじめて、用水の共同所有者・利用者・管理者となることができたのである²⁸⁾。国岡新村の場合、その水利秩序の歴史的形成過程に規定されて、用水施設の共同所有・共同利用・共同管理にかかわるメンバーシップが藩政村国岡新村のメンバーシップと結びついてしまったところが大きな特徴であろう。



寛延2年4月(1749)、国岡新村絵図、国岡土地改良区所蔵。 原図(カラー)をトレースした。 第5節 共同体型用水管理組織における用水管理

以上、姫路藩国岡新村の事例から、私的所有が完全なかたちで確立される以前の段階である共同体型管理の内容について検討した。

国岡新村における用水管理は、藩政村国岡新村を主体としておこなわれた。1660年前後、この地域で新田開発がさかんにおこなわれたのであるが、そのなかで藩の新田開発への意向と直接的支援を背景に新開各村は古村の用水権に割り込み、藩政村間の用水権の調整というかたちであらたな水利秩序を形成していったのである。

水利秩序が藩政村を重要な単位として形成されていたから、水争いにおいても、藩政村間、あるいは藩政村連合間の争いとなることが多かった。けれども、水争いという場面では、藩権力はこれに積極的にかかわろうとはしなかった。水争いが訴訟にもちこまれると、ふつう、裁許ではなく、内済による解決が目指された。藩権力は、内済の早期実現を命じたが、その内容について具体的な判断をくだすことはなかった。内済では、代官所の役人や大庄屋を介して当事者間での協議がなされ、そこでは旧慣が重視され、古証文がその重要な証拠とされた。それぞれの村は、いつ訴訟になろうと、自村の用水権の存在を主張できるよう準備しておかなければならなかった。なかでも、藩権力によって用水権の承認がなされた文書は、自村の用水権の正当性をしめす強力な証拠とされた。もちろん、用水権を実際に行使していくためには、これに加えて、実力で用水権の侵害をくいとめていく必要があった。

対外的な用水確保が、藩政村国岡新村としておこなわれたため、用水管理組織のメンバーシップも、藩政村国岡新村のメンバーシップと結びついたかたちで存在していたとかんがえられる。溜池や水路などの用水施設とそれをとおして得られる用水は、国岡新村として、共同所有・共同利用・共同管理され、国岡新村のメンバーとなることによって、これに参加することができたのである。

このように、国岡新村の場合、17世紀に新開村として開発され、用水の獲得をめぐる 争いが激しい地域にあったことから、外部政治権力の関与や利用なしには、水利秩序の形成や変更、日常の維持運営が困難であったといえる。

こうして形成された用水管理秩序は、近代以降の用水管理のあり方を濃厚に規定していくことになる。近代以降の展開については、次章で述べることにする。

- 1) 永田は、旧池の水利団体の事例として野寺を、新池の事例として手中池をとりあげ、 詳細な分析をおこなっている。
- 2) 開発人の人名については諸説があるが、ここでは寛延3年(1750)3月『明細帳』(国岡土地改良区所蔵文書)の記述にしたがった。
- 3) 寛延3年(1750)3月『明細帳』、国岡土地改良区所蔵文書。
- 4) 寛文12年(1672)6月「大溝分水契約書」、国岡土地改良区所蔵文書。
- 5) 国岡土地改良区役員からのききとりによる。
- 6) 寛文11年(1671)6月「入ヶ池上水立合証文」、国岡土地改良区所蔵文書。
- 7) 昭和4年(1929)10月「陳情書」、国岡土地改良区所蔵文書。
- 8) 寛文11年(1671)6月「入ヶ池分水契約書」、国安水利委員会所蔵文書。

- 9) 明和2年(1765)4月「草谷川川口水論内済取なし書」(国岡土地改良区所蔵文書)より、延宝8年(1680)6月「手形之事」「仕ル手形之事」。
- 10) 国岡新村は、中堤の普請に反対し、争論となった。なお、この中堤をめぐって、国岡新村と国安村のあいだには近代に至るまで、たびたび水争いが繰り返された。
- 11) たとえば、文政7年(1824)正月「琴池水論訴状」、国安水利委員会所蔵文書、など。
- 12) それではなぜ、藩権力は、水利にかんする村々間の契約を、命令ではなく、双方相談のうえの決定事項の承認というかたちをとったのだろうか。これは次節であつかう水争いと密接な関係をもつ問題であろう。これは、いったん決めた水利契約がなんらかの理由でくつがえされようとするとき、それが藩権力の権威の失墜にむすびつかないための予防線ではないだろうか。契約の内容についてはあくまで農民たちが決めたことであり、かれらの責任なのである。逆に、農民の側からみれば、藩権力による承認は、かれらの用水権の正当性を証拠立ててくれる心強い味方である。
- 13) 近世に、幕府や諸藩が領内を支配するために設けた役人。郡奉行と村役人との中間にあり、一般には百姓身分で裕福な農民から選ばれ、世襲することが多く、給米あるいは扶持を受け、名字や帯刀を許されることもあった。数カ村から数十カ村、あるいは一郡を支配し、その管轄区域を組・郷などといった。一定日に会所に出務するか、自宅を役宅とし、代官や郡方役人から伝えられた布達類を村役人に伝達し、管内の訴訟の軽いものは吟味解決し、手にあまるものは上申し、村役人が領主に提出する願書類には奥書をした。年貢の村への賦課や納入、あるいは払米のときには郡方役人と立ち会い、普請場所の見分、用水の監理、村入用の監査、あるいは御用金の調達などにもあたった[『国史大辞典 二』 1980:613頁]。

姫路藩では本多忠政(元和3年~寛永8年)のときに、領内行政のため、庄屋の上に大庄屋の制を設けたのがはじめで、奥平姓松平忠明(寛永16年~正保元年)のとき一時廃止され、榊原忠次(慶安2年~寛文5年)がこれを復活した。そして、酒井氏の時代(寛延2年~明治4年)にうけつがれた[『稲美町史』 1982:142頁]。

- 14) 宝暦13年(1763)7月「入ヶ池水論訴状」、国岡土地改良区所蔵文書。この 訴状に名宛人は記載されていない。
- 15) 現在の入ヶ池の面積は約22haであるが、仮にこの数字で計算してみると、上水40cm分の水は88,000tであり、国岡側はこの半分の44,000tが奪われていると主張していることになる。これだけの量を分水するには、すくなくとも1昼夜以上はかかるであろう。あくまで概算ではあるが、この40cmがいかに大きな数字であるかをしめしておきたい。
- 16) 宝曆13年(1763)8月「入ヶ池水論內済書」、国岡土地改良区所蔵文書、宝曆13年(1763)8月「入ヶ池水論內済書」、国安水利委員会所蔵文書。
- 17) 宝暦13年(1763)8月「入ヶ池水論内済についての口上書」、国岡土地改良 区所蔵文書。
- 18) 宝暦14年(1764)正月「入ヶ池水論内済証文」、国岡土地改良区所蔵文書。
- 19) おそらく郡奉行と推測される。
- 20) 明和2年(1765)4月「草谷川川口水論内済取曖書」、国岡土地改良区所蔵文書。
- 21) 明和 2 年(1 7 6 5) 4 月「草谷川川口水論内済取曖書」、国岡土地改良区所蔵文書。
- 22) 江戸時代の地方(じかた)役人。代官の下にあって、収税その他の雑務を担当した。
- 23) 文化 4 年 (1807) 5 月 『川口一件控』、国岡土地改良区所蔵文書。
- 24) 火事がおこったときすぐにもちだせるようにと、とくに重要な書類については、桐 の箱にまとめられていたようである。これらの書類を守ることも、村の代表者の重要

な任務であった。

- 25) 加古新村と国岡新村の共有の用水施設である大溝の溝浚えは、毎年2月と7月に両方の村から人足を出しておこなっていたという記録がある(文化4年<1807> 『川口一件控』、宝暦14年(1764)4月『明細帳控』、国岡土地改良区所蔵文書、参照)。
- 26) 寬延3年(1750)3月「明細帳」、国岡土地改良区所蔵文書。
- 27) 年不詳(大正末期)「池守職務心得」「水入役心得書」、国岡土地改良区所蔵文書。
- 28) したがって、入作者にたいしては、所有・利用・管理への参加が完全には保証されていなかったとかんがえられる。用水管理組織のメンバーシップと村のメンバーシップとの関連の問題については、第3章第4節で検討する。

第1節 問題の所在

本章では、前章でとりあげた国岡新村の用水管理組織の近代以降の展開過程を追うことにより、近世に藩政村と強く結びついたかたちで形成された共同体型用水管理が、近代以降の社会変動のなかで、どのように継承され、あるいは変容していくのかを検討する。

寛文2年(1662)、姫路藩における新田開発のピークにあたる時期に開発された国 岡新村は、近代に入ってからもしばらくは国岡新村として存続していたが、明治22年 (1889)の町村合併により周辺9カ村(北山村、国安村、中村、森安村、六分一村、 岡村、中一色村、幸竹新村、和田新村)と合併し、天満村となった。その結果、国岡新村 は天満村の一部となり、行政組織ではなくなった。天満村は、昭和30年(1955)に 母里村、加古村と合併して稲美町となり、現在に至っている。

けれども、用水管理については、旧近世村国岡新村を継承する部落を末端用水管理組織として展開されていった。近代以降の用水管理組織は、国岡新村(明治初期~大正13年 < 1924>)、国岡水利組合(大正13年~昭和16年<1941>)、国岡部落会水利部(昭和16年~昭和32年<1957>)、国岡土地改良区(昭和32年~現在)と推移してきた。これらはいずれも国岡の村落社会と深く結びついた、部落構成員中心の秩序を有する組織であり、その意味で継続性をたもつものであった。そして、これらの用水管理組織の運営は、近世に形成された用水管理秩序による規定を濃厚に受けながら展開されてきたのである。

こうした近世的枠組をたもちながらも、国岡の用水管理組織は、その外側には広域用水管理組織とのあいだにあらたな水利秩序をきずき、内側では機能集団としての組織的整備を進めつつ、その組織原理を変化させていった。以下では、国岡土地改良区所蔵の水利関係史料とききとり調査をもとに、用水権と用水施設、組織機構、成員資格という3つの観点から、近代以降の国岡の用水管理組織における近世的用水管理秩序の継承と変容の問題について、具体的に検討していきたい。

第2節 用水権と用水施設

1 近世的秩序の継承

用水権と用水施設は、用水管理組織のあり方を規定する枠組となるものである。そこで、 まずはこれらの問題から検討をはじめることにしたい。

近代に入ると、国岡新村開発の過程で獲得され、整備された用水権および用水施設は、町村合併によってあらたに設定された行政村天満村ではなく、その一部をなす旧近世村国岡新村によって継承された。近世に国岡新村が周辺村落とのあいだに形成した水利秩序は、近代以降も厳密に継承され、今日でもその存在を確認することができる。溜池や水路などの土木建造物も、近世の開発の過程で整備されたものが繰り返し改修されつつ利用されていることが多い。

図1、図2は国岡新村の開発が一段落した近世中期以降の導水経路と1992年現在の 国岡土地改良区の導水経路の略図である。一見して明らかなように、近世中期に整備され

図 | 国岡新村導水経路略図(近世中期)

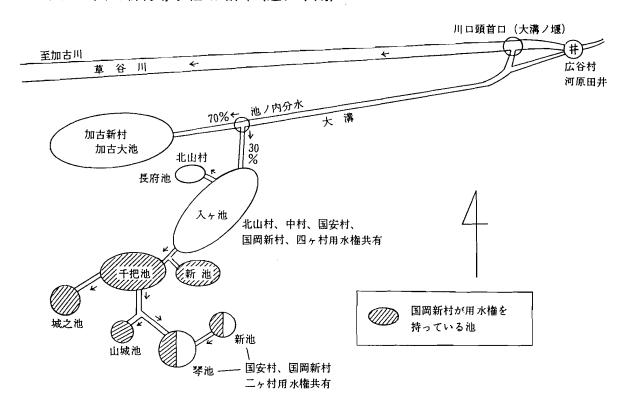
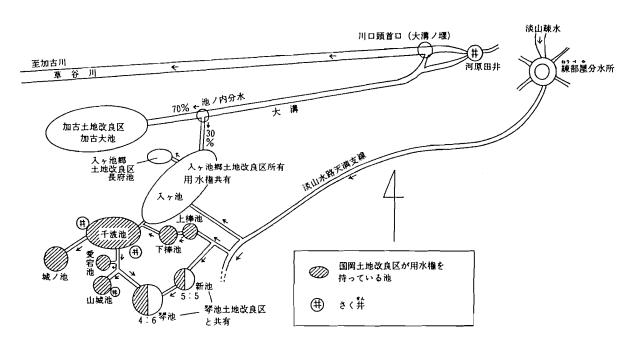


図2 国岡土地改良区導水経路略図 (現在)



平成 4 年 (1992) 現在の国岡土地改良区所有溜池面積は、下棒池20,946㎡、上棒池32,183㎡、山城池26,323㎡、愛宕池14,876㎡、千波池89,236㎡、城ノ池31,331㎡、零池119,560㎡(持分、国岡4/10、零池6/10)、新池24,775㎡(持分、国岡5/10、零池5/10) である。

た導水経路は、今日でもほぼそのまま利用されている。そしてそこに、近代以降のあらたな水源の開発に対応して築造された用水施設が加わっている。近世に周辺村とのあいだに形成された水利秩序—— 旧慣—— は近代以降も堅く維持され、これを犯すような性質の新秩序が形成されることはなかったのである。そこで、本項ではまず、近代以降、近世の国岡新村開発の過程で整備された用水権と用水施設がどのようなかたちで存在してきたのかを検討し、つづく次項で、これらの近世的秩序を維持しつつ、あらたにどのような展開があったのかをみていくことにしたい。

(1) 用水権・用水施設の継承と用水慣行

近世村国岡新村は、新田開発にともない周辺村とのあいだに数々の契約を結んで用水権を獲得し、複雑な灌漑水系を形成してきた。国岡新村の開発にあたっては、まず溜池の整備がおこなわれた。それらは、千把池・新池 a (明治初期に棒池と改称)・城之池・山城池・琴池・新池 b の6 つである。このうち琴池と新池 b は隣村国安村との立合池 (用水権を共有する池)であり、琴池の中堤より東側は国岡の、西側は国安の流水とされ、新池 b の水は琴池に流して分水された(享保 6 年 < 1 7 2 1 > 契約)。

国岡は集水に不利な自然条件にあるため、天水だけでは水不足となる。そこで、ほぼ同時期に開発された加古新村とともに、延宝8年(1680)、草谷川からの分水を計画し、旧来から草谷川を利用してきた8つの村の承諾を得て、非灌漑期間に限って草谷川より取水することとなった。こうして、川口頭首口から入ヶ池まで水路延長約5キロメートルにおよぶ大溝が掘られた。さらに、宝永7年(1710)には、大溝用水補強の目的で、川口頭首口より数百メートル上流の河原田井からの取水を広谷村との間に契約し、その水を大溝に落とすようになった。大溝用水は、「池ノ内」で、加古新村と国岡新村との間で7分3分に分水され(寛文12年<1672>契約)、国岡新村の水はいったん、北山村の入ヶ池に貯水される。そして、入ヶ池の貯水のうち、「分切石(ぶんぎりいし)」より上の水を大溝からの流水ととらえ、これを北山村とのあいだで5分5分に分水した(寛文11年<1671>契約)」。

外部政治権力(藩)や周辺村落による社会的承認を経て獲得された国岡新村の用水権は、国岡水利組合、国岡部落会水利部を経て、今日では国岡土地改良区が継承している。周辺村とのあいだに取り交わされた分水契約書などの古証文は、国岡土地改良区の所持する用水権を証明する最重要書類として厳重に保管されている²)。もちろん、用水権と不可分の関係をもつ用水施設—— 溜池だけでなく、それに付随する樋や分石、用水路など—— も、あわせて継承されている。溜池や水路などの土木建造物は、水の利用条件を規定する枠組の実体として存在し続けているのである。土木技術の進歩とともに、これらの用水施設は順次改修されたのであるが、近代的技術は、近世に形成された水利秩序をより厳密に実施することを可能にし、むしろ旧秩序の固定化に貢献した。たとえば、近世以来の旧慣にのっとり、毎年7月に国岡土地改良区と入ヶ池郷土地改良区とのあいだで水分けがおこなわれる入ヶ池では、昭和52年(1977)から56年(1981)にかけておこなわれた大改修工事(大規模老朽ため池整備事業)により、分水のための用水施設も、従来の石張りから鉄筋コンクリートに改修され、規定された方法にしたがって、より正確に分水がおこなわれるようになっている。

近世に村落間ではたされてきた用水慣行は、それぞれの用水権の継承者によって、近代には水利組合や部落のあいだの、さらに現在では土地改良区や水利委員会のあいだの慣行として存続している。表1にしめしたように、近世に国岡新村が周辺村落とのあいだにおこなってきた慣行は、現在も、ときにかたちをかえながら継承されているのである。

表1 対外的用水慣行の継承

| 関係用水施設 | | 関係用水管理組織 | 慣 行 |
|--------|------------|------------------------|--|
| 琴池・新池 | 近 | 国安村 | 琴池の水は、池の水の5合の場所に分石を据 |
| - | | | えて、中堤の東西に分水する。中堤の東側は国 |
| | 世 | | 岡の、西側は国安の流水とする。新池の水は、 |
| ĺ | | | 琴池に流して分水する。(享保6年<1721>契約) |
|] | | 琴池土地改良区 | 8月中旬に新池の水分をおこなう。双方の土 |
| | 現 | | 地改良区役員が新池から琴池に通じる導水路の |
| | | | 溝浚えをおこない、新池の水を琴池に流す。水 |
| | 在 | | は琴池に入ると水分石によって琴池内の堤防の |
| | | | 東西に分れる。 |
| 草谷川大溝の | | 草谷村など8ヵ村 | 灌漑期である旧暦4月から7月のあいだは古 |
| 堰 | 近 | 加古新村 | 来から草谷川を利用してきた8ヵ村が、非灌漑 |
| | | | 期である旧暦7月から翌年4月までのあいだは |
| 1 | 世 | | 加古新村と国岡新村が、草谷川より取水する。(|
| | | | 延宝8年<1680>契約) |
| | | 草谷川土地改良区 | 9月1日に加古土地改良区の水入れが堰板を |
| | 現 | など | 入れ、草谷川を堰き止めて大溝へ取水し、5月 |
| | | 加古土地改良区 | 1日には堰板をはずす。 |
| | 在 | | 堰のつくりは、かつては杭を打ち土嚢を積ん |
| | | | でいたが、戦後しばらくして油圧式の堰となり、 |
| | Ì | | 現在では(1980年前後から)堰板を入れるよう |
| | | | になっている。 |
| 河原田井 | 近 | 広谷村 | 広谷村の用水源「河原田井」の水利用代金と |
| 1 | ,,, | | して、加古新村と国岡新村は広谷村に銀150匁を |
| | 世 | 去 公 1 塘 14 卢 17 | 毎年11月1日に持参する。(宝永7年<1710>契約) |
| | | 広谷土地改良区 | 12月7日におこなわれる広谷町の加納院行事 |
| 1 | | | に、国岡土地改良区から「お供え」として3万 |
| | 1F | | 円をもって参加する。2月4日の行事のさいに |
| | 現 | | は、加納院から厄払いのお札をもった女性の山 伏が訪れ、国岡土地改良区の役員が家々をまわ |
| | ≠ - | | |
| | 在 | | |
| | | | 河原田井の水は、1980年頃から枯れてしまい、 現在では雨が降ったときだけ水が流れるように |
| İ | | | 児住では附か降ったとさたけ水か流れるように |

| | | | なっている。 |
|-----|---|----------|--------------------------|
| 大溝 | 近 | 加古新村 | 大溝用水を加古地内の「池ノ内」にて加古: |
| | | | 国岡=7:3に分水。共有水路の補修費や維持 |
| | 世 | | 管理のための労働力も同様に7:3の割合で負 |
| | | | 担。(寛文12年<1672>契約) |
| | | 加古土地改良区 | 大溝用水を加古地内の「池ノ内」にて加古: |
| | | | 国岡=7:3の割合で分水。加古土地改良区と |
| | 現 | | の共有水路の補修費は、加古土地改良区が一括 |
| | | | して取り替え、のちにその3割を国岡土地改良 |
| | 在 | | 区が負担する。この「加古分担金」は、5月末 |
| | | | 日に支払われる。また、8月には、加古土地改 |
| | | | 良区と合同で、大溝水路巡回調査がおこなわれ |
| | | _ | <u></u> 5 ం |
| 入ヶ池 | 近 | 北山村 | 入ヶ池の貯水のうち、「分切石(ぶんぎりい |
| | | | し)」より上の水を大溝からの流水ととらえ、こ |
| | 世 | | れを北山村とのあいだで5分5分に分水する。 |
| | | | (寛文11年<1671>契約) |
| | | 入ヶ池郷土地改良 | 秋分の日以降は余水吐を締め切って貯水し、 |
| | | 区 | 余水吐の締切り板(60cm)の分を大溝用水から |
| | | | の流水ととらえ、7月下旬に入ヶ池郷側、国岡 |
| | | | 側の余水吐の締切り板を同時にあげて分水する。 |
| | | | 水分ののち、秋分の日までは入ヶ池郷土地改良 |
| | 現 | | 区が自由に水を使用するが、秋分の日がくると |
| | | | ふたたび貯水のため余水吐を閉鎖する。 |
| | 在 | | かつては水分式のあと、国岡側が入ヶ池郷側 |
| | | | にたいし、その労をねぎらい入ヶ池郷の代表者 |
| | | | を国岡にまねいて会食をおこない、入ヶ池郷の |
| | | | 水入人足に金1封をおくる慣行があった。けれ |
| | | | ども、1982、3年頃からこの慣行は簡略化され、 |
| | | | 現在では、国岡側が接待に見合う金額を入ヶ池 |
| | | | 郷に届けてい <u>る。</u> |

(2) 用水管理組織間における水利秩序の継承と水争い

以上のように、近世村落のもっていた用水権は、いったんばらばらに解体されたのではなく、それぞれに継承されていったため、近代以降の水争いは、用水権の継承者のあいだでの争いとなった。国岡周辺では、旧近世村を継承する部落がそのまま用水権も継承し、末端用水管理組織としての機能をはたしつづけた場合がほとんどであったので、水争いの当事者は実質上近世と変わるところはなかったし、その原因もほぼ同じものであった。さらに、近世の大庄屋や近隣村落の村役人らにかわって、行政村の村長や警察署長、近隣村

落の識者・有力者らが仲裁に入り、和解による解決の道を模索するところも、古証文を根拠に用水権の正当性を主張するところも、近世の水争いと同様であった。

国岡では、昭和初期にいたるまで、周辺の用水管理組織とのあいだに激しい水争いがくりかえされてきた。とくに大正末期から昭和初期にかけては旱魃の年が続いたため、水争いが激化したものとかんがえられる。入ヶ池については、昭和3年から5年(1928~30)にかけて、北山村(北山水利)との水争いの記録がある。。琴池でも、大正期に国安村(国安水利)とのあいだで盗水事件や中堤防の高さをめぐる争いがくりかえされたようである。。そして、もっとも激しい水争いは、大正13年(1924)末から加古新村と国岡村(国岡水利組合)がおこなった河原田井水路改修工事を発端に、草谷川より取水する八ヶ郷とのあいだにおこった「広谷川(草谷川)水利事件」であろう。 [『稲美町史』 1982:483~485頁]。この水争いは、現場で双方が激しく衝突し、警戒にあたる警官も、加古川・明石両警察署だけでは対応できず全県下から応援をあおぐほどで、新聞紙上をも賑わした。 大正14年(1925)7月には法廷にもちこまれたが、なかなか解決にいたらず、昭和10年(1935)の和解成立まで、じつに11年の歳月を要した。

このように、大正末期から昭和初期にかけて、水争いはほとんど年中行事のようになっており、数多くの記録が残されているのであるが、なかでもそのようすをよくつたえているのは、昭和4年(1929)の入ヶ池をめぐる水争いについて、当時国岡水利組合の水利委員長をつとめていた $F \cdot T$ 氏が「処世上後日の参考に供する為」にと書き残した「陳情書」である"。昭和初期における水争いの一例として、以下にその内容を紹介しておきたい。

北山村の入ヶ池では、秋分の日以降は貯水のため樋門を密閉し、7月下旬に北山側・国岡側の水利委員代表者の立ちあいのうえ、南北の両分水所の土俵を合図により同時に切り放ち、分切石より上の貯水を双方へ5分5分に分水するのが慣行であった。ところが田植を目前にひかえた6月6日夕方、北山側は自村の溜池に送水するため入ヶ池の樋門を抜き、減水を企てた。これにたいして国岡側は、上水(分切石より上の貯水)の分水にさきだって無断で樋門を開放するのは慣行違反であると北山側に数回異論を申し立てたが、北山側はこれにおうじなかった。そこで、行政村長である天満村長(国岡村も北山村も近代行政村天満村の一部である)に交渉を依頼したところ、北山側は、6月11日午後7時ごろになって樋門を閉じた。およそ5昼夜のあいだに、入ヶ池の貯水は約7寸も減少し、国岡側は大量の用水を奪われる結果となった。

さらに、その10日後、6月22日の朝、北山側はふたたび大樋を抜き、自村の溜池に送水をはじめた。国岡側は、天満村長に異議の交渉を依頼し、村長は、23日午前1時頃、真夜中にもかかわらず、北山水利委員長宅を訪問し交渉した結果、北山側は23日夕方になって大樋を閉じた。この間に入ヶ池の水はおよそ1尺減少した。国岡側では、このような慣行無視の行為を今後しないよう北山側に戒告してほしいと加古川警察署長と天満村長とに願い出たところ、村長と署長はこれを了承し、警察署に北山総代他5、6名の代表者を召喚して注意を与えた。

その後、国岡側は北山側に、例年通り分水をおこなうよう数回にわたって申し込んだが、 北山側はこれを受け入れず、7月下旬の分水式をおこなうことができなかった。そのため、 国岡の用水はきわめて少ないものとなり、また、この夏は未曾有の大旱魃であったため、 国岡では「全村の稲田殆ど枯れ死せむ謀りの惨害」をこうむることになった。

そこで、国岡側は、水利上の旧慣を厳守することを北山側と協定するため、9月以来、つぎのような協定事項を申し出た。①秋分の日に入ヶ池の樋門を密閉し、翌年7月末日分水式終了迄は底樋を抜かないという慣行を厳守するため、相互に契約書を取り替えること。②秋分の日以降、雑魚取りのため、入ヶ池の貯水を捨てないこと。雑魚取りは分水式後、自然干落を待って秋分の日前に終了すること。これについても契約書をつくること。③入ヶ池堤防は漏水がひざいので、コンクリート工事を施すこと。この工事費の半額は国岡が負担し、工事を国岡に委託すること。

「嘆願書」は、以上の協定を実現できるよう、兵庫県知事・河港課長・耕地整理課長・ 農務課長、加古川警察署長、天満村長にたいして、その斡旋を陳情したものである。

「嘆願書」の内容をみるかぎり、昭和初期にいたっても、水争いの性格は、実質的には近世のそれとほとんどかわりなかったようにみうけられる。この水争いは、それぞれ旧近世村の用水権を継承した国岡水利組合と北山水利のあいだの争いであるが、「嘆願書」や「日誌」の記述をみるかぎり、国岡村と国岡水利組合、北山村と北山水利の区別はほとんどなされておらず、その意味で、水争いの主体は実質的には近世と変わらなかったのある。また、水争いの解決方法についても、天満村長を整察署長、さらには県知事にまで、水利協定の斡旋を陳情するなど、近世における水争いへの対応の仕方と通じるのが多く見出される。それは、「権威ある仲裁者」の力を借りることにより、みずからの正当性をたもちつつ、みずからの用水権がより確かなものとなるように、水争いを解決していこうとする姿勢である。係争当事者からの依頼により、昼夜を問わず双方のあいだを行き来して水争いの調停をおこなう行政村長のすがたには、近世の大庄屋を重ねること伏せてできる。また、「何卒御明察の上、右協定を実現せしむる様、御斡旋下さらむと伏せて恐願する次第に候」という「嘆願書」の文面は、近世の水争いのさいの訴状と極似しており、水争いの解決のため「お上の取扱い」を求めたものであるといえよう。

以上、用水権と用水施設の観点から、近世的水利秩序が近代以降どのようなかたちで存在してきたのかを検討した。近世に外部政治権力や周辺村落との関係のなかで形成された旧近世村を基礎単位とする用水管理組織間の水利秩序は、近代以降も強固に維持されてきた。このことが、用水管理組織の組織機構のあり方や成員資格のあり方を規定する大きな要因となっているのである。

2 あらたな用水の獲得

つぎに、近代以降のあらたな展開についてみることにしよう。前述したように、近代以降の水利秩序は、けっして旧秩序をすべて破壊したうえに形成されたものではなく、あくまで旧秩序を継承しつつ、そこにあらたなものを付け加えることによって形成されたものである。

まず、対外的な変化から述べることにする。明治期におけるこの地域一帯の最大の変化は、淡山疎水が開通したことである*)。淡山疎水への加盟により、国岡新村の水利は、より広域の灌漑水系のなかに位置づけられることになった。淡山疎水は、当時、慢性的水

不足状態にあった加古台地の水利状況を好転させるため計画されたもので、明治24年(1891)に淡河川(おおごがわ)疎水が、大正4年(1915)に山田川疎水が開通した。この疎水事業の主体となった印南新村ほか二〇カ村水利土功会(明治19年3月設立)には、国岡新村を含む加古台地周辺の21ヵ村が加盟した。水利土功会は、明治23年(1890)6月に制定された水利組合条例にもとづき改組され、同年11月に加古郡母里村外四カ村普通水利組合となった。この水利組合は、疎水事業をおこなうための組合であり、淡河川・山田川の水を、組合に加盟しているそれぞれの末端用水管理組織の溜池の入り口まで送るのがその役目であった。溜池の維持管理や農地への配水は、その溜池を所有する用水管理組織がそれぞれおこなった。そこで、母里村外四カ村普通水利組合への加盟は、形式上は個人が単位であったが、実質的には末端用水管理組織でまとまってなされた。国岡新村でも村ぐるみでこの水利組合に加盟した。末端用水管理組織がより広いではたいて、国岡新村でも村ぐるみでこの水利組合に加盟した。末端用水管理組織がより広いて工重に上下の組織に加盟するということは、個人の側からみれば同じ農地について二重に上下の組織に加入することになった。国岡新村に疎水を供給する支線用水路(天満支線)は、明治24年(1891)に整備されている。

記録によると、明治23年(1890)11月の普通水利組合設立当時の国岡新村の要水反別⁹⁾ は約64町歩であった[淡河川山田川土地改良区 1990:185頁]。当時、国岡新村の水不足は深刻で、もっと多くの疎水を必要としていたが、経済的な理由からかなわなかったという話である。淡山疎水の開通により、国岡の水利事情は著しく好転した。疎水開通以前は、米・麦のほか、綿・たばこ等の畑作物が多く生産されていたが、疎水開通後は水田が増加し、米作が中心となった¹⁰⁾。

加古郡母里村外四カ村普通水利組合は、明治41年(1908)3月には兵庫県淡河川山田川普通水利組合に、昭和27年(1952)3月には兵庫県淡河川山田川土地改良区に改組され、現在に至っている。

さて、近年では、さらに広い地域を対象とする水利事業が展開されている。それは、神戸市、明石市、三木市、加古川市、美嚢郡吉川町、加古郡稲美町の4市2町が関係する東播用水農業水利事業である。この事業は、上記6つの市町の既耕地へ水の補給をおこなうとともに、新たに大区画農地を造成し、この農地に必要となる灌漑用水も併せて確保することを目的とする国営東播用水土地改良事業と、周辺13市町の水道水供給の安定化を図ることを目的とする兵庫県水道用水供給事業の2つからなっている。このための水源施設として、加古川水系の支川に3つのダムとダムを結ぶ導水路が建設された。この事業は平成5年(1993)3月に完工しており、受益地域の農地、および水道用水の原水供給地点に用水を供給している。稲美町周辺地域へは、淡山土地改良区の管理する用水施設をとおして供給される11)。

つぎに、国岡内部での水源と用水施設の変化について簡単に触れておくことにする。明治期から大正期にかけて、国岡では3つの溜池があらたに築造されたが、高度経済成長を経た昭和50年代になって、このうち2つが廃止された。明治初期には、貯水用の溜池として権ノ池が築造された。この池は、国岡と琴池(国安)のあいだで5分5分の所有とされた。さらに、淡山疎水の整備にともない、明治33年(1900)には貯水用の溜池として美谷池(用水権共有:国岡7分、琴池3分)が、大正4年(1915)には、農地配水用の溜池として愛宕池が築造された。これらの溜池は、国岡の水利事情の改善に大きく

貢献したが、高度経済成長を経た昭和51年(1976)、美谷池は県立養護学校建設用地として、昭和59年(1984)、権ノ池は稲美町スポーツセンター建設用地として、それぞれ売却された。

昭和49年(1974)、昭和53年(1978)には新たな水源として、さく井(さくせん)が設置された。さく井とは、溜池の水が渇水になったとき補助的に水を揚げるための深い井戸である。さく井は、山城池に1ヶ所、千波池に2ヶ所設置されている。また、平成元年(1989)4月には、県営圃場整備事業により、国岡土地改良区の全灌漑面積76町のうち市街化調整区域とされている27町(35.5%)でパイプラインによる農地配水がおこなわれるようになった。パイプラインが導入された区域では、用水利用にたいする規制はほとんどなくなり、水道の蛇口のように、好きなときに好きなだけ水を使うことができるので、利用者のあいだでは大変便利になったと好評である。

3 小括

以上、用水権と用水施設に注目して、近世に形成された水利秩序の継承と変容について検討した。近世に外部政治権力や周辺村落との関係のなかで形成された旧近世村を基礎単位とする水利秩序は、近代以降も強固に維持されていった。近世村国岡新村の用水権と用水施設は、町村合併によって新しく設定された行政村天満村ではなく、旧近世村国岡新村によって継承された。国岡周辺の村落でも、旧近世村の用水権や用水施設はばらばらに解体されることはなく、多くの場合、旧近世村を継承する部落によって継承されていった。溜池や水路などの土木建造物は、水の利用条件を規定する枠組の実体として存在し続けた。

国岡新村は、明治期に周辺村落とともに広域用水管理組織に加盟し、新たな水源である 淡山疎水の利用を開始したけれども、それは疎水にかんするあらたな秩序を付け加えたに すぎず、これによって近世に周辺村落との間に形成された水利秩序が犯されることはなか った。近年展開された東播用水農業水利事業も、同様に、近世以来の村落間の水利秩序に 変更をせまるものではない。近代以降の技術的・社会的な変動のなかでも、近世に旧近世 村を基礎単位として形成された水利秩序は強固に維持され続け、これを残しながらより広 い地域を含みこむ新秩序が形成されていったのである。

第3節 組織機構の変遷

1 組織機構の時期区分

本節では、国岡における近代以降の用水管理組織機構の変遷について述べる。前述したように、近代以降の国岡の水利は、①国岡新村(明治初期~大正13年)、②国岡水利組合(大正13年~昭和16年)、③国岡部落会水利部(昭和16年~32年)、④国岡土地改良区(昭和32年~現在)と、それをになう組織が推移してきた。用水管理組織と村落機構との関連という観点からみると、このうちとくに注目すべき重要な転換点となるのは、大正13年(1924)の国岡水利組合の誕生と昭和32年(1957)の国岡土地改良区への改組である。国岡水利組合の誕生によって、意思決定および会計運営については村落機構からの分離がなされ、用水管理組織と村落機構との組織的分離は大きく進んだ。そして、国岡土地改良区への改組をもって、両者の分離は完了した。

以下では、国岡の用水管理組織について、それぞれの時期ごとに、その組織機構の特徴を検討していく。なお、表2は国岡の用水管理組織機構の変遷について、表3は国岡の用水管理組織の「長」の変遷について整理したものである。適時、参照されたい。

2 国岡新村(国岡村12))による用水管理(近代初頭~大正13年)

近世においては、用水の維持管理は村役人を中心とする村落機構によって担われており、 用水管理を目的とする独立した組織は存在していなかった。近代に入ってもしばらくのあいだは、用水管理は、近世と同様に、村政の一部として扱われていた。

まず、この時期における用水管理の担い手からみていくことにしよう。明治期から大正期にかけて、国岡新村の長として村落の一般行政および用水管理の中心となったのは、「国岡総代」であった。用水管理にかんする書類への署名は、「国岡総代」という肩書のもとになされている¹³⁾。用水管理にかんする一切は村政の一部として、国岡総代の名のもとに処理されていたのである。

国岡総代をつとめたのは、江戸時代に代々庄屋をつとめたF家の系譜を引く人物であった。明治初期から中期にかけて国岡総代をつとめたF・Kの氏とF・S氏は、いずれもF本家の6代目と7代目であり、つづいて国岡総代となったF・Ka氏は、F家からの分家の2代目で、本家へ養子に行ったF・S氏の実弟であった。F家は、村の開発者の子孫であり、江戸時代から庄屋の家として村内で高い地位を占めていた。近代に入っても、元庄屋家であるF家は、村政について絶対的な権力を保ち続けたのである。

しかしその一方で、明治末期にはすでに、用水管理を専門とする役員があらたに置かれるようになっていたようである。会計関係の史料から、明治 40 年以降については「水利委員」(10 名)の存在を確認することができる14)。

村内の用水管理の要員としては、池守(いけもり)と水入(みずいれ)が近世より置かれていた。池守とは文字どおり池の管理者であり、水入とは、溜池から各農家の田畑まで水を引く人のことである。

聞き取りによると、池守の職は、池に最も近い家が代々つとめたそうである。ただし、 池守の職は、けっして権威をともなうものではなかったということである。池守の給料は、 近世以来、村から米で払われており、会計書類には、毎年、「池守給米代」の記述をみる ことができる。

水入の職は、旧来、経営規模の小さい、比較的貧しい農家がつとめたといわれている。 兼業収入の道がほとんどなかった時代には、水入となることを希望する人が非常に多く、 くじ引きで決めたということである。水入の給料は、近世には、村から米で支払われてい たが、近代以降は、水入自身が、自分の担当区域の農家から米を集めてまわった。水入給 は、その農地の耕作者が米で支払うことになっていた¹⁵⁾。

つづいて、会計運営についてみていくことにしよう。この時期の会計は、村の協議費と水利費の用途をとくに区別することなく、いわば「ひとつの財布」で運営されていた¹⁶⁷。協議費は家ごとの等級にしたがって戸別割で、水利費は所有反別割でそれぞれ賦課されていた。つまり、小作人の耕す耕地の水利費も、土地所有者である地主が負担したのである。協議費と水利費は、『水利費協議費徴収簿』により一括して管理された。

以上、明治初頭から大正13年(1924)のあいだの国岡新村(国岡村)の用水管理

表 2 国岡の用水管理組織機構の変遷

| | 時期 | | 村落機構との関連 | | 用水管理組織の長 | | 水利役員 | 池守 | 水入 | |
|-----|--------|----------|----------|-----|----------|----|-------------|-----------|-----------|----------|
| | P寸 #1 | 用水管理組織名 | 意思決定機関 | 会計 | 総会 | 権威 | 性格 | 小们又只 | נישוי | (配水係) |
| 1 | 明治初期 | 国岡新村、国 | 未分離 | 未分離 | | | 家格型 | | | |
| | ~大正13年 | 岡村(大正9~) | | | | | 地主 | | | 貧農 |
| 2 | 大正13年 | 天満村国岡水 | 分 離 | | | 大 | | 在村地主 | | 希望者 |
| a a | ~昭和16年 | 利組合 | (協議会 | | 一括 | | | | 池に近い 家 | 多数 |
| | | | と水利会) | | | | 実業家型 | | <i>*</i> | |
| 2 | 昭和16年 | 天満村国岡部 | (協議部 | 分離 | | | 关 未 水 至 地 主 | | | |
| b | ~昭和32年 | 落会水利部 | と水利部) | | | ↓ | | | | ↓ |
| 3 | 昭和32年 | 国岡土地改良 | (自治会 | | 分離 | 小 | 実務型 | 自作農 | 昭和55年 | 高齢者 |
| | ~現在 | 区 | と土地改) | | 刀削 | | 自作農 | | 廃止 | 人材難 |

国岡土地改良区所蔵文書および聞き取り調査により作成。

表3 国岡における用水管理組織の長

| 在任者 | 在 任 期 間 | 役 職 名 | 特 記 事 項 |
|-------------------------------|-------------|---------|---------------------------|
| F · Ko | 慶応3年~明治4年 | 庄 屋 | 村の開発者の子孫。 |
| ļ | 明治4年~明治5年 | 里 正 | 庄屋の系譜を引くF本家六代目。 |
| | 明治5年~明治7年 | 第六小区副戸長 | 在村地主。 |
| | 明治7年~明治11年 | 戸 長 | |
| F·S | 不 明 | | F本家七代目(F家の分家からの養子)。在村地主。 |
| F·Ka | 明治24年~大正7年 | 国 岡 総 代 | F家の分家の二代目。F·S氏の実弟。在村地主。 |
| 不 明 | 不 明 | | |
| Т·К | 大正13年~昭和3年 | 国岡水利組合 | 退役軍人。在村地主。国岡総代を兼任。 |
| $\mathbf{F} \cdot \mathbf{T}$ | 昭和3年~昭和12年 | 水利委員長 | F本家八代目。後に、天満村村長。在村地主。 |
| S·U | 昭和12年~昭和15年 | 小们安县区 | 酒造会社経営。在村地主。 |
| | 昭和16年~ | 国网如本人业利 | |
| [` ` ` `] | 不 明 | 国岡部落会水利 | |
| $[s \cdot s]$ | 昭和21年~昭和32年 | 部水利委員長 | 麴会社経営。S・U氏の弟。町会議員。 |
| | 昭和32年~昭和37年 | | 在村地主。 |
| | | | _ |
| Fj · E | 昭和38年~昭和48年 | 国岡土地改良区 | 国岡区長(8年)。天満農会総代。町会議員。自作農。 |
| Fr·Y | 昭和49年 | 理事長 | 自作農。 |
| $T \cdot T$ | 昭和50年 | | 自作農。 |
| S·H | 昭和51年~現在 | | 元国鉄職員。町会議員(議長)。自作農。 |

慶応3年~明治11年については、『稲美町史』261頁、それ以後については、国岡土地改良区所蔵 文書および聞き取り調査により作成。 組織機構について検討した。この時期には、近世とほぼ同様に、用水管理は村政の一部として位置づけられ、庄屋の系譜を引く国岡総代を中心としておこなわれのであるが、水利委員の設置、土地所有にもとづく反別水利費の賦課などの点に特徴がみられる。

3 天満村国岡水利組合(大正13年~昭和16年)

大正13年(1924)、天満村国岡水利組合が誕生した。これによって用水管理組織は、意思決定および会計運営においては、村の一般行政をになう「協議部」から分離されるようになった。水利組合設立の経緯については大変興味のあるところであるが、史料が残されていないため、残念ながら知ることができない。

国岡水利組合の組織機構について知るための最大の手掛かりは、「国岡水利組合規約」、「池守職務心得」、「水入役心得書」の3つの史料である」で、これらは、水利組合設立にあたって起草されたものとかんがえられる。もちろん、これらは、用水管理をおこなううえでの「規範」をしめしたものであり、実際の運営がこのとおりにおこなわれたとはかぎらないのであるが、少なくとも、この用水管理組織の枠組を知ることはできるであろう。これらによると、国岡水利組合は、水利委員長兼総代のもとに、水利委員10名、池守6名、水入役5名という構成で運営されていたことがわかる。

「国岡水利組合規約」は、全21条からなっており、受益区域、役員の選挙方法、その職務権限などについて定めている。役員の選挙権・被選挙権については、明治41年(1908)3月に加古郡母里村外四カ村普通水利組合の改組により設立された兵庫県淡河川山田川普通水利組合の規約とその内容および記述方法が似ているので、規約の作成にあたっては、これを参考にしたものとおもわれる¹⁸⁾。それではまず、「国岡水利組合規約」から、水利組合役員の選考方法と職務権限についてみることにしよう。

天満村国岡水利組合規約

第壱条 国岡村ハ区域ハ従来ノ区域ニ拠ル、

第弐条 本村ノ建造物ヲ維持管理シ、水利上一切ノ事務ヲ処理スル為、水利委員タル役員ヲ置キ、其選挙方法、職務権限、左之通リ定ム、

第三条 水利会ノ組織及選挙

水利委員ノ定数ヲ十人トシ、左ノ員数ヲ選挙ス、投票ハ連記ニシテ匿名投票トス、但シ選挙人ノ協議ニヨリ投票ヲ用ヒズ指名推薦スル事アルベシ、

字高上町水利関係者十九人 三人

字前条 三人

字池の尻条 弐人

第四条 選挙権ヲ有スル者ハ、年齢満弐拾五歳以上ノ男子ニテ、本村ニ於而田地五セ歩 以上ヲ満一ヶ年已上間断ナク所有スルモノ、及ヒ家督相続ニ拠り其財産ヲ継承シ タル者、但シ、準禁治産者ハ此限りニ非ラズ、

(中略)

第六条 水利委員ノ任期四年トス、

(中略)

第十五条

水利委員職務権限

水利会ハ水利土木村治上ニ関スル事件ヲ議定ス、凡ソ左ノ如し、

- 一、水利規約ヲ設定及ヒ訂正スル事、
- 二、水利費及ヒ村費ヲ以支弁スル事、并協定スル事、
- 三、歳入出予算ヲ定ムル事、
- 四、使用料、手数料、加入金、組合費及夫役、現品ノ賦課徴収ニ関スル事、
- 五、積立金額ニ関スル事、
- 六、歳入出預算ヲ以定ムル外ニ新ニ職務ノ負担ヲ決定スル事、
- 七、財産及ヒ築造物ノ管理方法ヲ定ムル事、
- 八、本村ニ係ル訴願訴訟及和解ニ関スル事、
- 九、決算報告ニ関スル事、

(後略)

水利委員は、定数10名で、字ごとに人数を割り当てて選出された。水利委員選挙の選挙権は、満25才以上の男子で、国岡村に5畝以上の田地を満1年以上間断なく所有する者に与えられた。水利委員の任期は4年とされている。水利委員の職務権限は多岐にわたっており、まさに村の水利土木にかんする一切のことがらがかれらの職務であったといえる。

水利委員に選出されたのは、村で大地主と目された家の人々であった。戦後の農地改革により大地主が解体されるまで、国岡では7つの家が大地主として力をもっていたということである 19 。戦前には、大土地所有者が用水管理組織の役員層を占める「地主代表制」というべき構成をとっていたのである。大正 1 4年(1 9 2 5)の『水利費反別賦課原簿』により水利委員の土地所有面積を大きい順にあげていくと、元庄屋家のF・T氏 1 4 町 8 反、水利委員長の 1 7 下 K氏 1 6 町 2 反、つづいて 1 5 町 7 反、1 5 町 2 反、4 町 9 反、4 町 0 反、2 町 5 反、2 町 2 反、2 町 2 反となっている 1 0 。

水利組合誕生当初は、水利委員長は国岡総代を兼任しており、水利委員長となる人物の職務権限の範囲は、水利組合成立以前の国岡総代のそれと大差はなかった。規約の第14条、第18条には、水利委員長の選考方法と職務権限について、つぎのように定められている。

第十四条 水利委員当選確定シタルトキハ水利委員会ヲ開キ、本村公氏中、田地壱町五反 歩已上所有スル者ヨリ委員長兼総代壱人ヲ選挙スベし、

水利委員長兼総代ハ水利委員会ニ於而之レヲ選挙ス、但し水利会ニ於而総代ヲ 選任スルハ土地ヲハ水利ニ重キヲ置キタルが故ナリ、

- 第十八条 水利委員長兼総代ハ本村ヲ統括シ本村ヲ代表ス、水利委員長兼総代ノ担任スル 事務概目、左ノ如し、
 - 一、水利会ノ議決ヲ得ベキ事件ニ付、其議案ヲ発し及其議決ヲ執行スル事、
 - 一、財産及築造物ヲ管理スル事、
 - 一、証書及公文書類ヲ保管スル事、

- 一、収入支出ヲ命令し及会計ヲ司ル事、
- 一、水利会ノ議決ニョリ使用料、手数料、加入金、夫役、現品賦課徴収スル事、

水利委員長は、水利委員選挙後の水利委員会において、国岡村に居住する人で、田地を 1町5 反以上所有する人のなかから選挙によって選出することとされていた。国岡村を代 表する国岡総代は、協議会ではなく水利会で選出されることとなっていたのである。その 理由として、規約は、国岡村は水利に大きな比重を置く土地柄であるから、としている。 この村にとって、用水管理事業は最重要事項だったのである。水利委員長兼総代は、国岡 村を統括し代表する人物であり、その職務は広範囲にわたっている。

水利組合誕生以前、国岡総代として国岡の用水管理の中心となっていたのは、元庄屋の F家であった。前述のように、F家は14町以上もの土地を所有する大地主でもあった。 そこで、水利組合誕生以前の用水管理組織の長を、「家格型地主」としてその特徴をとら えることにしよう。水利組合誕生後には「家格型地主」の独占的優位がくずれ、より資本 主義的な性格をもつ「実業家型地主」が登場することになる。

水利組合誕生当初、水利委員長兼総代を勤めたT・K氏は、村の大地主のひとりとみなされてはいたが、いわゆる旧家の出身ではなかった。かれは、立派な髭をたくわえた元海軍の軍人だったということである。土地所有面積についてみても、前述したように、T家の土地所有面積は、元庄屋であるF家の半分以下であった。こうして、明治初期からつづいた「家格型地主」の独占的優位は、T・K氏の登場によりくずれることになったのである。

規約の規定にもかかわらず、水利委員長と総代はまもなく分離した。つづいて水利委員長となったのはF・T氏であり、総代となったのはN・T氏であった。水利委員長F・T氏は、元庄屋家であるF本家の8代目で、後に天満村村長にもなった人物である。「家格型地主」がふたたび用水管理組織の長となったのである。一方、総代N・T氏は、村に5町7反の耕地を所有する在村地主であり、(水利委員長ではなく)水利委員を兼任していた。ここに、水利委員長と総代とによる「村役両頭制」というべき体制ができあがった。

そして昭和12年(1937)には、あきらかに実業家としての性格を備えた地主が水利委員長の職についた。酒造会社を経営する在村地主S・U氏である。以後、昭和30年代にいたるまで、国岡では、S家が水利委員長を勤めた。

水利組合長と水利委員は、必要に応じて、適時、「水利会」を開き、用水および用水施設の管理をおこなった。渇水や水争いへの対応、村道の改修、祭のことなど、村全体にとって重要な議題については水利会と協議会(協議委員12名からなる)との「合同会」がもたれた。「水利会同日誌²¹⁾」等によると、昭和3年(1928)には、水利会が19回、合同会が1回開かれており、空梅雨のため周辺村との水争いが激しかった昭和4年(1929)には、水利会が38回、合同会が9回開かれている。水利総会にあたる会合は戸主会であり、ここで協議部とあわせて水利部の活動報告や決算の承認がおこなわれていた。

っぎに、「池守職務心得」と「水入役心得書」により、大正末期頃の池守と水入の職務 についてみてみよう。

池守は、水利委員長の推薦によって、水利委員が協議の上決定することとされていた。

人数は6人とされ、それぞれ管理を担当する溜池が定められていた²²⁾ (ただし兼任可)。 池守は、水利委員長および水利委員の指揮のもとにおかれていた(第3条)。その職務は、 ①自分の受け持ちの溜池の堤防、樋門に注意し、破損箇所を発見したら直ちに水利委員長 に報告し応急の修繕を施すこと(第四条)、②用水路(他村にある用水路を含む)を見廻 り、水の貯溜につとめること(第五条)、③夏の降雨の際には、昼夜を問わず水路に駆け つけ、流水を集め、溜池に引水すること(第六条)の3つであった。

水入は5人で、水利委員長の推薦により、水利委員会で協議し選定されることになっていた(第一条)²³⁾。池守と同様に、水入も水利委員長および水利委員の指揮命令下に置かれていた(第三条)。水入は、田植開始に当たっては池の樋門を保管し、これより秋の彼岸まで、約80日間勤務した(第四条)。水入は、自分の受け持ち区域の田地に公平に配水し、極力、不公平のないように努めなければならなかった(第五条)。

最後に、会計運営の変化についてみてみよう。国岡水利組合の誕生により、村の協議部の会計と水利関連の会計は分離された。協議費(戸別割)は村の協議部の収入に、水利費(所有反別割)は水利組合の収入になった。そこで、これまで一冊の帳面にまとめられていた「国岡村」の『水利費協議費徴収簿』も分離され、水利組合では、水利費の賦課のみを目的とする「国岡水利」の『水利費反別賦課原簿』が作成されるようになった。予算書や決算書も、村の協議部とは別に作成されるようになった。

以上、大正13年(1924)から昭和16年(1941)にかけての国岡水利組合による用水管理について、規約、日誌、会計書類などの文書史料をたよりに記述した。国岡水利組合の誕生により、用水管理組織と村落機構との分離は大きく進んだ。協議会とは別に、水利にかんする意思決定機関として、水利委員長と水利委員からなる水利会がもたれるようになった。また、これまで「ひとつの財布」で運営されていた村の協議部と水利部の会計は分離された。水利組合の誕生にあたっては、規約が整備され、選挙による役員選出方法が定められるなど、組織としての基盤づくりがおこなわれた。

この時期の水利組合は、地主代表制というべき構成をとっており、大土地所有者が水利委員長や水利委員となり、村の用水管理をにぎっていた。そして、水利組合誕生以前は、元庄屋家の系譜を引く「家格型地主」が国岡総代として水利運営ならびに村政全般の中心となっていたのであるが、水利組合誕生後は「家格型地主」の独占的優位がくずれ、さらに昭和初期には水利委員長と国岡総代が分離し、村役両頭制が成立した。そして、昭和10年代に入ると、「家格型地主」にかわって「実業家型地主」が用水管理の中心にあらわれるようになった。

国岡水利組合の誕生により、用水管理組織と村落機構との組織的分離は大きく進んだのであるが、その分離はまだ完了していなかった。国岡村全体にとって重要なことがらについては水利会と協議会との合同会がもたれていたし、水利総会は戸主会とあわせておこなわれていた。このことは国岡水利組合はたんなる農業水利のための受益者団体としてではなく、村落機構と切り離してかんがえることのできない、国岡村の村政の重要な一部をになう団体として位置づけられていたことを示している。

4 天満村国岡部落会水利部(昭和16年~昭和32年)

昭和16年(1941)、国岡水利組合は、国岡部落会水利部に改組された。昭和15

年(1940)の内務省訓令「部落会町内会整備要綱」にもとづき戦時下の住民組織が全国的に整備されたのであるが、これにあわせて村落機構の再編成がおこなわれたのである。これにより、「国岡村」は「国岡部落会」となり、協議部、水利部、愛宕神社部の3つの部から構成されるようになった。それぞれの部には役員として協議委員、水利委員、愛宕神社世話人が置かれ、これまで、村を代表し、協議部の長をつとめてきた「国岡総代」は、「部落会長」となった。また、村内の行政割も改められ、これまでの「字」にかわって、「隣保」および数隣保からなる「組」を単位とするようになった。ただし、隣保および組は、それまでに存在していた地域的なつながりを尊重してつくられた240。

しかし、用水管理組織の運営にとっては、右のような組織的変革は形式的なものにすぎず、実質的な変化はほとんど生じなかったとおもわれる。なぜならば、水利組合が部落会を構成する部のひとつとなったのちも、水利部は、意思決定の面でも、会計の面でも、他の部にたいしてこれまでどおりの独立を保ち続けたからである。

日常的な意思決定は、協議会と水利会が互いに独立しておこない、それぞれの部が年に一度、活動を報告し、予算・決算の承認を求める総会は、「部落総会」というかたちで一括して招集された。また、ききとりによると、水利部の長である「水利委員長」の部落内における地位は依然として高く、人々は水利委員長と部落会長を「同格」とみなしていたということである。国岡では、水利の問題はあいかわらず部落全体にかかわる重大事とみなされており、水利委員長は部落会長の下にあるのではなく、同等の重みをもつ役職とかんがえられていた。昭和初期に成立した水利委員長と総代の村役両頭制は、水利委員長と部落会長の両頭制というかたちで、部落会成立後も維持されつづけたのである。

会計の面でも、協議部、水利部、愛宕神社部の会計はそれぞれ独立しており、水利部はこれまで同様に、独立した会計運営をおこなっている²⁵⁾。水利費と協議費は、その徴収方法もまったく異なっていた。ききとりによると、水利費は、毎年12月末の日曜日に部落の公会堂(現在は、この場所に土地改良区会館が建設されている)へ各自が持参したということである。これにたいして部落協議費は、国岡部落から依頼された「歩き」とよばれる人(女性)が、部落内の家々をまわって徴収した²⁶⁾。

この時期に水利委員長をつとめたのは、前述したように、実業家の性格を備えた在村地主 S家であった。酒造会社を経営する S・U氏につづいては、その弟で麹会社を経営する S・S氏が水利委員長となった。 S家はこの時期、元庄屋の F家、国岡総代の N家とともに村の 3本の指に数えられる地主であった。昭和 14年(1939)の土地所有面積をみると、元水利委員長の F・T氏が 7 町 5 反、総代の N・Y氏が 4 町 7 反であるのにたいして、 S・U氏は 8 町 1 反、 S・S氏は 1 町 3 反を所有している 2 7 。

村内の行政割の変化にともない、これまで「字」単位に選出されていた水利委員は、「組」単位に選出されるようになった。現在、国岡土地改良区では「組」を単位として組織編成がなされているが、その原型は、このとき成立したものとかんがえられる²⁸⁾。水利委員には、やはり大土地所有者が選出される傾向があったというはなしである。

戦後、農地改革により大地主が解体されると、国岡の土地所有秩序は大きく転換した。 これによって、部落会水利部の地主代表制的構成はくずれ、小規模自作農からなる集団へ とその性格を変えることになった。こうした大転換ののちも、国岡では、土地改良区に改 組されるまで、部落会水利部という組織形態を保ったまま用水管理がおこなわれたのであ る。

以上、昭和16年(1941)から32年(1957)にかけての国岡部落会水利部について記述した。戦時体制下での国家による地域社会組織の整備にともない、国岡の用水管理組織は部落会を構成する組織のひとつとして位置づけられることになった。そして、部落会の下位集団としてあらたに設定された「組」を水利委員の選出単位とするなど、部落会の組織的整備にともない、水利部内部の組織も整えられた。しかし、このような変化は形式的なものにすぎず、部落会水利部は、戦後、農地改革をむかえるまでは、実業家型地主を中心とする地主代表制的構成を維持しつつ、部落会を構成する他の部にたいして、意思決定の面でも会計の面でも独立した運営を保ち続けた。そして、戦後の農地改革により大地主が解体され、土地所有秩序が大きく転換したのちも、しばらくは部落会水利部という組織形態を保ったまま用水管理がおこなわれたのである。

5 国岡土地改良区(昭和32年~現在)

昭和32年(1957)12月、土地改良法(昭和24年<1949>制定)にもとづき、国岡部落会水利部は国岡土地改良区に改組された。土地改良区の構成員は原則として耕作者とされ、耕作者が土地改良事業に平等の資格で参加する仕組みがつくりだされた。土地改良区への改組によって、部落会(自治会)と用水管理組織は組織上完全に分離され、総会も、別々に開かれるようになった。現在、土地改良区総会は毎年3月末日に、自治会総会は毎年4月上旬に開かれている。

土地改良区への改組にともない、土地改良区の長は理事長、役員は理事または幹事となり、公職選挙法の規定にしたがい組合員の選挙によって選出されることになった。ただし、国岡土地改良区では、これまで同様に各組ごとの人数割当にしたがって役員候補者を選出する²⁹⁾ ことにしたので、候補者はつねに定数内におさまることになり、実際に投票がおこなわれることはないようである。

現在、国岡土地改良区は理事長1名、副理事長1名、会計1名、理事4名、幹事2名、計9名の役員によって運営されている。現在役員をつとめているのは、ごく平均的な農家の人々である。年齢的には50才以上で、組長などの地区の役員や、農業の経験の豊かな人々である。理事の任期は3年とされている³°°が、2期以上つとめる人は少ない。

1960年代以降、急速な兼業化と離農の進展により、国岡における農業の比重はいちじるしく減少した。ちなみに、平成3年(1991)現在の国岡自治会加盟戸数は615戸であったが、そのうち農家戸数は145戸で、23.6%を占めるにすぎない。

国岡は、稲作中心の村である上、水不足の土地柄であったため、用水管理組織の長という役職は、旧来、非常に大きな権力をともなうものであったということであるが、兼業化ならびに離農の進展にともない、土地改良区理事長という役職の重みは、かつてに比べて大きく減少することになった。しかし、土地改良区理事長が、依然、村の要職とみなされていることに変わりはない。

土地改良区の初代理事長は、改組当時水利委員長の職にあったS・S氏であった。S・S氏が実業家型地主という性格をもっていたのにたいして、その後に理事長をつとめた人々はみな、平均的な自作農であり、S・S氏とは性格を異にしている。かれらは、農業高校を卒業しているとか、区長や町会議員を歴任しているといった理由で、農業に関する知

識の深さや組織運営の手腕を評価されて理事長に選ばれた、いわば「実務家型」のリーダーであり、かならずしも農地所有面積が大きいという理由によるのではない。かつては「家格型地主」によって占められていた国岡の用水管理組織の長の職は、「実業家型地主」を経て、今日では「実務家型自作農」によってになわれるようになったのである。

つぎに、近世以来、国岡の用水管理にあたってきた池守と水人についてみてみよう。昭和55年(1980)、村の開発以来、池の管理者として置かれていた池守の職が廃止され、代わって理事がその職務を担当することになった。これまで、池守は溜池の近くに居住する農家で手間のある家に依頼されていたのであるが、この職は、溜池の管理責任をもつ土地改良区理事長および理事の指揮監督下にある職であり、池守自身には管理責任がなかった。そこで、管理上の責任をもつ理事が分担して溜池の管理をおこなうよう改められたということである 311 。

池守の廃止とあわせて、水入という職名は「配水係」と改められた。ただし、職務内容については土地改良区改組後も変化はなく、6月23日から9月23日の配水期間中、溜池から各農家の田畑までの配水をおこなっている。この地域では、6月15日頃樋抜きがおこなわれ、その後、代かき、田植えがおこなわれる。樋抜き日から田植えが終わるまでの約1週間は、各農家は自由に水を使用することができる。しかし、6月23日以降は配水期間となり、用水配分の一切は配水係に委ねられ、各農家は自由に水を使うことはできない。

平成元年(1989)4月の県営圃場整備事業により、1組と2組の区域については、パイプラインによる配水がおこなわれるようになった。そこで、現在この区域では、各農家が自由に用水を利用できるようになっている。この区域を担当する配水係は、各農家が用水を使いすぎることのないよう、監視の役目をはたしている。

配水係は5名置かれており、年度ごとに組の単位で選出され、依頼される。その内訳は、1・2組から1名、3・4組から1名、5、6、7組からそれぞれ1名ずつとなっている。現在、配水係をつとめている人々は、60歳代後半から70歳代といずれも高齢である。かつては兼業収入を得るための雇用機会が限られていたため、水入役の職を希望する人は多かったということであるが、高度経済成長期以後は兼業機会に恵まれるようになり、水入役(配水係)を進んでつとめようとする人がいなくなった。また、兼業農家が3カ月間も用水配水労働に専念することは時間的にも不可能である。配水係は用水配分をおこなうのであるから、灌漑担当区域の水路、水田を熟知し、農業の知識もあり、平等な用水配分をおこないうる熟練した技能をもっていなければならない。したがって、配水係は、誰にでも簡単にできる仕事ではないので、その人材確保はさらに困難をきわめている。

土地改良区への改組にともない、水入の給料の支払い方法が変更されている。戦前には、水入の給料は、水入自身が自分の担当区域の農地の耕作者から米のかたちで集めていたのであるが、土地改良区への改組にともない、土地改良区から現金で支払われるようになった。配水係の給料は月給制で、7月・8月・9月の3カ月間支払われている。

以上、昭和32年(1957)の国岡土地改良区設立以降の用水管理組織機構について記述した。土地改良区設立以降は、自治会と土地改良区は、組織上、完全に分離され、これまで一括しておこなわれていた総会もそれぞれ別々におこなわれるようになった。また、戦後の地主制の解体、60年代以降の離農、兼業化の進展により、用水管理組織の長の権

威は以前に比べて大きく減少した。用水管理組織の長をつとめる人物も、地主から平均的な自作農へと移った。近年では、農業従事者の高齢化が進み、むしろ土地改良区理事長をはじめとする土地改良区役員や配水係の人材確保が問題となっている。

6 組織機構の変遷の特徴

以上、近代以降の国岡における用水管理組織の組織機構の変遷について、①国岡新村 (国岡村)、②天満村国岡水利組合、③天満村国岡部落会水利部、④国岡土地改良区のそれぞれの組織形態をとった時期ごとに検討した。ここで、近代以降の展開の特徴をまとめておくことにする。

用水管理組織の機構は、近現代をとおして、村落機構と密接な関連を保ちながら機能集団としての組織的整備が進められてきた。明治初期からしばらくのあいだは、近世と同様に村落機構が用水管理機能をになっていたのであるが、大正13年(1924)には天満村国岡水利組合が誕生し、意思決定および会計運営については村落機構との分離がなされた。しかし、村落機構との組織的分離はこれで完了したわけではなかった。国岡村全体にかかわる重要な議題は水利会と協議会との合同会で協議されたし、水利総会は戸主会・部落総会と一括して開催され続け、用水管理組織は村落機構との結びつきを強く保ち続けた。昭和32年(1957)には、土地改良法にもとづき国岡土地改良区が設立され、これによって用水管理組織と村落機構は組織上完全に分離された。けれども、長い間、村落機構と深い関連を保ちながら用水管理組織の運営が展開されてきたため、今日でも国岡土地改良区は国岡地区に所属する組織のひとつとして、地域住民に観念されている。

用水管理組織の役員の性格は、時代により大きく異なっている。水利委員は、戦前までは部落内のおもだった地主が継続して選出されており、地主代表制というべき構成をとっていたのであるが、農地改革により大地主が解体されると、平均的な自作農が選出されるようになった。今日では、農業や地域での役員の経験、時間的余裕、健康状態などを考慮して選出されるようになっており、再選される人は少ない。

用水管理組織の長は、近代に入ってしばらくの間は元庄屋家の系譜を引く「家格型地主」がつとめたのであるが、大正末期になると、それほど家格の高くない人も水利委員長として登場するようになる。そして昭和10年代には、10町歩近い土地を集積しつつ会社経営をおこなう「実業型地主」があらわれる。戦後は、農地改革により大地主が解体されたため、土地所有面積や耕作面積とは関係なく、実務的能力を備えた自作農(「実務型自作農」)が選出されるようになっている。

それぞれの溜池に池守を置き、溜池から各耕地までの配水は水入役がおこなうという用水管理方式は、最近では一部パイプラインの導入により配水係(水入役)の負担が軽減されているけれども、近世以来、ほとんど変化はみられない。ただし、今日では、池守の仕事は土地改良区役員が担当しているし、水入の仕事のにない手は、兼業収入を求める零細な農家(希望者多数)から高齢者(人材難)へと変化している。

第4節 成員資格の変遷

1 村のメンバーシップとの関連

前節までに検討したように、国岡の用水管理組織は、基本的には近世に形成された用水管理秩序に濃厚に規定されながら運営されてきた。近世には、用水管理は村政の一部と意識されており、近代以降も、ながらく、用水の問題は村全体にかかわる重大事とされてきた。そこで、用水管理組織は村の協議部にたいして一応の独立をたもちながらも、やはり村に所属する組織として、村と深く関連しつつ運営されてきたのである。そのため国岡では、用水管理組織の運営にかかわる諸権利——選挙権・発言権・議決権——を実質的に行使できるのは、国岡に居住する人に限られてきた。農家戸数割合が全戸数の2割強となった現在でも、国岡土地改良区は国岡の村落社会との結びつきを保っており、このことが国岡に居住していない土地改良区組合員が土地改良区の運営にかかわることを困難にしている320。

国岡土地改良区と国岡の村落社会との結びつきは、たとえば、以下のような事実から知ることができる。現在、国岡土地改良区は、国岡自治会の行政割である「組」を単位として組合員を組織している。土地改良区の運営において、組はつぎの5つの機能を果している。

- ①農地把握の単位。土地改良区が作成する農地台帳(耕作者および耕作面積を把握する目的で作成され、これにもとづいて経常水利費が賦課される)は組ごとに作成されている。組に所属しない入作者については、「部外」として別の台帳に載せられている。
- ②水利費徴収の単位。土地改良区の経常賦課金は、年1回7月に、各組の役員が受け持ち区域の農家をまわって集める。
- ③土地改良区役員選出の単位。土地改良区の役員は、原則として各組から1名ずつ、各組ごとの話し合いによって選出される。
 - ④配水係選出の単位。配水係は、年度ごとに組単位で選出され、依頼される。
- ⑤共同労働の単位。毎年6月に、各組ごとに田植え前の溝さらえがおこなわれる。溝浚えは2回おこなわれ、初めの1回は農家と非農家がいっしょにおこない、あとの1回は農家だけでおこなう。日時の決定³³)からその連絡、作業、慰労会にいたるまで、すべて各組ごとにおこなわれる。欠席者の扱いについても、各組の組長の裁量にゆだねられている。

また、国岡土地改良区は、国岡の村落社会を構成するひとつの団体として位置づけられている。土地改良区の役員は、自治会の広報紙上で自治会役員、老人会役員、神社の世話人などと同列に、地域の役員として紹介される。また、国岡自治会の長である「区長」の承認をおこなう「合同役員会」にも、国岡地区内の一団体の代表として土地改良区役員が参加しているのである。

2 成員資格の変遷

では、近代以降の国岡における用水管理組織の成員資格の変遷をもう少し詳しく追っていくことにしよう。ここでは、用水権(用水の「利用」にかかわる権利)だけでなく、役員の選挙権や総会での発言権・議決権(用水および用水施設の「管理」にかかわる権利)、財産権(用水施設の「所有」にかかわる権利)にも注目し、これらの権利の有無だけでなく、それを実際に行使できるかどうかということも含めて検討をすすめたい。

近代に入ると、地租改正にともなう土地の私的所有権の確立により、水利費は所有反別を基礎に土地所有者にたいして賦課されるようになった³⁴ 。水利費を負担するのはその土地の所有者(地主)であった³⁵ ので、用水権も土地所有者にあるとかんがえられていた。反別水利費の賦課額は、村(部落)内の住民であるかどうかを基準として差がもうけられていた。明治、大正期の数字は残念ながら不明であるが、たとえば、昭和10年度の反別水利費は、村(部落)内2円10銭割、村(部落)外2円30銭割で、部落構成員以外の者にたいしては割高に設定されていた³⁶ 。

選挙権にかんする規定については、大正期に国岡水利組合の設立にさいして作成された「国岡水利組合規約」から知ることができる³7)。これによると、水利委員選挙を選挙権は、満25才以上の男子で、国岡村に5畝以上の田地を満1年以上間断なく所有する者、および家督相続によりその財産を継承した者に与えられていたことがわかる。また、被選挙権については、選挙権を有する者のうち「一、官公吏、神職、僧侶、其他諸宗教師、二、諸学校ノ教諭并ニ教員、三、諸種工事ノ請負ヲ為シ営業トスル者」を除く者に与えられていた³³)。ここには、村内に居住する者という条件は付けられていない。しかし、水利委員の選出方法を検討すると、実質的には村内に居住する者しか水利委員の選出にかかわれなかったことがわかる。前述したように、水利委員は字ごとの人数割り当てにしたがい投票によって選出されたのであるが、実際に投票がおこなわれたことはなかったようである。たいていは、「選挙人ノ協議ニョリ投票ヲ用ヒズ指名推薦³³)」された。この協議は字ごとにおこなわれたので、字に属さない人々、すなわち村外に居住する人々は、たとえ規約にさだめられた条件を満たしていても、選挙権および被選挙権を行使することはできなかったのである。国岡部落会水利部に改組された後も、水利委員は組ごとの話し合いによって選出されており、部落外居住者が役員選出にかかわることはできなかったようである。

総会での発言権・議決権についても同様である。国岡では、昭和32年に土地改良区に改組されるまで、水利総会は村の協議部の総会(戸主会、部落総会)と一括して招集されていたため、国岡に居住していない人々が国岡の水利総会に参加することはなかった。村の構成員以外の人々は、たとえ国岡に農地を所有し水利費を納めていたとしても、用水管理についての発言権・議決権を事実上もてなかったのである。

このように、戦前の国岡では、土地所有者が水利費を納入し用水権を有していたが、用水の管理にかかわる役員選挙権や総会での発言権・議決権については、たとえ規約の規定を満たしていても村(部落)の構成員でないかぎり、それを行使することはできなかったのである。

戦後、農地改革により地主制が解体され、耕作者主義にたつ土地改良法が制定されると、 水利費は農地の所有反別ではなく、耕作反別にもとづいて耕作者に賦課されるようになっ た。用水権は、土地所有者ではなく耕作者がもつようになった。

昭和32年(1957)、土地改良法にもとづき国岡土地改良区が設立され、国岡の用水管理組織は組織上、部落会(自治会)から分離された。国岡土地改良区の灌漑区域内に農地を耕作するものは、村内に居住するものでなくても組合員となることができた。そして、すべての組合員は、平等に、農地の耕作反別にしたがって水利費をおさめ、選挙権ならびに総会での発言権・議決権をもった⁴⁰⁾。土地改良区が設立された後は、土地改良区総会は、部落会(自治会)とは別の日時に招集されるようになった。

このように、国岡に居住する人もそうでない人も、制度上、耕作者として平等な権利をもっているのであるが、やはり実際には、国岡に居住していない組合員が総会に出席し、発言権・議決権を行使することはほとんどないということである。また、土地改良区役員の選出にあたっては、本来は組合員の選挙で選出しなければならないのであるが、これまで同様に各組ごとの人数割当にしたがって役員候補者を選出しているため、候補者はつねに定数内におさまることになり、実際に投票がおこなわれることはない。したがって、国岡に居住していない組合員は、事実上、選挙権・被選挙権を行使していないのである。土地改良区改組後も、国岡の村落社会の構成員であるかどうかということが用水管理組織の運営にかかわる諸権利を実際に行使できるかどうかに大きく影響しているのである。

さて、国岡において、外部との農地売買が進むにつれて、「財産権」をめぐる問題が顕在化しだした。組合員は国岡土地改良区の管理する財産――溜池・水路等の不動産、預金等――にたいする権利をもつのであるが、転入者が新たに国岡で農地を購入・耕作して組合員となり、土地改良区の財産権をもつようになることについて疑問の声があがるようになった。村の開発以来の共有財産である溜池や水路等にたいする権利を、外部からの新規参入者に認めるのは問題があるというのである。そこで、昭和51年(1976)の土地改良区総会において、それ以後の新規参入者については財産権をもたない「準組合員」とすることが決定された。準組合員は財産権をもたないだけでなく、役員選挙権・被選挙権、総会での発言権・議決権もなく、ただ用水権のみが与えられることになっている。新規参入者は、土地改良区のもつ用水や用水施設等の共同利用者とはなりえても、共同所有者・共同管理者となることはできないのである。これは、用水および用水施設の管理が、共同利用ではなく、実は共同所有にもとづいておこなわれてきたことを明確に示すものである。そしてその共同所有は、村のメンバーシップと密接な関連をもっているのである(1)。

以上、近代以降の国岡における用水管理組織の成員資格の変遷を追った。近世以来、国岡では、用水管理は村全体にとっての重大事でありつづけた。そのため、用水管理組織は村落機構と密接な関係をたもちつづけ、用水管理組織の実質的な成員資格にも影響をおよばすことになったのである。用水管理組織の構成員は、戦前は土地所有者に限られており、かれらは用水利用権だけでなく、用水管理組織の運営にかかわる役員選挙権・被選挙権、そして総会での発言権・議決権をもっていた。しかし、用水管理組織の運営にかかわる諸権利を実際に行使することができるのは、事実上、村内居住者に限られていた。戦後、土地改良法の制定により、用水管理組織の構成員は土地耕作者となったのであるが、村外居住者が、選挙権・被選挙権、総会発言権・議決権を行使しにくい状況は続いた。さらに、近年では、農地売買が進んだため財産権の問題が意識されるようになり、昭和51年(1976)以降の新規加入者は、財産権だけでなく選挙権・被選挙権、総会での発言権・議決権ももたない準組合員とし、用水利用権のみが与えられるようになった。

このように、近代以降の国岡の用水管理組織においては、土地所有者から土地耕作者へとその構成員を大きく転換させてきたのであるが、用水や用水施設等の共同利用だけでなく、その共同所有・共同管理にかかわっていくための実質上のメンバーシップは、村のメンバーシップとの結びつきをつねに密接にたもってきたのである。

第5節 近世的用水管理秩序の継承と変容

本章では、兵庫県加古郡稲美町国岡の事例を対象として、近代以降の用水管理組織にお ける近世的用水管理秩序の継承と変容について、用水権と用水施設、組織機構、成員資格 の3つの観点から検討した。近代以降、国岡の用水管理は、旧近世村を継承する部落を末 端用水管理組織として展開されていった。旧近世村国岡新村の用水権および用水施設は、 町村合併によってあらたに設定された行政村天満村ではなく、その一部をなす旧近世村国 岡新村によって継承された。同時に、近世に国岡新村が周辺村落とのあいだに整備してき た対外的用水管理秩序はそれぞれの用水権の継承者とのあいだに継承され、各溜池に池守 を置き溜池から各耕地までの配水は水入役がおこなうという組織内部での用水管理方式に ついても、基本的には受け継がれていった。こうして、国岡の用水管理組織は、つねに国 岡の村落社会と深く結びつき、村落構成員中心の秩序をたもちつづけることになった。国 岡の用水管理組織は、近代以降、国岡新村、国岡水利組合、国岡部落会水利部、そして現 在の国岡土地改良区へと推移してきたのであるが、これらはいずれも、国岡の村落社会を 構成する集団のひとつとして位置づけられ、そのメンバーシップは実質上、村の構成員と してのメンバーシップと密接に結びついたものであった。用水管理組織において、共同利 用だけでなく、共同所有・共同管理に参加していくためには、村の構成員としてのメンバ ーシップが不可欠なのである。

このような近世的用水管理秩序の枠組をたもちながらも、近代以降の社会変動のなかで、国岡の用水管理組織は、変容を遂げていった。対外的には、より広い地域を対象とする幹線用水管理組織に加盟し、より広域の灌漑水系のなかにみずからを位置づけるようになった。組織内部では、水利委員を置いたり、会計運営や意思決定をある程度独立しておこなうようにするなど、村落機構との分離を段階的に進めつつ、機能集団としての組織的整備がおこなわれていった。その過程で、用水管理組織の組織原理も、大きく転換していった。近代以降の国岡における用水管理の組織原理は、おおきくは土地所有者支配型管理から生産者(耕作者)管理へと転換したということができる。これをもう少し詳しくみると、つぎのようになる。

①土地所有者支配型管理の段階 地租改正にともなう土地の私的所有権の確立以降、用水管理組織では土地所有者支配型管理の確立が進んだ。そのメンバーシップは土地所有者に限られ、土地をもたない農民は用水管理から排除された。したがって、小作人は実際には用水の利用者であるにもかかわらず、その管理上の意思決定にかかわることはできなかった。用水管理組織の役員には、部落内のおもだった地主が継続して選出されるようになり、地主代表制というべき構成がとられるようになった。用水管理組織のリーダーは、近代初頭には、元庄屋家の系譜を引く「家格型地主」が村政全般をあずかる「国岡総代」としてその地位を独占していたのであるが、大正末期の水利組合成立後にはその独占的優位はくずれ、さらに昭和初期には水利委員長と国岡総代が分離し、村役両頭制が成立した。そして、昭和10年代にいたると、「家格型地主」にかわって、会社経営を手がけつつ土地を集積した「実業家型地主」が用水管理組織のリーダーとしてあらわれるようになった。②生産者管理の段階 戦後、農地改革により地主制が解体され、耕作者主義にたつ土地改良法が制定されると、生産者による管理が形成されていった。用水管理組織のメンバー

シップは実際の用水利用者である耕作者に開かれ、地主による用水管理組織の支配は薄れていった。さらに、戦後の経済成長のなかでの産業構造の変化をうけて、用水管理組織を「支配」する意味が失われていったことも、用水管理組織の担い手の性格をとらえていくうえで重要であろう。戦後、用水管理組織の役員となったのは、ごく平均的な自作農であった。また、リーダーについても、土地所有面積の大きさによるのではなく、農業にかんする知識の深さや組織運営の手腕が適性として評価されるようになり、「実務家型自作農」が選出されるようになっている。離農・兼業化が進み、農業従事者の高齢化が問題とされるようになった近年では、むしろ土地改良区理事長をはじめとする土地改良区役員の人材確保が問題となっている。

以上のように、近代以降の国岡における用水管理組織は、近世的用水管理秩序からの規定を濃厚に受けつつも、近代以降の社会変動のなかで、その性質を大きく変えていった。そして、高度経済成長を経て、農地の宅地化が進み、農業に従事しない住民や兼業農家が増加し、また生活様式も都市的なものへと変化した近年では、用水管理組織はさらなる原理の転換をせまられている。生産者だけでなく、生活者としての住民をふくみこんだあらたな用水管理のあり方が模索されているのである。高度経済成長以降の村落社会における用水管理組織のあり方をめぐる問題については、次章で展開することにしたい。

- 1) 国岡新村の開発にともなう水利秩序の形成過程については、第2章第2節で述べた。
- 2) たとえば、寛文11年(1671)6月「入ヶ池上水立合証文」、寛文12年(1672)672)6月「大溝分水契約書」(国岡土地改良区所蔵文書)など。
- 3) 昭和2年(1927)『水利会同日誌』、昭和4年(1929)『水利会々議録』、昭和5年(1930)『水利会々議録』、昭和4年(1929)10月「陳情書」、 国岡土地改良区所蔵文書。また、この時期以外にも、明治28年(1895)6月に 水争いが起こっている[『稲美町史』 1982:482~3頁]。
- 4) 大正13年(1924)『水利協議決定録』、国岡土地改良区所蔵文書。大正13年(1924)10月「琴池中堤堰控書」、国安水利委員会所蔵文書。
- 5) 広谷川とは、草谷川の上流部をさす名称である。
- 6) 新聞はこの水争いのようすをさかんに書き立てた。とくに、現場で激しい衝突がおこった大正14年(1925)5月、6月、大正15年(1926)5月、昭和2年(1927)5月、昭和3年(1928)5月には、連日のように紙面を賑わした。毎年同様の衝突が繰り返されたため、昭和4年(1929)6月20日の『神戸新聞』は、「夏になるときまつて起る……県下で水喧嘩の本場加古郡加古新村と同郡八幡村との農民がまたしても用水溝の溝浚へから双方大勢繰り出して呀や大事を演じようとした騒ぎがあつた」と報じている。
- 7) 昭和4年(1929)10月「陳情書」、国岡土地改良区所蔵文書。
- 8) 淡山疎水成立の経緯については、淡河川山田川土地改良区『兵庫県淡河川山田川疎 水百年史』(1990年)、旗手勲『淡河川・山田川疎水の成立過程』(1980年、 国際連合大学)に詳しい。
- 9) 要水反別とは、疎水の配水を受ける面積であり、実際の灌漑面積とは異なる。水不足の著しい用水管理組織では、水量を確保するために実際の灌漑面積を上回る要水反別を申請し、逆に、疎水以外に水源をもっており、それほど疎水を必要としない用水管理組織では、実際の灌漑面積よりも少ない要水反別を申請する。

- 10) ききとりによる。
- 11) 平成5年(1993)「東播用水農業水利事業概要」、東播用水土地改良区。
- 12) 国岡新村は、大正7年(1918)、村名を国岡村と改めた。
- 13) 明治24年9月「淡山水路契約の証文」、大正7年1月『大正六年度収支予算書』 (国岡土地改良区所蔵文書)など。
- 14) 明治 4 1 年 (1908) 「四拾年度水利費協議費収出決算報告」、国岡土地改良区所蔵文書。これは、残存する会計報告書中、もっとも古いものである。ここには、水利委員集会の弁当料11人分(総代1名、委員10名)が計上されている。以後、予算書、決算書には、毎年、この記載がみられる。
- 15) 昭和10年代には、耕地1反当たり米5升であったという(聞き取りによる)。
- 16) 明治41年(1908)「四拾年度水利費協議費収出決算報告」、国岡土地改良区所蔵文書。
- 17) 大正末期「天満村国岡水利組合規約」、同「池守職務心得」、同「水入役心得書」、 国岡土地改良区所蔵文書。
- 18) たとえば、天満村国岡水利組合規約第三条、第四条は、兵庫県淡河川山田川普通水利組合規約第五条、第六条にならって作成されたものと思われる。兵庫県淡河川山田川普通水利組合規約第五条、第六条は次のとおりである [淡河川山田川土地改良区1990:190~192頁]。

第二章 組合會ノ組織及選擧

第五條 組合會議員ノ定数ハ三十一人トシ選擧區ノ數及其ノ區域並ニ各選擧區ョリ 選出スル議員數ヲ左ノ如ク定

第一區 加古郡母里村 七人

第二區 加古郡加古新村 二人

第三區 加古郡天満村 五人

(中略)

- 第六條 組合員ニシテ満二十五年以上ノ男子區域内ニ於テ土地反別一反歩以上ヲ選 擧期日前満一年以上間斷ナク所有スルモノハ選擧權ヲ有ス但シ禁治産者準禁 治産者ハ此限ニアラス
 - 2 家督相續ニヨリ土地ヲ取得シタル者ハ其ノ土地ニ付被相續人ノ所有シタル 年限ヲ通算ス
 - 3 共有者其ノ共有ノ土地ニ付前二項ニ該當スルトキハ總代人一人ヲシテ選擧 權ヲ有セシム
 - 4 六年以上ノ懲役若クハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者及舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處 セラレ復權ヲ得サル者ハ選舉權ヲ有セス
- 19) ききとりによる。
- 20) 大正14年度(1925)『水利費反別賦課原簿』、国岡土地改良区所蔵文書。
- 21) 昭和2年(1927)6月「水利会同日誌」、昭和4年(1929)7月「水利会々議録」、国岡土地改良区所蔵文書。
- 22) 池守の管理する池の割り当ては次のとおりであった。千波池一人、琴池・新池一人、 棒池一人、愛宕池一人、城之池一人、山城池・美谷池一人。
- 23) 前述したように、兼業収入がほとんどなかったこの時期には、水入の職を希望する人が非常に多く、くじ引きで決めたということであるから、水利委員長による推薦や水利委員会での協議は形式的なものであったとかんがえられる。
- 24) たとえば、字裏条、字三木屋条、字高上町はそのまま組に、字前条は東条と西条に なっている。
- 25) 昭和17年(1942)4月10日「昭和十六年度国岡部落会決算書」、国岡土地 改良区所蔵文書。
- 26) 土地改良区改組後は、各組の土地改良区役員がそれぞれの組の農家をまわって経常

賦課金(反別水利費)の集金をおこなっている。

- 27) 昭和14年度(1939)『水利費賦課徵収原簿』、国岡土地改良区所蔵文書。
- 28) この時期の国岡部落の行政割は、上條(現在の1組にあたる、以下同様)、裏條(2組)、三木屋條(3組)、山下條(4組)、鷹匠町(5組)、東條(6組)、西條(7組)、やきやま(7組)となっていた。
- 29) 現在、国岡土地改良区では、次の方法で土地改良区役員の候補者の人数調整をおこなっている。国岡土地改良区は自治会の行政割である7つの組を単位として組織されており、土地改良区役員候補者は、まず、各組から1名ずつ、各組ごとの話し合いによって選出される。こうして選ばれた7人のうちから理事長1名、副理事長1名を互選し、幹事2名を選出する。幹事は1~4組から1名、5~7組から1名を選出することになっている。理事長が選出された組からは、もう一人理事を選出してもらい、会計は役員で協議し、適任者に依頼する。
- 30) 理事の任期は、以前は2年であったが、平成3年度から3年に延長された。
- 31) 土地改良区役員の池についての責任分担は次のとおりである。理事長は、全ての池について責任をもつ。その他の役員は、1組から選出された役員が入ヶ池、2組が千波池、3組が城ノ池、4組が愛宕池、5組が上棒池と下棒池、6組が琴池と新池、7組が山城池について、それぞれ責任をもつ。
- 32) 国岡土地改良区の灌漑区域内には、他区からの入作者の耕作面積は非常に少ない。 平成3年2月現在の数字をあげると、国岡土地改良区への全加盟戸数176戸のうち 他区からの入作は31戸(17.6%)であるが、灌漑面積でみると、全灌漑面積7 6町のうちの4町5反で、わずか5.9%を占めるにすぎない。
- 33) 溝浚えをおこなう日時の決定は、各組ごとに、それぞれの組の自治会の組長・土地 改良区役員・農産部の役員の3名で決定される。決定された日時は、農家には土地改 良区役員と農産部の役員が、非農家には組長が隣保長をつうじて連絡する。他区に住 む入作者には電話連絡をして参加してもらう。
- 34) 国岡の場合、水利費の賦課方法は、明治36年以降については史料によって確認することができる。
- 35) ただし、水入役の給米は、耕作者が負担していた。
- 36) 昭和10年度(1935)『水利費徵収賦課原簿』、国岡土地改良区所蔵文書。
- 37) 前掲「天満村国岡水利組合規約|第四条、参照。
- 38) 同規約、第五条。
- 39) 同規約、第三条。
- 40) ただし、役員の被選挙権については、つぎにあげる者はこれを有しない。①法人、 ②年齢25歳未満の者、③禁治産者または準禁治産者、④禁固以上の刑に処せられて 執行中の者(「国岡土地改良区定款」第12条)。
- 41) 高度成長期以降にみられる村落社会への来住世帯の増加にともなう諸問題については、第4章で検討する。

第1節 問題の所在

日本経済の高度成長の過程で、村落社会は急激な変化を遂げた。都市周辺の村落では、離農・兼業化が進んでいった。農地はしだいに宅地へとすがたを変え、サラリーマン世帯が流入してきた。そして、そこに暮す人々の生活様式も、都市的なものへと変化していった。こうした状況のもと、村落社会はこれまでに経験したことのない、あらたな問題を抱え込むことになる。いわゆる「混住化」にともなう地域問題である。

「混住化」とは、従来農家を中心として構成されてきた村落において、主として非農家世帯の流入と就業構造の変化(とくに離農・兼業化)によって構成員の多様化が進行し、従来の村落的な社会構造が変容しつつある状況をさす¹¹。「混住(社会)化」という用語は1970年代前半から農林省の『農業白書』のなかで用いられはじめ²¹、以後、村落社会への非農家層の来住によって生じるさまざまな地域問題の原因の究明とその解決という文脈において、広く使用されるようになった。すなわち、そもそも「混住化」とは、村落内における村落的要素と都市的要素のたんなる混在を意味するのではなく、両者が互いに分断され、対立するという問題状況をさししめす言葉として使用されてきたのである。混住化の進展という事態のなかで、互いに分断され、ときに対立する多様な住民を組織し、地域の一体性を維持していくことは、従来の村落的な社会構造のままでは不可能である。そこで、混住化に対応したあらたな地域社会秩序や統合の形成が必要となるのであるが、それは、すでに存在している村落社会の秩序や統合をすべて解体したうえに、まったく新しく構築されるのではない。むしろ村落社会の伝統をふまえて、それまでの村落的秩序が再編成されるかたちをとりながら形成されるのである。

それでは、混住化にともなう村落的社会構造の再編のなかで、用水管理組織はどのように位置づけられ、今日、どのようなかたちで存在しているのであろうか。本章では、兵庫県姫路市大津区天満において混住化の進展にともなっておこなわれた地域社会集団の再編成の事例をとりあげ、そのなかで用水管理組織はどのように位置づけられ、そしてそれは実際どのように運営され、居住世帯各層——①地元層農家、②地元層非農家、③転入層(非農家)——にそれぞれどのようにとらえられているのかをあきらかにしたい。

混住化の進展によって、用水管理組織と各々の居住世帯とのかかわりはきわめて複雑になっていった。高度成長期以前の天満では、用水管理は自治会組織によってになわれていた。居住世帯の大半は定住の意思をそなえた農家であり、かれらは自治会の構成員(より正確には自治会の構成世帯)として、用水権や用水施設を共に所有し、利用し、管理していた。けれども、外部から非農家転入層が大量に流入し、内部でも離農が進むと、従来の自治会組織による用水管理は見直されざるをえなくなった。共同所有・共同利用・共同管理の3者の関係は、もはやかつてのように単純にはいかなくなってしまったのである。

以下では、1992年8月におこなったアンケート調査およびききとり調査³ をもとに、上記の問題について検討していく。はじめに、高度成長期以降の急速な混住化のなかで、地域の一体性を維持するため、天満の伝統的村落社会はどう対応してきたのかを、用水管理組織の位置づけに注目しながらみていく。つづいて、用水管理組織は実際どのように運営され、それぞれの世帯層にとってどのような存在であるのかという問題について検

討していくことにしたい。

第2節 天満地区における混住化の進展

調査対象とした天満地区は、兵庫県姫路市の南西部に位置しており、農業の主体は稲作である。その開発の歴史は古く、12世紀には福井荘とよばれる荘園であり、その後、海岸にむかって新田開発を進めながら発展してきた。開発の過程で、大規模な溜池(福井大池)とそれにもとづく灌漑水系が整備された[田村善太 1991]。近世には、天満村として存在し、明治22年(1889)の町村制施行により周辺5ヵ村と合併して大津村となり、さらに昭和21年(1946)には姫路市に合併し、姫路市大津区天満となって現在に至っている。

天満では、昭和12年(1937)、近隣の広畑で日本製鉄広畑製鉄所(現在の新日鐵)の建設が開始されて以来、その世帯数を増加させてきた。海岸地域の工業化が進むなかで、 天満近辺には新日鐵やその関連企業の社宅や住宅が建設されていった。

けれども、天満の農地が宅地へと急速に変わりだしたのは、高度成長期のことである。 姫路市の資料によると、昭和35年(1960)には486だった天満の世帯数は、昭和50年(1975)には2025となり、15年間で約4倍にもふくれあがった(表1)。 そして、新興住宅地はつぎつぎに天満自治会から分離し、新しい自治会を誕生させていった。昭和29年(1954)の天神自治会の誕生にはじまり、昭和40年代後半までに6つの自治会が天満から分離して誕生している。

世帯数の増加にともない、農地は減少していった。農林業センサスによると、昭和45年(1970)には経営耕地面積で3,580aあった天満の農地は、昭和55年(1980)には3,221a、さらに平成2年(1990)には、2,643aにまで減少した(表2)。天満は法制上、全域が市街化区域となっていることもあり、農地の宅地化の勢いはいまだおとろえていない。

また、離農・兼業化も急速に進んだ。農林業センサスによると、天満の総農家数は、昭和45年(1970)121世帯、昭和55年(1980)97世帯、平成2年(1990)76世帯と推移しており、現在も減り続けている(表3)。そして、昭和45年(1970)には、専業農家10世帯(8.3%)、第1種兼業農家22世帯(18.2%)、第2種兼業農家89世帯(73.6%)という構成であったのが、昭和50年(1975)には、農家のほとんどすべてが第2種兼業農家となった(専業農家1世帯(1.0%)、第1種兼業農家0世帯(0.0%)、第2種兼業農家97世帯(99.0%))。アンケート調査結果から、天満3区の離農の状況についてみると、昭和30年代、40年代が離農のピークとなっており、戦後に離農した25世帯のうちじつに17世帯がこの時期に離農している(図1)。以上の数字から知られるように、高度成長期以降の天満の変容は、たいへん激しいものであった。

非農家世帯の大量流入と就業構造の変化(とくに離農・兼業化)をうけて、天満の居住世帯層はいちじるしく多様化した。これらの世帯層は、大きく①地元層農家、②地元層非農家、③転入層(非農家)の3つのグループとしてとらえることができる()。かつてはその大多数が農家で占められていた天満村落社会は、いまや数の上では、非農家転入層が

表1 天満の人口・世帯数の推移

表2 天満における総経営耕地面積

| | 人口(腳26年 | 世帯数(硼26 | 平均世 |
|-------------|------------|-------------|-------|
| | を100とした指数) | 年を100とした指数) | 帯人員 |
| 昭和26年(1951) | 1232(100) | 246 (100) | 5.01 |
| 30年(1955) | 1569(127) | 327 (133) | 4.80 |
| 35年(1960) | 2178 (177) | 486(198) | 4.48 |
| 40年(1965) | 3678 (299) | 884 (359) | 4. 16 |
| 45年(1970) | 5074(412) | 1481(602) | 3.43 |
| 50年(1975) | 7299(592) | 2025 (823) | 3.60 |
| 55年(1980) | 8068 (655) | 2346 (954) | 3.44 |
| 60年(1985) | 8094(657) | 2445 (994) | 3.31 |
| 平成2年(1990) | 7786 (632) | 2424 (985) | 3.21 |

| 総経営耕地 | |
|----------|--|
| 面積_(a) | |
| 3580 | |
| 3295 | |
| 3221 | |
| 2955 | |
| 2643 | |
| | |

農林業センサス

姫路市の資料をもとに、ほぼ旧天満村 にあたる区域について作成。

表3 天満における専兼業別農家数の推移

| | 総農家数 | 専 業 | | 11 兼 |
|-------------|------------|-------------|----------|------------|
| 昭和45年(1970) | 121(100.0) | 10 (8.3) | 22(18.2) | 89 (73.6) |
| 昭和50年(1975) | 98 (100.0) | 1(1.0) | 0(0.0) | 97(99.0) |
| 昭和55年(1980) | 97(100.0) | 4(4.1) | 3 (3.1) | 90 (92.8) |
| 昭和60年(1985) | 89(100.0) | 5(5.6) | 2(2.2) | 82(92.1) |
| 平成2年(1990) | 76 (100.0) | 10 (13. 2) | 1(1.3) | 65(85.5) |

農林業センサス

近年の専業農家の増加は、兼業農家が兼業を定年退職したことによるものであり、農業従事者の高齢化を意味している。

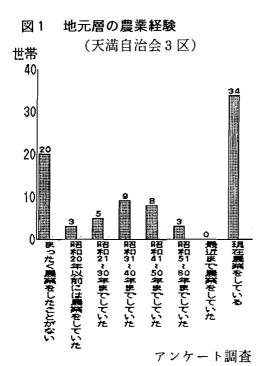


表 4 天満自治会 3 区の住民構成

| | 世帯数(船) | 世帯数(船) |
|--------------|------------|------------|
| 地元層農家 | 34(13.3) | 07 (04 1) |
| 地元層非農家 | 53(20.8) | 87(34.1) |
| 昭和21~40年の転入層 | 20 (7.8) | |
| 昭和41~50年の転入層 | 33(12.9) | 156(61.2) |
| 昭和51年以降の転入層 | 103(40.4) | |
| 不明 | 12(4.7) | 12(4.7) |
| 合計 | 255(100.0) | 255(100.0) |

アンケート調査

その大半を占めるにいたっている。天満自治会のうちでもっとも地元層の占める割合が高い3区の場合でも、地元層は全世帯数の3分の1にすぎず、転入層が3分の2を占めている(表4)。

天満の村落社会は、いちじるしく多様化した構成員を組織し、地域の一体性を維持しようとつとめてきた。しかし、居住世帯の大半は長期的定住の意思をそなえた農家であるという比較的均質な住民構成を念頭に形成されていた伝統的集団編成原理そのままでは、大量の非農家転入層の受け入れは不可能であった。居住世帯それぞれの地域生活との関係に応じて地域集団とのかかわりを変えていけるような仕組みをつくっていく必要があったのである。

それでは、天満村落社会の伝統的集団編成はどのように変えられていったのであろうか。 用水管理組織の位置づけに注目しつつみていくことにしよう。

第3節 地域集団の再編と農業水利組合の誕生

1 伝統的村落社会の集団編成

まず、図2をみていただきたい。これは、大正12年(1923)の天満周辺の地図である。もともとの天満の集落は、かつて新田開発にともなってつくられた堤防上に細長く延びており、その周辺は、水田に取り囲まれていた。また、これらの集落の北には、出屋敷とよばれる家々があった50。

明治10年代から昭和50年前後の自治会再編成にいたるまでの間、天満村落社会には、「東」と「西」という地域区分が存在していた。 。細長く延びた集落のほぼ真ん中で、2つに分かれていたのである。そして、この地域区分を軸に地域集団が編成されていた。ここでは、村落組織(自治会)、生産集団、氏子集団、年齢集団、檀家集団など、ほとんどの地域集団が、この集団編成原理のもとに統合されていた(図4)。

「東」と「西」は、相互に強い独立性を備えていた。ある自治会役員の言葉をかりれば、「東と西で主体がひとつだったのは消防ぐらいで、他の活動は天満内では東と西で完全に分れていた」のである。そのためか、「東」と「西」のあいだには、いまでも、なにかにつけて対抗意識があるのだと語る住民もいる。住民の気質も東と西で異なるともいわれている。

したがって、天満全体を統合する村落組織(自治会)の運営においても、「東」と「西」の区分は明確に意識されていた。村落組織(自治会)は、近世以来の8つの「組」を2分した「東」の4つの組と「西」の4つの組からなっていた。そこで、協議員も、「東」と「西」から4名ずつ出していたそうである。

当時の村落組織(自治会)は、用水管理組織や氏子集団としての機能もかねそなえていた。すなわち、村として用水管理をはじめとする農業生産のための条件整備をおこない、また、周辺24ヵ村とともに魚吹八幡(うすきはちまん)神社(現姫路市網干区宮内)の氏子となっていた。魚吹八幡神社の祭礼には、毎年、若者たちが華やかな屋台を担いで参加したのであるが、昭和40年代前半までは「東」と「西」からそれぞれ1台ずつ屋台を出していた?。また、魚吹八幡神社とは別に天満地区内には2つの神社があるが、「東西」の地域区分があった時期には、「東」は新明神社、「西」は蛭子(えびす)神社の祭

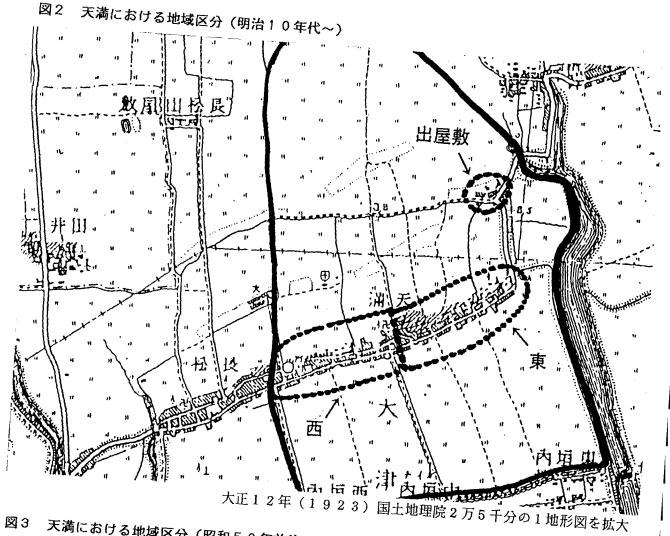
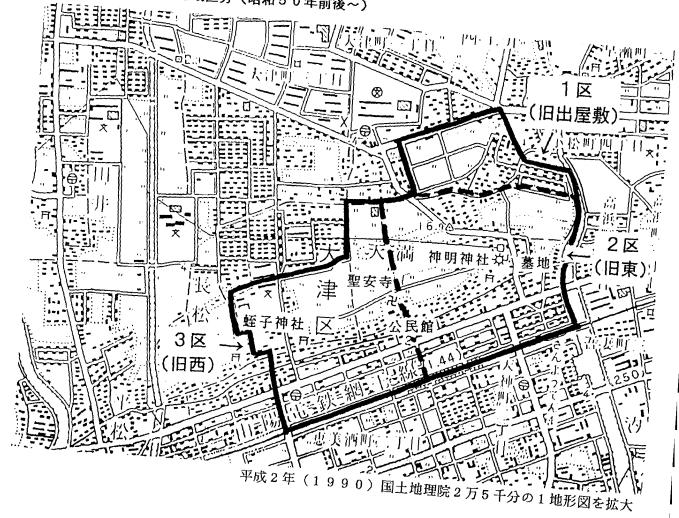
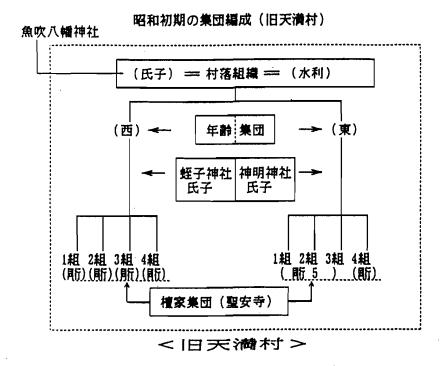
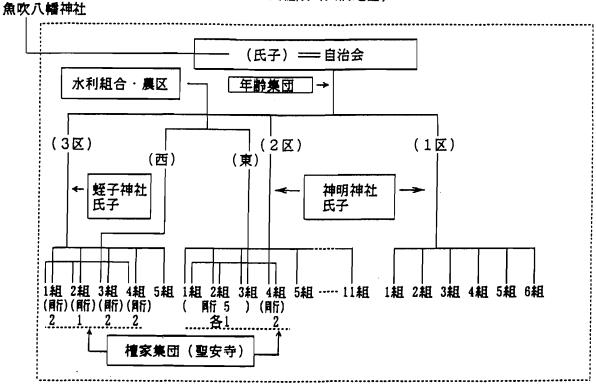


図3 天満における地域区分(昭和50年前後~)





現在の集団編成(天満地区)



<天満地区>

礼をそれぞれおこなっていた8)。

年齢集団もまた、「東西」区分を基礎に構成されていた。天満には、「連中(れんぢゅう)」とよばれる同世代集団が存在しており、これが年齢集団構成の基礎単位となっていた。「連中」は、同学年の男子によって構成され、幼少時から、少年団→青年団→消防団などの活動を通して、一生のつきあいをした。「連中」のむすびつきは非常に強く、地域生活において、「隣近所」とならんで重要視されてきた。この「連中」もまた、かつては「東」と「西」でそれぞれに存在していたのである。そこで、「連中」を基礎に構成される青年団も、昭和26、7年頃までは「東西」の2つに分れていたのであるが、以後、一体化された。消防団については、当初から、1つの組織であったということである。なお、女性の参加する集団については、大正期から婦人会が結成されたこと、かつては青年団女子部が存在したことが確認されるが、それらのくわしい経緯については、さらに調査が必要である。

天満には、聖安寺(しょうあんじ)という浄土真宗の寺がある。この檀家集団として「同行(どうぎょう)」とよばれる集団が存在してきたのであるが、この「同行」のあり方についても、「東」と「西」で違いがみられた。すなわち、「東」では、「同行」は、浄土真宗の法要である「おさらい報恩講」をはじめ、葬式の相互扶助、見舞い、旅行などのつきあいの単位として存在してきた。1組から3組では、全部で5つの「同行」が存在するが、それは「組」の枠とはかなりズレたかたちで構成された。4組では「同行」は1つであり、葬式の相互扶助のさいにはそれがさらに2つに分れた。一方、西では、「同行」はそれぞれの「組」の下位集団であり、「報恩講」は「同行」ではなく「組」の単位でおこなわれてきた。そして、「同行」は、葬式の相互扶助、見舞い、旅行などのつきあいの単位とされてきた。

以上のように、昭和50年前後まで、天満では、「東西」の地域区分を軸とした集団編成がなされており、「東」と「西」は相互に対等な、独立性の強いまとまりとして存在してきた。しかし、高度成長期以降の非農家転入層の急激な増加により、こうした伝統的集団編成はおおきくかわらざるをえなくなるのである。

2 混住化と地域社会集団の再編成 ──農業水利組合の誕生──

昭和50年代は、天満の地域社会にとってひとつの転換点であったとかんがえられる。 それまでの、居住世帯の大半は長期的定住の意思をそなえた農家であるという比較的均質 な住民構成を念頭に形成されていた伝統的集団編成が、大量の非農家転入層をふくむ多様 な住民層を念頭においたあらたな集団編成へと変更されたからである。

昭和30年代後半から、天満周辺では、急激な世帯数の増加がおこっていた。そして、昭和50年代になると、それまで社宅住まいだった会社員らが定年退職を機に、天満に家を購入して住みつくという現象がみられるようになった。また、離農、あるいは兼業化して、企業・官庁・教育現場等で働いていた地元層が定年退職をむかえ、地元に落ち着くようになった。企業等での労働の経験をもつかれらが地域に定着し、その運営にかかわりはじめたことは、これまでの均質的住民構成を前提とした集団編成を変革していくうえで、大きな原動力となった。かれらがこの変革の重要な担い手であったことに間違いはないであろう。ちなみに、以下の変革期に自治会長をつとめたのは、大企業を定年退職した元農

家の地元層であった。

さて、急激な世帯数の増加のなかで、これらの転入世帯層をとりこみつつ自治会が機能しつづけるためには、自治会組織の再編成が必要であった。そこで、昭和50年前後に、それまでの「東西」区分を「3区」区分にあらため、自治会の再編成がおこなわれた。北東部の新興住宅地でもと「出屋敷」のあったところを1区、「東」の4つの組とその近くの新興住宅地を3区としたのである。この新しい地域区分は、図3に示している。大正12年(1923)の様子を示した図2とくらべると、もともとの集落の周りに住宅が建て込み、地域の様相が大きく変わったことがよくわかる。

この自治会組織の再編成には、当然ながら、新興住宅地においても地域組織を充実させ、自治会役員を選出し、自治会運営に参加してもらおうというねらいがあった。ただし、各区から選出される役員数は人口比ではなく、1区から3名、2区と3区からは各5名となっている。そこには、地元層(2区と3区、かつての東と西)主導のもと、転入層(1区)の参加をもとめていこうという意図がみられる。なお、2区と3区の役員数が同数とされているが、これは、かつての「東」と「西」の独立性のためであろう。

自治会の再編成にともない、子供会、青年団をはじめとして、多くの集団が「東西」区分から「3区」区分へと再編成された(図4)。天満地区内にある神社についても、1区と2区が神明神社の氏子、3区が蛭子神社の氏子とされた。ただし、農家によって組織される農区⁹⁾ については、世帯数増による運営上の影響をうけることはなかったため、「東西」区分が維持された。檀家集団である「同行」も、旧集落内にとどまり、新興住字

「東西」区分が維持された。檀家集団である「同行」も、旧集落内にとどまり、新興住宅 地にひろがることはなかった。

けれども、これで大量の転入世帯を地域に受け入れる仕組みが完成したわけではなかった。用水管理は、居住世帯の大半が農家であったころのように、地域全体の盛衰を左右するほどの事項ではなくなり、一部の農家の問題となっていた。そこで、それまでの自治会組織による用水管理は、見直されざるをえなくなったのである。

この問題は、転入世帯の受け入れの過程で、自治会の会計運営をめぐって顕在化した。 先に述べたように、かつての天満自治会は、用水管理組織としての機能もかねそなえており、その運営は、各世帯から徴収する自治会費だけでなく、耕作反別割で農家から徴収される水利費や、さらに旧部落有財産からの収入などにより、いわば「ひとつの財布」でおこなわれていた。急激な人口増加もなく、居住世帯のほとんどが農家であった頃には、こうした会計運営になんら問題はなかった。ところが、非農家転入層の急増により、「ひとつの財布」による会計運営にたいして不満の声があがるようになった。そのさい、とくに問題となったのは、溜池敷地の売却益など水利にかんする旧部落有財産からの収入を、自治会会計に組み入れていることについてであった。

こうした経緯により、天満では、用水管理組織を自治会から切り離す必要が生じた。こうして昭和56年(1981)、天満自治会との分離により、天満農業水利組合が誕生した。旧部落有財産のうち、公民館・墓地・お宮などは自治会の財産、池・井戸・用水権などは水利組合の財産とされ、「自治会の財布」と「水利関係の財布」は、はっきり分けられた。以後、用水管理組織としての機能は、水利組合がになうことになった。

水利組合の設立により、転入層の受け入れのさいに起こる会計運営上の問題はいちおう

の解決をみた。こうして用水管理組織としての機能は自治会から水利組合へと移され、自治会は「生活者としての住民」の集団となった。水利組合は、そのほとんどが旧集落内に住む地元層からなる集団であるため、その運営においては、「3区」区分ではなく、以前からの「東西」区分による集団編成が維持され続けた。

以上、天満における昭和50年代の地域社会集団の再編成について述べた。大量の非農家世帯の来住に対応して、天満村落社会の集団編成はおおきく変更された。その第1は、昭和50年前後に天満自治会を中心におこなわれた、それまでの「東西」区分から、「3区」区分への地域集団の再編成であった。これは、農地の宅地化による大幅な世帯数増加に対応した地域区分の修正であり、転入世帯の地域運営への参加をめざすものであった。第2は、昭和56年(1981)の自治会からの水利組合の切り離しであった。これは、短期間に大量の転入層を地域社会に受け入れていく過程で生じた自治会会計運営上の問題を解決し、自治会を「生活者としての住民」の集団として規定しなおすものであった。

これによって、自治会は全住民をカバーする組織として再編成された。そして、これにともない、老人会、青年団、子ども会などの年齢集団、魚吹八幡神社、神明神社、蛭子神社の氏子集団は、新しい「3区」区分のもとに、全住民をふくみこむかたちで再編成された。一方、農業水利組合は、地元層のみからなり、用水管理機能をになう集団となり、その運営においては従来の「東西」区分を維持し続けることになった。檀家集団としての同行もまた、天満自治会全体に拡大されることはなく、旧集落内にとどまり、水利組合とおなじく「東西」区分をまもり続けることとなった。

昭和50年代の地域社会集団の再編成以降も、転入層の地域社会への参加、そして、地元層と転入層の融和は、地域住民のあいだで明確に課題として意識されており、その解決にむけての努力が続けられている。

3 天満農業水利組合の位置づけ

天満の地域社会は、短期間のうちに大量の非農家転入層を自治会に迎え入れるさいに生じた会計運営上の問題を解決するため、用水管理機能を自治会から切り離し、あらたに水利組合を設立することにした。自治会と水利組合との分離によって、非農家転入層の自治会組織への受け入れをめぐる問題は解決されたのであるが、さらに、地域社会における農業水利組合の位置づけをめぐる問題が解決される必要があった。

水利組合の設立にあたっての最大の論点は、「農業に従事していない世帯にも水利組合への加入資格を認めるかどうか」ということであった。水利組合の加入資格を農家に限定すれば、ながく天満に居住しているけれども農業に従事していなかった世帯(寺、郵便局など)や、すでに離農した世帯は、これまで享受してきた水利関係財産にたいする権利を手放すことになってしまうからである¹゚゚、。すなわち、加入資格をめぐる議論は、旧部落有財産としての用水権や用水施設などの共同所有の主体をめぐるものであった。共同所有者は、現在直接これらを利用している農家のみにかぎられるのか、あるいは、これまで長年にわたって自治会構成員としてともに用水権や用水施設を所有・利用し、管理してきた地元層全体なのかという問題だったのである。

結局、天満農業水利組合は、農家以外の地元層にたいしても希望があれば共同所有権を みとめるというかたちで組織された。すなわち、終戦(昭和20年<1945>)以前か ら天満に居住している世帯のすべて(分家をふくむ)を有資格者とし、そのうち農業に従事している世帯を「正組合員」、農業に従事していない世帯を「準組合員」と規定して、農家は強制加入、非農家については任意加入というかたちで、昭和56年(1981)2月、水利組合の設立を実現させたのである。しかし、「正組合員」と「準組合員」とのあいだの権利の差異があいまいなままであったため、これをめぐってふたたび議論がおこり、同年5月には、「正組合員」、「準組合員」の区別は廃止された。

こうして、天満農業水利組合は、用水権や用水施設の直接の利用者である農家だけでなく、これまで自治会構成員としてその管理にかかわってきた非農家の地元層についても共同所有者としての資格を認めることになった。現行の規約には、「旧天満村当時居住し、現在旧天満地域内に在住している家族の世帯主を以って有資格者とし、組合員名簿に登録されている世帯主により構成する。(第4条)」と定められている¹¹⁾(資料1)。「旧天満村当時」とは昭和20年以前をさす¹²⁾。組合設立当初の規定と同様に、加入資格をもつ地元層については、農家は強制加入、非農家は任意加入とされている。任意加入とされている非農家の加入状況をアンケート調査の結果からみると、天満自治会3区では、53戸中16戸であり、加入率は30.2%にとざまっている。加入資格があるにもかかわらず、水利組合に加入していない非農家世帯が多くあることがわかる。

天満農業水利組合の位置づけをかんがえるうえで、もうひとつ考慮しておかなければならないことがある。それは、世帯数が急激に増加し、さらに人々の生活様式も大きく変わったため、用水施設、とくに水路の利用において、生産だけでなく生活のための利用が強く意識されるようになってきたことである。

居住世帯の大半が農家であったころには、水路は、一義的には農業のための灌漑用水路ととらえられていた。もちろん、野菜の泥落としなど水路の水を生活用水として利用したり、各家庭からの生活排水が流れ込むなど、生活のための利用もさかんにおこなわれていたが、それらが明確に意識されていたわけではなかった。けれども、世帯数が大幅に増加してくると、水路に流れ込む生活排水の量は急激に増えた。また、生活様式の変化にともない、生活排水のなかには、油や合成洗剤などが大量に混じるようになり、流水の質の悪化が目に見えるかたちであらわれるようになった。こうして、住民のあいだに、水路の生活排水路としての役割が意識されるようになっていった。一方で、農地は減少をつづけたため、水路の灌漑用水路としての重要性はしだいに減少していった。水路をめぐる共同利用は、かつては農家による農業用水路の共同利用が中心であったが、混住化の進展にともない、居住全世帯をふくめた生活排水路としての共同利用の比重が高まってきたのである。

以上でみてきたように、混住化にともなう居住世帯層の多様化や生活様式の変化にともなって、水利組合は、天満の地域社会のなかで、多様な機能をになうことになった。居住世帯の大半が農家であったころには、自治会組織をとおして居住世帯全体で用水権や用水施設をともに所有し、利用し、管理してきたのであるが、混住化の進展により、これまでの方式は見直されざるをえなくなった。共同所有と共同利用の主体は分化し、共同利用についても、生産にかかわる利用の主体と生活にかかわる利用の主体が分化した。そして、共同所有と共同利用のそれぞれにもとづいた管理がおこなわれる必要が生じた。こうして生じた水利組合の多面的機能は、組合規約に記された水利組合の目的の部分に顕著に表されている。

天満農業水利組合規約(改訂分)

(名称と所在地)

第 1 条 本組合は天満農業水利組合(以下水利組合という)と称し、事務所を天満 公民館に置く。

(目的及び事業)

- 第 2 条 水利組合は、旧天満の水利に関する権利ならびに財産を維持管理するため、 用水に支障なきよう努力するとともに、排水に関しても自治会と協力して支 障なきよう努める。又組合員相互間の親睦と地域住民との協調融和をはかり 地域発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 水利組合は目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。
 - (1) 福井大池ならびに大池より天満に至る通水溝の水利権の維持管理
 - (2) 大津茂川ポンプ場ならびに排水樋、湯溝の維持管理
 - (3) 旧天満地域内の河川、高河原、大野池の維持管理
 - (4) 組合員相互間の親睦 なお排水に関する事業も自治会と協力して行う。

(構成)

第 4 条 旧天満村当時居住し、現在旧天満地域内に在住している家族の世帯主を以って有資格者とし、組合員名簿に登録されている世帯主により構成する。

(機 関)

- 第 5 条 水利組合には、総会、委員会、常任委員会の機関を置く。
 - (1) 総 会
 - イ この組合の最高決議機関である。
 - ロ 総会は組合員で構成される。ただし幹事以上の役員には議決権はない。
 - ハ 定時の総会は毎年1回常任委員会が召集する。
 - ニ 臨時の総会は、次の場合常任委員会が召集する。
 - ・委員会が必要と認めたとき。
 - 組合員の3分の1以上の要求があるとき。

(後略)

これによると、「水利組合は、旧天満の水利に関する権利ならびに財産を維持管理するため、用水に支障なきよう努力するとともに、排水に関しても自治会と協力して支障なきよう努める。又組合員相互間の親睦と地域住民との協調融和をはかり地域発展に寄与することを目的とする。(第2条)」とある(資料1)。規約は、①旧天満(近世以来の天満村)の水利にかんする権利ならびに財産の維持管理、②用水の管理、③排水の管理の3つを、水利組合の目的としてあげているのである。①は水利にかんする旧部落有財産の共同所有にもとづく、農家・非農家双方をふくむ地元層を主体とする管理について述べたものである。②は生産にかかわる共同利用にもとづく、農家を主体とする管理である。そして、③は生活にかかわる共同利用にもとづく管理であり、自治会と協力して地域住民全体を主体としておこなうものとされている。

第4節 天満農業水利組合の運営

つづいて、天満農業水利組合の運営の実際についてみていくことにしよう。水利組合の 運営においては、伝統的な集団編成の原理(西と東)や、古くからの慣習が保持されてい る。

水利組合の役員は、「西」と「東」という集団編成原理を濃厚に反映して選出されている。組合長と副組合長は、「西」と「東」からそれぞれ1名ずつが推薦され、総会で承認される。会計(幹事兼務)2名ならびに幹事6名は、「西」の1~4組と「東」の1~4組から各1名、委員(世話人)16名は、「西」の1~4組と「東」の1~4組から各2名がそれぞれ選出される。

水利組合の行事・活動には、古くからの慣習を残すものが多い。まず、用排水および用排水施設の維持管理にかんするものとしては、毎年、6月中旬と8月上旬の2回おこなわれる「池落ち(福井大池の水を田畑へ落とすこと)」、5月の田植え前と7月下旬の2回おこなわれる溝さらえ、約10年おきにおこなわれる福井大池の池さらえなどがある。 「池落ち」の日は、近世以来、福井大池の水を共同で利用している「池の郷七ヶ村」が集

するとになっている。この会合には、各村から代表が1名ずつ参加するのであるが、天満は近世以来「池頭(いけがしら)」をつとめる村であるため、自治会長と水利組合長の2名が参加し、水利組合の役員会の決定にもとづいて天満の自治会長が「池落ち」の日を提案するのが慣習である。

また、水利費の徴収は「とりたて」といわれ、毎年1月28日と8月28日の2回に分けて徴収される。「とりたて」にさきだち、役員会が開かれ、耕作割(反別水利費の計算)がおこなわれる。そして、「とりたて」の一週間前に、各組の水利委員(世話人)が納付書を配布し、当日、組合員は水利費を公民館までそれぞれ持参することになっている。

「とりたて」の方法も、日取りも、少なくとも明治期から変更されていない。

このほかに、必要に応じて、随時、役員会がもたれる。また、年1回は、総会を兼ねた 日帰りの慰安旅行や、役員旅行もおこなわれている。

この水利組合には農家だけでなく非農家の組合員も存在するが、実際の活動の中心となっているのは、やはり農家である。アンケート調査で、水利組合長、水利委員にふさわしい人とはどのような人かたずねたところ、まず第1にあげられたのは、「農業や水利慣行

についてよく知っている人」であった(図5)。57人中、水利組合長については48人、水利委員については49人がこう回答している。つづいて、行動力や統率力、時間的余裕、行政への影響力などが重視される傾向にある。あきらかに、水利組合の中心的にない手は農家であるべき、とかんがえられている。

つぎに、水利組合の行事や活動への参加状況についてみてみよう。水利組合の行事や活動への参加頻度は全体にかなり高いのであるが、なかでも農家の参加頻度はきわめて高くなっている。水利組合がおこなう溝さらえについてみると、「よく参加する」という回答は、農家ではほぼ全世帯であるのにたいして、非農家では約6割にとどまっている(図6)。また、慰安旅行については、「よく参加する」という回答は農家では約8割であるのにたいして、非農家では約3割と少ない(図7)。

また、水利組合活動へのおもな参加者は誰かたずねたところ、「世帯主」という回答が約8割と圧倒的で、ついで「あとつぎ」、「配偶者」であった(図8)。農家の場合、「世帯主」についで、「あとつぎ」、「世帯主の親」と、男性の参加を予測させる回答がならぶのにたいして、非農家では、「配偶者」という女性の参加を示す回答がみられるのが特徴的である。以上から、水利組合の行事や活動においては、農家の世帯主を中心として、非常に高い参加率が維持されており、伝統的村落の集団性が保たれているといえるだろう。

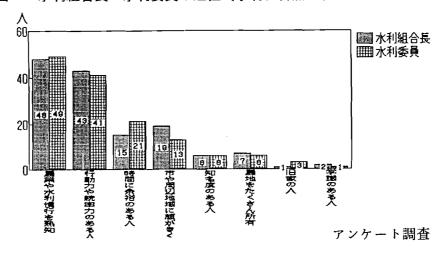
このように、水利組合役員の選出や行事・活動においては、伝統的集団編成原理である「東西」と近世村を継承する8つの組が今日でも機能しており、古くからの慣習が濃厚に保持されている。また、その運営においては農家を中心に、伝統的村落の集団性が維持されており、行事や活動においては、農家の世帯主を中心に、非常に高い参加率が認められる。

第5節 水利組合への認識

それでは、混住化に対応して多様な機能をになわされながらも、農家を中心に伝統的集団編成原理や古くからの慣習、そして伝統的村落の集団性を維持しつつ展開されている天満農業水利組合は、居住世帯各層からどのような存在として認識されているのであろうか。 先述したように、天満農業水利組合は、農業用排水の管理だけでなく、水利にかんする権利や財産の管理、生活排水の管理といった多様な機能をにないつつ運営されている。そのため、水利組合への認識は、住民各層でそれぞれ大きく異なっている。また、かつて居住世帯のほとんどが農家であった時期には、農業用の灌漑用水路として管理されてきた水路は、農地の減少と非農家世帯の増加、さらに人々の生活様式の変化をうけて、生活排水路としての比重が高まってきた。以下では、地元層の農家、地元層の非農家のうち組合加入者、おなじく地元層の非農家のうち組合非加入者、転入層のそれぞれが、水利組合や水路についてどのようにとらえているのか整理してみたい。

当然ながら、地元層の農家は、水利組合への関心がもっとも高い。アンケート調査の結果、経営耕地面積が3反を越える農家は、自治会よりむしろ水利組合のほうを身近に感じている人が多いことがわかった(図9)。かれらにとって、水利組合は、まず、天満の土地で農業をする人々のための組織として重要である。水路については、農業用水路である

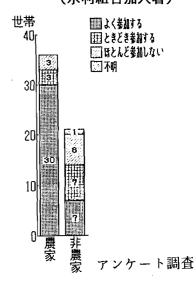
水利組合長・水利委員の適性(水利組合加入者、1人3つまで) 図5



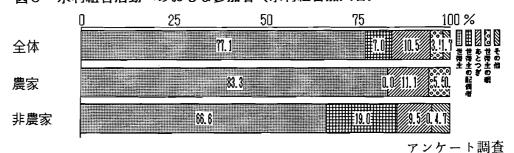
溝さらえへの参加状況 (水利組合加入者)

世帯 圖よく参加する 40 囲ときどき参加する 図はとんど参加しない 圆硼 30 20 10 13 農家 アンケート調査

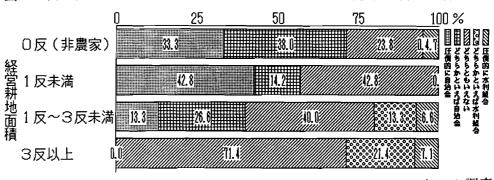
慰安旅行への参加状況 図7 (水利組合加入者)



水利組合活動へのおもな参加者(水利組合加入者) 図8



自治会と水利組合のどちらがより身近な存在か(水利組合加入者)



アンケート調査

と同時に生活排水路として認識されており、生産および生活環境の整備という観点から、 自治会との協力のもと、地域住民全体を含めた水路管理をおこなう必要性が認知されてい る。

地元層の非農家の意識傾向には、組合加入者と非加入者の間で差異が認められる。組合加入者は水利組合を、水利にかんする権利や財産の共同所有者の集団ととらえる傾向が強い。そしてそれは、自分は地付きの人間であり、地域をつくっていく主体であるという自覚によって支えられている。親は農業に従事していたが、本人は全く農業の経験がないのに水利組合に加入しているという人に加入の理由をたずねたところ、「私や私の親がこれまで地域の人々にお世話になってきたから、私も務めを果さなければと思って加入しています」との答えであった。農業に従事していなくても、組合加入者は年2回の溝さらえに出る義務がある。自治会のおこなう生活排水路の溝掃除¹³′にくらべて、水利組合のおこなう農業用水路を中心とした溝さらえは、はるかに広範囲で重労働である。にもかかわらず、水利組合に加入して地域にたいする「務め」を果そうとするのは、みずからが地域をつくっていく主体であるという意識が存在するからであろう。かれらは、農家以外の人も、もっと水路の管理にかかわるべきであるとかんがえている。

一方、組合非加入者は、水利組合を農家の集団ととらえ、農業に従事していないので加入の必要性がないとかんがえる傾向がみられる。組合に加入すれば、農業用水を利用していないにもかかわらず、水路の溝さらえをしなければならなくなる。ただし、近世以来、天満村として築いてきた水利にかんする旧部落有財産については、組合員だけがそれを享受するのではなく、「もっと地域住民の融和のために役立てられないものか」とかんがえる人もある。水路については、「水利組合に管理をまかせておけばよい」とする人、「自治会を中心に地域住民全体で管理すべき」とする人など、意見はさまざまである。

転入層の水利組合にたいする関心は、おおむね薄い。水利組合の存在を知らない人もめずらしくなく、水利組合や水路の管理について意見を求めても、「わからない」という答えが多い。かれらは水利組合には加入していないけれども、自治会のおこなう溝掃除については参加義務がある。転入層が約9割と圧倒的多数を占める新興住宅地の5組の組長に、自治会の溝掃除の様子についてたずねたところ、5組では、溝掃除に出るのを嫌う人が多いため、やむなく欠席者からは罰金(5千円)をとっている147が、それでも罰金を払ってすまそうとかんがえる人もいるということであった。やはり、借家に住む人よりも、持家に住む人のほうが、自覚的に参加するそうである。欠席した場合でも、持家の人は、

「すみません」とお詫びの言葉を添えて組長のところまで罰金を持参するのにたいして、借家の場合は、家まで取りに行かなければならない。罰金を取りに行くのは、組長にとって大変いやな仕事である。また、五組の総会で溝掃除が話題にのぼることもあるが、そのほとんどが「溝掃除は水利組合がやればいい」、「市に委託できないか」など、溝掃除を自治会の活動として認めたがらない意見ということである。誰か他の者(組織)によって生活環境を快適なものにしてもらおうというかんがえが強く、みずから地域環境の整備にかかわっていこうという意識は希薄である。

みてきたように、居住世帯各層の水利組合にたいする認識は、それぞれ大きく異なっている。それは、天満の地域社会における農業水利組合の位置づけの複雑さを反映したものであろう。

第6節 用水管理事業と所有・生産・生活

以上、高度成長期以降の用水管理組織の存在形態について、兵庫県姫路市大津区天満の事例をとおして検討した。天満村落社会は、近世以前から末端用水管理組織としての機能をになってきており、戦後も、その機能は天満自治会によってはたされていた。けれども、高度成長期になると、天満村落社会には大量の非農家転入世帯が流入し、村落内部でも離農や兼業化が進んでいった。そして、用水管理事業は、もはや、自治会構成世帯の大半にかかわる問題ではなく、一部の農家の問題となったのである。

自治会組織による用水管理の矛盾は、会計運営をめぐって顕在化した。「自治会の財布」と「水利関係の財布」とは分けるべきだというのである。そこで、用水管理機能を自治会から切り離し、あらたに天満農業水利組合を設立することになった。けれども、天満農業水利組合は、単純な農業用水管理組織として構成されたわけではなかった。それは、混住化による天満地域社会の変化を反映して、多様な機能のにない手として存在することになったのである。

天満村落社会の構成世帯のほとんどが農家であったころには、用水管理は、村落社会全 体の事業であり、用水権や用水施設は村落社会の構成員(世帯)によって、ともに所有・ 利用され、管理されていた。けれども、混住化の進展により、共同所有と共同利用の主体 は分離された。すなわち、水利にかんする旧部落有財産の共同所有者としての資格は、農 家であるか否かにかかわらず終戦(昭和20年<1945>)以前からの村落構成員(地 元層)とされた。また、共同利用についても、生産にかかわる共同利用と生活にかかわる 共同利用とでその主体が異なるようになり、生産にかかわる共同利用にたいして生活にか かわる共同利用の占める比重が拡大してきた。用水施設のひとつである水路は、農家によ って生産にかかわる目的で利用されるだけでなく、居住世帯のすべてにとって生活排水路 として重要な役割を果たしていることが、水路に流入する生活排水の増加とその水質の悪 化によって、地域住民のあいだに明確に意識されるようになったのである。天満農業水利 組合は、このうち、共同所有者としての資格を基礎として構成されており、それぞれその 主体を異にする共同所有、生産にかかわる共同利用、生活にかかわる共同利用について、 それに対応した管理機能をになう組織として存在しているのである。水利組合のになう多 様な機能を反映して、居住世帯各層の天満農業水利組合にたいする認識は、それぞれ大き くことなるものとなっている。

現在、天満農業水利組合の運営は、用水権や用水施設の共同所有者であり共同利用者である農家を中心に、伝統的な集団編成原理や伝統的村落の集団性を維持しながらおこなわれている。けれども、農業従事者の高齢化、農地の宅地化による離農が今後さらに進んでいくことをかんがえると、用水管理事業においては、非農家世帯や共同所有者ではない世帯との関係をどのように形成していくかが、これからの大きな課題になってくるとおもわれる。天満自治会の役員のあいだには、自治会のなかにあらたに水利関係の問題を担当する役員を置こうという意見もあるが、いまのところ水利組合長と自治会長との話し合いがあるだけで、とくに問題は生じていない。けれども、このまま農業の衰退が進んでいけば、両者の関係を問い直さねばならないときがやってくるであろう。こうした地域の将来をみとおすならば、非農家世帯や転入世帯をふくみこんだ居住世帯全体が、生活者として用水施設の管理にひろくかかわっていけるような仕組みの充実がめざされねばならないとお

- 1) 「混住化」の定義にあたっては、徳野貞雄による定義を参照した [徳野貞雄 19 88]。
- 2) この用語が行政用語として定着するのは『昭和四八年度農業白書』で用いられてからであるが、『昭和四六年度農業白書』にはすでに「地域社会としての農村が農家と非農家の混住社会化することは、農業生産に関する地域社会としての意志統一や農家集団等の組織的活動を著しく困難化している」との指摘がみられる。
- 3) この調査は、神戸大学助教授藤井勝氏の主宰による兵庫県姫路市天満地区における地域社会調査の一環としておこなったものである。このなかで、筆者は、組・同行(どうぎょう)、用水管理組織など、当該地域の伝統的社会集団にかんする調査を担当した。なお、アンケート調査は留置方式でおこない、天満自治会3区の全世帯を対象として、各世帯の世帯主に記入を依頼した。その結果、279世帯のうち255世帯(91.4%)から回答を得ることができた。
- 4) ここでは、戦前より天満に居住する世帯、およびその分家を地元層、戦後に移り住んできた世帯を転入層と区分したい。地元層と転入層をこのように区分した理由は、①明治期~戦前に転入した世帯はごく少数であること、②水利組合の加入資格が同様に規定されており、戦前に転入してきた世帯も当該地域では地元層として認知されているとかんがえられること、③アンケート調査を集計した結果、戦前に転入してきた世帯の属性や意識は、みずからを村の草分けとする家やその家からの分家とほぼ同様の傾向を示していること、以上3点である。
- 5) この出屋敷が、天満でもっとも古い集落である。
- 6) ききとりによると、近世から明治10年頃までは、「東」、「中」、「西」という地域区分が存在したということである。
- 7) 現在は、天満からの屋台は1台だけである。なお、村の中が「東」、「中」、「西」 に分れていた時期には、屋台はそれぞれから1台ずつ、計3台出ていた。
- 8) 「東」、「中」、「西」の地域区分のあった時期には、村のなかには3つの神社があった。
- 9) 農区はおもに農協の下部組織として機能している。
- 10) ただし、水利にかんする旧部落有財産にたいする権利を手放すことによるデメリットは、具体的なかたちで意識されているわけではない。「もし、将来、なんらかの事情で水利の財産からの恩恵を享受できるようなことがあったときに困る」という程度の認識である。かりに、水利組合が不動産の売却など、なんらかの事情で莫大な利益を得ることがあったとしても、それを組合員に直接配分するということは、ありえないとかんがえてよいだろう。地元層のあいだにおいても、水利にかんする旧部落有財産の共同所有権をもつことのメリットとデメリットは、あいまいなままなのである。
- 11) 規約では「世帯」にたいして加入資格を認めるという表現がとられているが、加入 資格をもつ家からの分家の世帯主も有資格者とされているので、加入資格は「家」に たいして認められていると解釈すべきであろう。
- 12) したがって、昭和20年以前に天満に転入した世帯は、水利組合への加入資格をもっている。これは、地域社会がかれらを新しく「地元層」と認知したこととして注目したい。
- 13) 自治会の溝掃除は、4月中旬の日曜日におこなわれる。参加者は男性が中心である。
- 14) 欠席して罰金を払う世帯は、1回につき10世帯ほど(計約5万円)ということである。5組の活動費は、この罰金だけでまかなわれている。なお、1~4組では、参

加状況が良いため、欠席者にたいする罰金はない。

終章 総括

「水」は水稲作に欠くことのできない生産手段であるが、それは、個々の経営体への分割がむずかしく、私的所有になじまない。そこで、この「水」という地域資源を共同で管理していくために、用水管理組織が形成される。本稿の課題は、日本村落社会における用水管理組織を対象として、その組織原理の歴史的変遷を解明することであった。日本村落社会における共同性のあり方について、用水管理という側面から考察を試みたのである。

このような本稿の課題設定は、1950年代の「村落共同体」論と鈴木栄太郎の「自然 村|論の強い影響のもとに生まれた余田博通「溝掛かり|論についての批判的再検討のう えに立脚している。「溝掛かり」論は、社会学における水利研究としてはもっとも代表的 なものであり、日本村落社会における「水利の共同」のもつ意味の重要性にもかかわらず、 社会学の分野において水利についての研究がきわめて少ないなかで、大変貴重な業績であ る。しかし、「溝掛かり」論は、耕地の分散占取形態のみから水利の共同性を基礎づけ、 それを村落結合の基底に据えるという「所有論的共同体論」としての限界をもつものであっ た。また、「自然村」論の継承にあたって、水利の共同性を一村落内で完結的にとらえる 傾向も生じた。「溝掛かり」論においては、村落内部における耕地の分散占取形態という 非常に狭い事項のみに関心が注がれ、用水を媒介として人々のあいだに形成される多様な 社会関係(所有関係もモノを介した人と人との関係という意味でこれにふくまれる)が見 過ごされてしまったのである。その結果、「溝掛かり」論においては、用水管理をめぐる 権利主体や、それが地域的対抗関係、あるいはそれぞれの時代の為政者や権力との関係と いった対外関係のなかで共同管理を展開していく姿があらわれてこなかった。そこで、用 水管理組織について、用水の所有・利用・管理をめぐる「権利主体」像に注目しつつその 組織原理の歴史的変遷を解明するという課題の設定に至ったのである。

課題の検討にあたっては、地域社会の基本的性格を地域共同管理組織であるとする中田実「地域共同管理」論、そのうちとくに地域住民自治組織についての地域共同管理主体としての成熟段階にかんする議論を敷衍し、分析の枠組とした。すなわち、用水管理組織における用水管理主体の変遷を、土地についての関係のあり方を軸に、①共同体型管理、②土地所有者支配型管理、③生産者管理、④生産者+生活者管理の4つの段階としてとらえていくことにした。ただし、本稿での検討の対象は、地域住民自治組織ではなく、用水管理組織であるので、用水管理をおこなううえで不可欠な用水と用水施設についての関係のあり方をもうひとつの軸として設定し、分析をおこなっていくことにした。

以上の課題と方法にもとづき、本稿では、兵庫県の溜池灌漑地帯の村落を対象として、事例研究をおこなった。①共同体型管理から②土地所有者支配型管理を経て③生産者管理にいたるまでの展開過程については、兵庫県加古郡稲美町国岡の事例をとおして、③生産者管理から④生産者+生活者管理への展開にかかわる諸問題については、兵庫県姫路市大津区天満の事例をとおして検討した。

国岡は、17世紀に新開村として開発された村落であり、用水の獲得をめぐる争いが激しい地域にあったことから、外部政治権力の関与や利用なしには、水利秩序の形成や変更、日常の維持運営が困難であり、共同体型用水管理は、藩政村と強くむすびついたかたちで形成された。そして、この用水管理秩序は、近代以降の用水管理のあり方を濃厚に規定し

ていくことになった。

近代以降、国岡の用水管理は、旧近世村を末端用水管理組織として展開されていった。近世村国岡新村として整備されてきた共同用水権とそれにもとづく用水施設や、周辺村落とのあいだの対外的用水管理秩序、組織内部での用水管理方式などは、ほとんどそのままのかたちで継承されていった。こうして、国岡の用水管理組織は、つねに国岡の村落社会と深く結びつき、村落構成員中心の秩序をたもちつづけることになった。

こうした近世的用水管理秩序の枠組をたもちつつ、近代以降の社会変動のなかで、国岡の用水管理組織は、変容を遂げていった。対外的には、より広域の灌漑水系のなかにみずからを位置づけるようになり、組織内部でも、村落機構との分離を段階的に進めつつ、機能集団としての組織的整備が進められていった。その過程で、用水管理組織の組織原理は、所有者支配型管理から生産者管理へと、大きく転換していった。

地租改正によって土地の私的所有権が確立すると、土地所有者支配型管理の確立が進んだ。そのメンバーシップは土地所有者に限られ、土地をもたない農民は用水管理から排除された。用水管理組織の役員には、部落内のおもだった地主が継続して選出されるようになり、地主代表制というべき構成がとられるようになった。そのリーダーは、近代初頭には、元庄屋家の系譜を引く「家格型地主」が村政全般をあずかる「国岡総代」としてその地位を独占したのであるが、大正末期の用水管理組織と村落機構との分離後にはその独占的優位はくずれた。さらに昭和初期には水利委員長と国岡総代が分離し、村役両頭制が成立し、昭和10年代に、「家格型地主」にかわって、会社経営を手がけつつ土地を集積した「実業家型地主」が用水管理組織のリーダーとしてあらわれるようになった。

そして、戦後の農地改革により地主制が解体され、耕作者主義にたつ土地改良法が制定されると、用水管理組織の組織原理は、生産者管理へと転換した。用水管理組織のメンバーシップは実際の用水利用者である耕作者に開かれ、地主による用水管理組織の支配は薄れていった。役員は、ごく平均的な自作農によって占められるようになり、また、リーダーについても、土地所有面積の大小によるのではなく、農業にかんする知識の深さや組織運営の手腕がその適性として評価されるようになり、「実務型自作農」が選出されるようになった。離農・兼業化が進み、農業従事者の高齢化が問題とされるようになった近年では、役員層の人材確保が問題となっている。

天満の事例は、高度経済成長以降、都市周辺の村落において広くみられる「混住化」現象の進展のなかでの用水管理組織の存在形態について検討したものである。そこでは、生産者型管理から生産者+生活者型管理への展開の問題だけでなく、用水と用水施設についての共同所有・共同利用・共同管理をどのようなかたちで形成していくかという、あらたな問題が登場している。

高度成長期以前の天満では、用水管理は自治会組織によってになわれていた。居住世帯の大半は定住の意思をそなえた農家(生産者)であり、かれらは自治会の構成員(世帯)として、用水と用水施設をともに所有し、利用し、管理していた。けれども、村落外から非農家世帯が大量に流入し、内部でも離農が進むと、従来の自治会組織による用水管理は見直されざるをえなくなった。共同所有・共同利用・共同管理の3者の関係が問い直されることになったのである。

混住化の進展にともなう地域集団の再編成にあたって、用水管理の機能は自治会から切

り離され、かわって天満農業水利組合が設立されることになった。これにともない、用水と用水施設についての共同所有者は終戦以前からの村落構成員(地元層)に限られ、この共同所有者としての資格を基礎に水利組合員としてのメンバーシップが規定された。また、水路などの用水施設の共同利用についても、生産にかかわる共同利用と生活にかかわる共同利用とでその主体が異なるようになり、生産にかかわる共同利用にたいして生活にかかわる共同利用の占める比重が拡大してきた。こうして、(a)共同所有、(b)生産にかかわる共同利用、(c)生活にかかわる共同利用は、(a)地元層、(b)農家、(c)全居住世帯へとそれぞれその主体を分化させるにいたった。そこで、共同所有、生産にかかわる共同利用、生活にかかわる共同利用のそれぞれに応じた管理が必要とされることになり、水利組合は自治会と協力しつつ、これらの多様な管理機能をになっていくことになった。

国岡と天満における事例研究から共通してみえてくるのは、用水管理組織の組織原理の根底に、じつは(耕地ではなく)用水と用水施設の「所有」の問題があったということである。これらの事例では、ともに、用水と用水施設の共同所有は、旧近世村を継承する部落あるいは村落社会の構成員としてのメンバーシップと結びついたかたちで存在していた。国岡においては、たとえ国岡の用水管理組織の灌漑区域内において耕地を所有していても、あるいは耕作していても、村落構成員としてのメンバーシップが得られないかぎり、用水管理への全面的参加はさまたげられていた。国岡における昭和51年(1976)の新規参入者にたいする共同所有および共同管理からの排除の決定や、昭和56年(1981)に誕生した天満農業水利組合に、水利関係財産を管理する目的で非農家が加盟していることなどに、このことは象徴的にあらわれている。

水自体を直接管理することは不可能である。そこで用水管理組織は、用水施設という器を媒介として、社会的に承認された共同用水権のもとに、用水管理をおこなうのであるが、その共同管理の権利主体となるためには、これらの用水と用水施設の共同所有者であるということが潜在的条件としてつねに前提とされていた。用水管理組織は、それがもつ用水と用水施設についての「共同所有」と強く結びついたかたちで展開されてきたのである。そして、地域社会における非農家世帯の増加により用水と用水施設についての共同所有と共同利用の権利主体が複雑に分化した現在、これに応じてその管理主体や管理の内容も分化し、「共同利用」にもとづく管理の必要性も認められはじめている。

「共同所有」と結びついて展開されてきた用水管理は、用水や用水施設の共同所有者となりえない人々――村落内に居住していない人や新規参入者など――をその運営から排除してきたともいえる。しかし、共同所有者たちこそが、地域における生産活動に欠くことのできない用水を、多くの場合、無償に近い労働によって献身的に確保し、同時に水路などの生活環境整備の中心的担い手となってきたのである。かれらの働きを支えてきたのは、共同所有者としての資格に裏付けられた地域社会形成主体としての責任感であろう。共同用水権は、何世紀にもわたって、周辺地域との共同と対抗のなかで、まさに命がけで今に伝えられたものである。その地域社会にとってきわめて重要な財産である共同用水権を維持・管理していくうえで、共同所有者であるということは積極的な意味をもつものとして評価したい。そして、このような共同所有と結びついた共同用水権の役割の積極性を評価しつつ、それを越えた地域的共同利用権を形成していくことが必要である。地域社会の構成員が多様化した現在、地域資源としての用水を共同管理していくためには、このような

重層的構造が必要とされるのではないだろうか。

参考文献

- 秋津元輝、1986、「村落における合意形成の基準――農業水利と村落との関連の側面 から――」、『ソシオロジ』第31巻2号
- 安孫子麟、1965、「明治以降に関する共同体論」、中村吉治教授還曆記念論集刊行会編『共同体の史的考察』、日本評論社
- 蘭信三、1982、「村落研究における共同体論的アプローチ」、『ソシオロジ』第26 巻3号
- 池上甲一、1989、「農業水利構造と土地利用に関する社会経済的研究―― 稲作と畑作の比較を中心として―― (博士論文・京都大学)」
- ---- 、1991、『日本の水と農業』、学陽書房
- 岩本由輝、1978、『柳田國男の共同体論 共同体論をめぐる思想的状況 』、御茶の水書房
- 岩本由輝、1994、「日本史学における村落研究——関係論的共同体論の展開——」、 日本村落研究学会編『年報 村落社会研究』第30集、農山漁村文化協会 稲美町、1982、『稲美町史』
- 大内雅利、高田滋、1978、「近郊農村における地域社会の変貌」、村落社会研究会編 『村落社会研究』第14集
- 淡河川山田川土地改良区、1990、『淡河川山田川疎水百年史』
- 大竹秀男、1951、「近世水利訴訟法における「内済」の原則」、『法制史研究』1 大塚久雄、1970 (初出1955)、『共同体の基礎理論』、岩波書店
- 奥田道大、1983、「混住地域におけるコミュニティ形成の課題」、『都市コミュニティの理論』、東京大学出版会
- 戒能通孝 1943、『入会の研究』、日本評論社
- 柿崎京一、1964、「水利秩序と村落」、東京教育大学文学部紀要『社会科学論集』11柿崎京一、1978、「村落統合と水利組織――香川県における溜池灌漑村落の事例――」、渡辺兵力編『農業集落論』、龍渓書舎
- 嘉田由紀子、1986、「環境史と日常生活論― 地域社会学から環境問題への新接近― 」、『社会学評論』第37巻第3号
- ── 、1991、「環境管理主体としての村落組織とその変容── 琵琶湖岸の村の百年の歴史から── 」、村落社会研究会編『村落社会研究』第27集、農山漁村文化協会
- 金沢夏樹、1954、『稲作の経済構造』、東京大学出版会
- 川島武宜 1959、『近代社会と法』、岩波書店
- 北原淳、1993、「共同体理論再考:共同体再評価論を手がかりに」、秋元英一・廣田功・藤井隆至編『市場と地域:歴史の視点から』、日本経済評論社
- ── 、1996、『共同体の思想── 村落開発理論の比較社会学──』、世界思想社

- 喜多村俊夫、1950、『日本灌漑水利慣行の史的研究 総論編』、岩波書店 小谷汪之、1979、『マルクスとアジア:アジア的生産様式論争批判』、青木書店 ― 、1982、『共同体と近代』、青木書店 ── 、1985、『歴史の方法について』、東京大学出版会 小林和美、1992、「水利共同管理の展開と藩権力――新開村における水利権の確保を めぐって――」、神戸大学社会学研究会『社会学雑誌』第9号 ── 、1994、「混住化と伝統的社会集団── 兵庫県姫路市天満地区の事例── 」、 社会学研究会『ソシオロジ』第119号 ── 、1994、「近世的水利組織と近現代── 兵庫県加古郡稲美町国岡の事例── 」、神戸大学社会学研究会『社会学雑誌』第11号 ── 、1995、「農業水利研究への社会構造論的アプローチ── 余田博通「溝掛か り | 論の学説史的検討── | 、神戸大学社会学研究会『社会学雑誌』第12号 志村博康編、1992、『水利の風土性と近代化』、東京大学出版会 鈴木栄太郎、1968(初出1940)、『鈴木栄太郎著作集Ⅰ 日本農村社会学原理 上』、未来社 ──── 、 1 9 7 7 (初出 1 9 4 8)、『鈴木栄太郎著作集 WI 社会調査』、未来社 鈴木広、1962、「日本農業村落の論理構造と構造論理―― 余田教授の近著をよむ― |、『社会学評論』47・48号 住谷一彦、1953、「村落共同体と用水強制――農村共同体研究についての覚書――」、
- 高山隆三、1988、「土地と村落―― 混住化地域のコミュニティの現状――」、村落社会研究会編『村落社会研究』第24集
- 宝塚市、1977、『宝塚市史 第三巻』

『社会学評論』11号

- —— 、1979、『宝塚市史 第六巻 史料編Ⅲ』
- 竹安栄子、1985、「農業集落の共同体性—— 水利を中心に——」、『村落社会—— 構造と変動—— 』、余田博道博士追悼論文刊行会
- 立川雅司、1987、「混住化社会における「地域共同管理」」、『農業経営通信』15 2
- 玉城哲、1976、(初出1975)、「柳田国男の農業水利論」、『風土の経済学』、 新評論社
- 玉城哲・旗手勲・今村奈良臣編、1984、『水利の社会構造』、東京大学出版会
- 田村善太、1991、『海岸村の変遷と成立―― 播磨国福井荘天満村の歴史――』、しん こう出版
- 徳野貞雄、1987、「ニュータウン開発にともなう混住化社会の地域組織形態と地域紛争」、山口大学『文學會志』第38巻
- 友杉孝、1980、『溜池と社会形成』、国際連合大学

- 鳥越皓之・嘉田由紀子編著、1984、『水と人の環境史』、御茶の水書房
- 鳥越皓之、1986、「日常生活のなかの環境問題」、『社会学評論』第37巻第1号
- ----、1989、『環境問題の社会理論』、御茶の水書房
- 中田薫、1938 (初出1920)、「江戸時代に於ける村の人格」、『法制史論集第二巻 物権法』、岩波書店
- 中田実、1980、「都市内農業と非農家――家庭排水問題を中心に――」、農業研究会編『都市と農村――農業への学際的提言2――』、大成出版社
- ----、1986、「概説 日本の社会学 農村」、『リーディングス日本の社会学6: 農村』、東京大学出版会
- ----、1990、「コミュニティと地域の共同管理」、『町内会と地域集団』、ミネルヴァ書房
- --- 、1993、『地域共同管理の社会学』、東信堂
- 、1995、『地域共同管理の類型と展開過程に関する総合的研究(平成六年度科学研究費補助金研究成果報告書)』
- 永田恵十郎、1971、『日本農業の水利構造』、岩波書店
- 中村吉治、1956、『村落構造の史的分析―― 岩手県煙山村――』、日本評論新社
- ── 、1977(初出一九五六)、「村落共同体」、村落社会研究会編『村落社会研究(復刻版) 第Ⅲ輯 村落共同体の構造分析』、御茶の水書房
- 二宮哲雄・中藤康俊・橋本和幸編著、1985、『混住化社会とコミュニティ』、御茶の 水書房
- 入ヶ池郷土地改良区、1988、『入ヶ池郷土地改良区誌』
- 農業水利問題研究会、1961、『農業水利秩序の研究』、御茶の水書房
- 農林省図書館編、1967、『農林文献解題 農業水利篇』、日本農業文庫
- 蓮見音彦、1987、「行政村としての自然村」、『現代世界の地域社会』、有信堂
- 長谷川善計他、1991、『日本社会の基層構造――家・同族・村落の研究――』、法律 文化社
- 旗手勲、1977、『土地改良百年史』、平凡社
- --- 、1980、『淡河川・山田川疎水の成立過程』、国際連合大学
- 服部一馬、1955、「農業水利における共同体規制—— 地主制の一要因として——」、 『一橋論叢』第33巻2号
- 馬場昭、1965、『水利事業の展開と地主制』、御茶の水書房
- 原秀禎、1988、「地理学における農業水利研究の系譜―― 日本における研究例――」、 『大阪商業大学論集』第82・83合併号
- 姫路市史編集専門委員会編、1991、『姫路市史 第三巻』、姫路市
- 福田アジオ、1990、「近世村落の景観と社会組織――近世史料としての現代――」、 『歴史と地理』第424号

- 福武直、1977 (初出1956)、「現代日本における村落共同体の存在形態」、村落社会研究会編『村落社会研究(復刻版)第Ⅲ輯 村落共同体の構造分析』、御茶の水書房
- 船橋和夫、1977、「湖西農村における水利と葬礼の共同組織―― 滋賀県安曇川町三重 生の事例―― | 、『ソシオロジ』第22巻1号
- 古島敏雄、1953、「農業水利支配・山林所有と地主制」、『日本資本主義講座 第五 巻』、岩波書店
- 1954、「水利支配と農業・農村社会関係」、近藤他編『農地改革 農村問題講座第一巻』、河出書房
- 堀内義隆、1955、「奈良盆地に於ける水利慣行と村落構造」、『人文地理』第6巻6 号
- マルクス・K(手島正毅訳)、1963、『資本主義に先行する諸形態』、大月書店
- 水津一朗 1976 『ヨーロッパ村落研究』、地人書房
- 水林彪、1987、『封建制の再編と日本的社会の確立』、山川出版社
- 森実、1990、『水の法と社会』、法政大学出版局
- 安井正巳、1967、「水利問題とその理論」、農林省図書館編『農林文献解題 農業水利篇』、日本農業文庫
- 柳田國男、1907、「農業用水ニ就テ」、『法学新報』第17巻1号(a)、2号(b)
- 山本起世子、1991、「伝統的自治組織と混住化—— 旧寺田村——」、『混住化への地域対応に関する研究』(立命館大学人文科学研究所紀要50)
- 余田博通、1956、「農村社会構造の分析──宝塚市安倉部落について──」『関西学院社会学』第二輯
- ──── 、1961、『農業村落社会の論理構造』、弘文堂

- ----、1975、「水とむら」、『ソシオロジ』第20巻2号
- 渡辺洋三、1954、『農業水利権の研究』、東京大学出版会

国岡土地改良区所蔵文書目録

| : No. : | 表題 | : 年 <i></i> | :西暦: | : 様式 | :数: |
|---------|-------------------------|----------------|------|----------|---------|
| | [江戸時代] | | | | |
| | [水利関係] | | | | |
| 1 | 入ケ池上水立合い証文 | 寛文11年6月 | 1671 | 一枚 | 1 |
| 2 | 入ケ池上水立合い証文(写し) | 寛文11年6月 | 1671 | 一枚 | 1 |
| 3 | 大溝分水契約書 | 寛文12年 | 1672 | 一枚 | 1 |
| 4 | 入ケ池拡張につき野寺山村の田地切替証文 | 寬文13年6月 | 1673 | 一枚 | 1 |
| 5 | 入ケ池水たまり分石きめ証文 | 延宝3年2月 | 1675 | 一枚 | 1 |
| 6 | 入ケ池水たまり分石きめ証文 | 延宝3年2月 | 1675 | 一枚 | 1 |
| 7 | 琴池中堤普請差止め訴訟 | 享保5年12月 | 1720 | 袋入1枚 | 1 |
| 8 | 神出山西新村新池築造につき取払訴訟の訴状 | 享保12年5月 | 1727 | 袋入1枚 | 1 |
| | の写 | | | | |
| 9 | 入ケ池関係文書の切片 | 宝暦12年3月 | 1762 | 切片 | 1 |
| 10 | 入ケ池水論内済願 | 宝暦13年6月 | 1763 | 一枚 | 1 |
| 11 | 入ケ池水論訴状 | 宝暦13年7月 | 1763 | 袋入1枚 | 1 |
| 12 | 入ケ池関係文書 | 宝暦13年7月 | 1763 | 二枚 | 1 |
| 13 | 入ケ池水論内済についての口上書 | 宝暦13年8月 | 1763 | 一枚 | 1 |
| 14 | No. 13と同内容 | 宝暦13年8月 | 1763 | 一枚 | 1 |
| 15 | 入ケ池水論内済書 | 宝暦13年8月 | 1763 | 一枚 | 1 |
| 16 | 入ケ池水論内済証文 | 宝暦14年正月 | 1764 | 一枚 | 1 |
| 17 | 草谷川川口水論内済取なし書 | 明和2年4月 | 1765 | 袋入2枚 | 1 |
| 18 | 草谷川川口水論内済書 | 明和3年6月 | 1766 | 一枚 | 1 |
| 19 | 新池築造願書 | 安永6年 | 1777 | 一枚 | 1 |
| 20 | 乍恐差上申願書之事 | 文化元年4月 | 1804 | 一枚 | 1 |
| 21 | 草谷川川口水論訴状 | 文化元年5月 | 1804 | 袋入2枚 | 1 |
| 22 | 草谷川川口水論訴状 | 文化4年5月 | 1807 | 袋入3枚 | 1 |
| 23 | 川口一件控 | 文化4年5月 | 1807 | 仮綴 | 1 |
| 24 | 草谷川川口水論訴状(No.23に同一文書あり) | 文化4年7月 | 1807 | 袋入3枚 | 1 |
| 25 | 草谷川川口水論訴状(No.23に同一文書あり) | 文化5年5月 | 1808 | 袋入3枚 | 1 |
| 26 | 勝成村新池築造反対訴訟 | 文化5年9月 | 1808 | 袋入2枚 | 1 |
| 27 | 勝成村新池築造反対訴訟 | 文化5年10月 | 1808 | 一枚 | 1 |
| 28 | 勝成村新池築造反対訴訟 | 文化7年3月 | 1810 | 袋入2枚 | 1 |
| 29 | 草谷川水論について庄屋への口上書 | 文化8年 | | | 1 |
| 30 | 草谷川水論願書 | 文化13年4月 | 1816 | 一枚 | 1 |
| 31 | 旱魃につき嘆願書 | 文政元年 | 1818 | 袋入3枚 | 1 |
| 32 | 琴池中堤関係文書 | 文政7年正月 | 1824 | 六枚 | 1 |
| 33 | 奉指上願書之事 | 天保10年2月 | | | 1 |
| 34 | 中堤について | 天保14年正月 | | | 1 |
| 35 | 口上書 | 不明 | | 袋入1枚 | 1 |
| 36 | 入ケ池水論訴状 | 不明 | 1868 | | 1 |
| | 乍恐差上申御歎キ書之事 | 不明 | | 袋入2枚 | 1 |
| 38 | 差上申御請□之事 | 不明 | 1868 | | 1 |

| : No. | 表題 表題 | : 年 | :西暦: | 様式 | :数: |
|-------|---|-------------|----------|-------------------------|-------|
| 39 | | 慶長19年2月 | 1614 | 一枚 | 1 |
| 40 | | | 1761 | | 1 |
| | 差上申口上書之事 | 文化4年5月 | | | 1 |
| | 奉指上願書之事 | 天保15年11月 | | | 1 |
| 43 | | 弘化2年正月 | | | 1 |
| | ~ 乍恐奉指上歎願書之事 | 弘化2年3月 | | ** * | 1 |
| | 作恐御向難出之事 | 弘化5年2月 | | | 1 |
| | 定 | 嘉永3年5月 | | | 1 |
| | [検地帳他] | | | | |
| | 72 2 7 7 2 7 1 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | 寛文13年3月 | | | 1 |
| | 加古郡大野組国岡新村辰年明新田畑検地帳 | 延宝4年3月 | | | 1 |
| 49 | 加古郡国岡新村新田改帳 | 延宝7年5月 | | | 1 |
| 50 | 加古郡国岡新村新田畑検地帳 | 天和3年9月 | 1683 | 仮綴 | 1 |
| 51 | 加古郡国岡新村新田畑検地帳 紙数5枚 | 貞享2年8月 | 1685 | 仮綴 | 1 |
| 52 | 加古郡国岡新村新田畑検地帳 | 元禄2年9月 | 1689 | 仮綴 | 1 |
| 53 | 加古郡中村組国岡新村新畑検地帳 | 元禄 9 年10月 | 1696 | 仮綴 | 1 |
| 54 | 播磨国加古郡之内國岡新村藪新開畑検地帳 | 文化8年4月 | 1811 | 仮綴 | 1 |
| 55 | 新田畑高反別名集帳 | 文政元年6月 | 1818 | 仮綴 | 1 |
| 56 | 田畑高反別小前名集帳 二番 | 文政元年6月 | 1818 | 仮綴 | 1 |
| 57 | 池および樋などについての明細帳 | 元禄か? | 1688 | 仮綴 | 1 |
| 58 | 明細帳 | 寛保2年 | 1742 | | 1 |
| 5 9 | 明細帳 | 寛延3年3月 | 1750 | 仮綴 | 1 |
| 60 | 明細帳 | 寬延3年7月 | 1750 | 仮綴 | 1 |
| 61 | 指樋掛樋書上ケ帳 | 宝暦2年 | 1752 | 仮綴 | 1 |
| 6 2 | 明細帳控 | 宝暦14年4月 | 1764 | 仮綴 | 1 |
| | [地図] | Total a boo | | 17. | |
| | 地図 | 延宝8年 | | | 1 |
| | 地図 | 寛延2年4月 | | | 1 |
| 65 | 地図 | 不明 | 1868 | 一枚 | 1 |
| | [明治から土地改良区改編まで] | | | | |
| 0.0 | [淡山疎水・蛸草関係他] 淡河川疎水ノ為メ水利ニ関スル契約為取換證 | 明海24年 0 月 | 1001 | 后级 | 1 |
| | | 明治24年9月 | | | 1 |
| | 淡山水路契約の証文 | 明治24年9月 | | | 1 |
| | 淡山水路契約の証文 蛸草内水路新築関係書類(延長275間6分) | | | | 1 |
| | | 明治27年11月 | | | 1 |
| | 蛸草内水路契約の証文 | 明治37年前後 | | | 1 |
| | A7 W114 = 1 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + | | | | 1 |
| 72 | 五軒屋より入る水代を北山え供与する契約書 (水米贈与契約證) | 四和工 十14月 | 1970 | ⁻ 代 人 | 1 |
| 73 | 国岡と五軒屋との契約書 | 大正15年8月 | 1926 | 仮綴 | 1 |

| | : No. : | 表題 | : 年 | :西曆 | : 様式 | :数: |
|---|---------|-------------------------------------|----------------|------|-------|---------|
| | 74 | 疎水支線路新設略図 | 昭和4年 | 1929 | 一枚 | 1 |
| | 75 | 練部屋疎水線路浚渫人足帳 | 昭和7年9月 | 1932 | 仮綴 | 1 |
| | 76 | 水代領収証 | 昭和8年 | 1933 | 仮綴 | 1 |
| | 77 | 疎水支線路浚渫帖 | 昭和12年9月 | 1937 | 仮綴 | 1 |
| | 78 | 証 (水代米領収証) | 昭和13年1月 | 1938 | 一枚 | 1 |
| | 79 | 昭和二十一年度兵庫県淡河川山田川普通水利組合歳入歳出第五回追加更正豫算 | 昭和22年1月 | 1947 | 仮綴 | 1 |
| | 0.0 | | 叨€□96年7月 | 1051 | 原奴 | 1 |
| | | 昭和二十六年度第一回臨時組合会議案 昭和二十六年度第弐回臨時組合会議案 | 昭和26年7月昭和27年1月 | | | 1 |
| | 01 | | MILMON 1 - 24 | 1002 | 12.12 | |
| | 0.2 | [大溝関係] 分石下溝浚人足帳 | 大正4年10月 | 1015 | 后级 | 1 |
| | | | 大正5年9月 | | | 1 |
| | | 風呂谷流溝浚人足帳 却 4 4.表 | 大正10年4月 | | 7人 70 | 1 |
| | | 契約書 | 大正10年4月 | | 压纫 | |
| | | 草谷川溝浚人足控 | | | | 1 |
| , | | 風呂谷浚渫人足控并ニ川口堰キ上ゲ人足控 | 大正14年9月 | | | 1 |
| | | 廣沢分石上溝浚人足帳 | 大正14年5月 | | | 1 |
| | | 国岡加古新両村ニ係ル訴訟并ニ公証綴 | 大正14年15年 | | | 1 |
| | 89 | 國岡加古新両村ト八ケ郷ニ対スル訴訟ニ付承 諾証并ニ委任証綴 | 大止14年 | 1925 | 仮綴 | 1 |
| | 90 | 係争廣谷河沿革誌 | 大正15年5月 | 1926 | 仮綴 | 1 |
| | 91 | 風呂ノ谷浚渫人足控 | 大正15年9月 | 1926 | 仮綴 | 1 |
| | 92 | 準備書面 | 昭和2年9月 | 1927 | 仮綴 | 1 |
| | 93 | 国岡加古新両村ニ係ル訴訟并ニ公証綴 | 昭和2年度 | 1927 | 仮綴 | 1 |
| | | 大溝ニ関スル訴訟書類 | 昭和3年度 | 1928 | 仮綴 | 1 |
| | | 判決 | 昭和4年3月 | | | 1 |
| | | 承諾書 (大溝訴訟関係) | 昭和4年5月 | | | 1 |
| | | 和解條件 | 昭和4年カ | | | 1 |
| | | 委任状 | 昭和4年 | | | 1 |
| | | 和解條項申出書 | 昭和4年カ | | | 1 |
| | | 証明願 | 昭和4年11月 | | | 1 |
| | | 国岡加古新両村ト八ケ郷間ニ於ケル訴訟ニ付 | | | | 1 |
| | 101 | 承諾書(出作分) | *P1H * + 0 \1 | 1020 | 120 | 1 |
| | 102 | 陳情書 | 昭和4年10月 | 1929 | 仮綴 | 1 |
| | 103 | 大溝問題ニ就テ | 昭和5年カ | 1930 | 仮綴 | 1 |
| | 104 | 和解條件説明書 | 昭和5年9月 | 1930 | 仮綴 | 1 |
| | 105 | 和解期日通知 | 昭和5年7月 | 1930 | 一枚 | 1 |
| | 106 | 証拠調期日調書 | 昭和5年3月 | 1930 | 仮綴 | 1 |
| | 107 | 昭和四年第八二号水利妨害排除請求事件の準 備書面 | 昭和5年 | 1930 | 仮綴 | 2 |
| | 108 | 昭和4年第82号水利権妨害排除事件鑑定書 | 昭和7年 | 1932 | 仮綴 | 1 |
| | | 甲第廿四号証ノ認否ト説明書 | 昭和9年10月 | | | 1 |
| | | 口頭弁論調書 | 昭和10年7月 | | | 1 |
| | 110 | 山斑汀珊诃官 | натиту 🕂 / Д | 1900 | 八小八 | 1 |

| : No. | : 表題 | : 年 | :西暦 | : 様式 | :数: |
|-------|---------------------------------|----------------|------|---------|-----|
| 111 | | 昭和10年7月 | 1935 | 仮綴 | 1 |
| 112 | 大溝事件和解成立報告ノ件 | 昭和10年12月 | 1935 | 仮綴 | 1 |
| | 訊問事項書 | 昭和10年カ | 1935 | 仮綴 | 1 |
| | 検証調書 | 昭和11年4月 | 1936 | 仮綴 | 1 |
| | 大溝浚渫人足帳 | 昭和12年9月 | 1937 | 仮綴 | 1 |
| | 大溝浚渫人足帳 | 昭和22年9月 | 1947 | 仮綴 | 1 |
| | 大溝浚渫人足帳 | 昭和23年8月 | | | 1 |
| | 廣谷河原田井の溝符金の件 | 昭和25年5月 | | | 1 |
| | 大溝浚渫人足帳 | 昭和25年8月 | | | 1 |
| | 契約書(溝符金関係) | 昭和25年5月 | | | 1 |
| | 大溝分岐点尺高に就て覚書 | 昭和25年 | | | 1 |
| | 大溝浚渫人足帳 | 昭和26年8月 | | | 1 |
| | 大溝浚渫人足帳 | 昭和29年8月 | | | 1 |
| | | 昭和32年4月 | | | 1 |
| 124 | 河原田井コンクリート人足 | 昭和32年4月 | 1901 | 1人权 | 1 |
| | [加古新村関係] | | | | |
| 125 | 国岡加古新両村ニ係ル公証綴 | 大正13年度 | 1924 | 仮綴 | 1 |
| 126 | 昭和三年次降加古新村トノ往復文書綴 | 昭和3年から | 1928 | 仮綴 | 1 |
| 127 | 加古國岡両村水利連帯費請求書 | 昭和23年 | 1948 | | 1 |
| 128 | 大溝分岐の件 | 昭和25年4月 | 1950 | 葉書 | 1 |
| | 加古國岡二ケ村割(昭和二十四年度分) | 昭和25年カ | 1950 | 二枚 | 1 |
| | 昭和31年度聯帯費請求書 | 昭和31年 | | | 1 |
| | 昭和32年度聯帯費請求書 | 昭和32年 | | | 1 |
| 101 | | , H (H) = 1 | | 123.122 | |
| | [溜池の維持管理関係] | | | | |
| 132 | 千波池護岸コンクリート工事帳 | 昭和5年8月 | 1930 | 仮綴 | 1 |
| | 千波池修繕工事見積書 | 昭和13年10月 | 1938 | 仮綴 | 1 |
| | 千波池混凝土諸控 | 昭和13年11月 | 1938 | 仮綴 | 1 |
| | 山城池敷地購入書類 | 明治31年 | 1898 | 封筒入 | 1 |
| | 山城池車踏人足控 | 明治43年8月 | | 仮綴 | 1 |
| | 山城池北樋水替諸費及水足帳 | 明治45年7月 | | | 1 |
| | 山城池堤防修繕費 | 昭和4年9月 | | | 1 |
| | 山城池、棒池修繕工事承諾書(出作分) | 昭和4年 | | | 1 |
| | 山城池堤防修繕帳 | 昭和9年9月 | | | 1 |
| | 権ノ池上測量図 | 大正11年5月 | | | 1 |
| | 愛宕池新築に関する書類 | 明治24年 | | | 1 |
| | 愛宕官林払下ニ係ル諸控 | 明治40年8月 | | | 1 |
| | 爱石自桥拉下一锅水桶在 | 大正2年12月 | | | 1 |
| | | 大正4年以後 | | | 1 |
| | 愛宕池新築ニ関スル支出其他諸費簿 | 大正4年以後 | | | 1 |
| 146 | 溜池新築ニ関スル収入簿 愛宕池新築ニ関スル支出其他諸費簿 | 大正4年1月 | | | 1 |
| | | | | | |

| | : No. : | 表題 | : 年 | :西曆: | 様式 | :数: |
|-------------|---------|----------------------|------------------|----------|------------|---------|
| , | 148 | 新築ニ関スル支出簿 | 大正4年1月 | 1915 化 | 页綴 | 1 |
| | | 新池ニ関スル控帳 | 大正 4 年12月 | 1915 (l | 页綴 | 1 |
| | | 愛宕山林開墾監督帳 | 大正4年4月 | 1915 (l | 页綴 | 1 |
| | 151 | 愛宕池並中樋溝潰地反別表 | 大正5年3月 | 1916 () | 又綴 | 1 |
| | 152 | 池敷及残地寄附人名簿 | 大正5年 | 1916 (l | 反綴 | 1 |
| | 153 | 愛宕池新築ニ関スル監督賃金及員数帳 | 大正 5 年 3 月 以後 | 1916 (l | 豆綴 | 1 |
| | 154 | 工事請負入札関係 | 大正5年 | 1916 化 | 反綴 | 1 |
| | 155 | 愛宕池ニ関スル諸日役簿 | 大正5年3月 | 1916 - | → ∰ | 1 |
| | 156 | 愛宕池支出豫算控 | 大正5年 | 1916 化 | 反綴 | 1 |
| | 157 | 愛宕池監督人足控 | 大正5年12月 | 1916 化 | 反綴 | 1 |
| | 158 | 愛宕池新築ニ関スル領収証綴 | 大正5年度 | 1916 (/ | 又綴 | 1 |
| | 159 | 新池ニ関スル諸日役簿(愛宕池) | 大正5年10月 | 1916 化 | 又綴 | 1 |
| | 160 | 新池入札保証金及人名簿 | 大正5年2月 | 1916 🖟 | 反綴 | 1 |
| | 161 | 買物帳 | 大正5年3月 | 1916 (l | 反綴 | 1 |
| , | 162 | 愛宕池新築ニ関スル監督費及ビ交渉費明細簿 | 大正5年10月 | 1916 似 | 又綴 | 1 |
| | | 愛宕池新築及旧池修繕費反別割協議決議書綴 | | | | 1 |
| | | 愛宕池新築重要書類綴 | 大正6年1月 | | 反綴 | 1 |
| | | 大正五年度愛宕池新築費残部額一時賦課帳 | 大正7年5月 | 1918 (A | 支級 | 1 |
| | 166 | 愛宕池新築費年賦掛込人名仮帳 | 大正8年1月 | 1919 (/ | 又級 | 1 |
| | | 借用證書(愛宕池工事資金) | 昭和23年10月 | 1948 - | -枚 | 1 |
| | 168 | 借用證書(愛宕池工事資金) | 昭和23年12月 | 1948 - | -枚 | 1 |
| | | 溝コンクリート工事帳 | 昭和6年4月 | 1931 (/ | 页綴 | 1 |
| | | 琴池樋修繕人夫並材料帳 | 昭和8年8月 | 1933 化 | 又綴 | 1 |
| | | 新池費用(昭和十二年度) | 昭和13年1月 | | | 1 |
| | | 昭和十三年度新池費用 | 昭和14年1月 | 1939 - | -枚 | 1 |
| | | 新池費(昭和十四年度) | 昭和15年1月 | | | 1 |
| | | 「規約・会議録他] | | | | |
| | 174 | 天満村国岡水利組合規約 | 大正~昭和初 | 1921 (| 豆 級 | 1 |
| | | 池守職務心得 | 大正~昭和初 | | | 1 |
| | | 入水役心得書 | 大正~昭和初 | | | 1 |
| | | 水利協議決定録 | 大正13年3月 | ,- | | 1 |
| | | 水利会同日誌 | 昭和2年6月 | | | 1 |
| | | 水利会々議録 | 昭和4年7月 | | | 1 |
| | | 水利会々議録 | 昭和5年1月 | | | 1 |
| | | 水利会同日誌 | 昭和6年2月 | | | 1 |
| | | [会計関係] | | | | |
| | 182 | 四拾年度水利費協議費収出決算報告 | 明治40年度 | 1908 化 | 反綴 | 1 |
| | 183 | 明治四十年度諸費収支 | 明治40年度 | 1908 化 | 反綴 | 1 |
| | 184 | 明治四拾壱年度収出決算報告 | 明治41年度 | 1909 化 | 反綴 | 1 |

| : No. : | 表題 | · 年 | :西暦 | · 様式 | :数: |
|---------|----------------------|----------|------|------------|-----|
| 185 | 明治四十二年度惣豫算 | 明治42年 | 1909 | 仮綴 | 1 |
| | 明治四拾弐年度収入及支払報告 | 明治42年度 | 1910 | 仮綴 | 1 |
| 187 | 明治四拾参年度収支豫算報告 | 明治44年1月 | 1911 | 仮綴 | 1 |
| 188 | 明治四拾参年度収支決算報告書 | 明治44年2月 | 1911 | 仮綴 | 1 |
| 189 | 明治四拾四年度収支豫算報告書 | 明治44年12月 | 1911 | 仮綴 | 1 |
| 190 | 明治四拾四年度収支決算報告書 | 明治45年3月 | 1912 | 仮綴 | 1 |
| 191 | 明治四拾四年度収支決算報告 | 明治45年3月 | 1912 | 仮綴 | 1 |
| 192 | 大正元年度収支決算報告書 | 大正2年2月 | 1913 | 仮綴 | 1 |
| 193 | 大正元年度収支豫算報告書 | 大正2年1月 | 1913 | 仮綴 | 1 |
| 194 | 大正弐年度収支決算報告書 | 大正3年2月 | 1914 | 仮綴 | 1 |
| 195 | 大正弐年度収支豫算報告書 | 大正3年1月 | 1914 | 仮綴 | 1 |
| 196 | 大正参年度収支豫算報告書 | 大正4年1月 | 1915 | 仮綴 | 1 |
| 197 | 大正四年度収支決算報告書 | 大正5年2月 | 1916 | 仮綴 | 1 |
| 198 | 大正四年度収支豫算報告書 | 大正5年1月 | 1916 | 仮綴 | 1 |
| 199 | 大正六年度収支決算書 | 大正7年2月 | 1918 | 仮綴 | 1 |
| 200 | 大正六年度収支豫算書 | 大正7年1月 | 1918 | 仮綴 | 1 |
| 201 | 水利費決算報告書 | 大正7年 | 1918 | 仮綴 | 1 |
| | 決算書并ニ重要書類綴 | 大正13年 | 1924 | 仮綴 | 1 |
| 203 | 大正十四年度水利公証綴 | 大正14年 | 1925 | 仮綴 | 1 |
| | 支出報告書 | 大正15年 | 1926 | 仮綴 | 1 |
| 205 | 往復文書 池魚契約書 土地移動調 協議費 | 昭和3年以降 | 1928 | 仮綴 | 1 |
| | 決算書其他 | | | | |
| 206 | 請求書綴 | 昭和5年 | 1930 | 仮綴 | 1 |
| 207 | 収入簿 | 昭和9年度 | 1934 | 仮綴 | 1 |
| 208 | 昭和十一年度水利決算書 | 昭和11年度 | 1936 | 仮綴 | 1 |
| 209 | 部落会々計豫算書 | 昭和16年度 | 1941 | 仮綴 | 1 |
| 210 | 國岡部落会決算書 | 昭和16年度 | 1942 | 仮綴 | 1 |
| 211 | 昭和十七年度國岡部落会会計収支決算書 | 昭和17年 | 1942 | 仮綴 | 1 |
| 212 | 昭和十七年度水利費支出簿 | 昭和18年1月 | 1943 | → ∰ | 1 |
| 213 | 昭和二十年度部落会経費収支決算書 | 昭和20年 | 1945 | 仮綴 | 1 |
| 214 | 部落会役員手当 | 昭和20年度 | 1945 | 仮綴 | 1 |
| 215 | 昭和二十年度部落会収支決算書 | 昭和20年 | 1945 | 仮綴 | 1 |
| 216 | 昭和二十一年度厚生部収支決算書 | 昭和21年 | 1946 | 仮綴 | 1 |
| 217 | 昭和廿二年度各部経費収支決算書 | 昭和23年 | 1948 | 仮綴 | 1 |
| 218 | 協議部水利部愛宕神社部経費収支決算書 | 昭和23年度 | 1948 | 仮綴 | 1 |
| 219 | 協議部水利部経費収支決算書 | 昭和25年度 | 1950 | | 1 |
| 220 | 協議費水利費経費収支決算書 | 昭和26年度 | 1951 | 仮綴 | 1 |
| 221 | 協議費水利費経費収支決算書 | 昭和29年度 | | | 1 |
| 222 | 協議費水利費経費収支決算書 | 昭和32年度 | 1957 | 仮綴 | 1 |
| | [農地(賦課)関係] | | | | |
| 223 | 神社境内外反別其外書上帳 | 明治5年 | 1872 | 仮綴 | 1 |

| : No. | - 表題 | : 年 | :西曆: | 様式 | :数: |
|-------|-----------------------------|-----------|------|----|-----|
| 224 | 字前条第八番 地租改正取調帳 第六大区第 三小区 | 明治9年3月 | 1876 | 仮綴 | 1 |
| 225 | 池改正丈量簿 | 明治12年 | 1879 | 仮綴 | 1 |
| | 字 山城池增築 千波池刄金入 反別割収出 | | | | 1 |
| | 簙 | | | | |
| 227 | 未登記ノ土地所有権ノ登記申請書 | 明治34年 | 1901 | 仮綴 | 1 |
| 228 | 明治卅六年度水利費協議費徴収簿 | 明治37年1月 | 1904 | 仮綴 | 1 |
| 229 | 明治卅六年分諸日役及取替金領収証綴 | 明治37年2月 | 1904 | 仮綴 | 1 |
| 230 | 明治卅七年度諸日役領収証綴 | 明治38年1月 | 1905 | 仮綴 | 1 |
| 231 | 明治卅七年度水利費協議費徴収簿 | 明治38年1月 | 1905 | 仮綴 | 1 |
| 232 | 明治八年度水利費協議費徴収簿 | 明治39年1月 | 1906 | 仮綴 | 1 |
| 233 | 明治卅九年度水利費協議費徴収簿 | 明治40年1月 | 1907 | 仮綴 | 1 |
| 234 | 明治四拾年水利費反別割賦課帳 | 明治41年1月 | 1908 | 仮綴 | 1 |
| 235 | 四十年度諸日役受取綴 | 明治41年2月 | 1908 | 仮綴 | 1 |
| 236 | 明治四拾年度水利費協議費徴収簿 | 明治41年1月 | 1908 | 仮綴 | 1 |
| 237 | 四拾壱年度臨時水利費徵収簿 | 明治42年1月 | 1909 | 仮綴 | 1 |
| 238 | 明治四拾壱年度水利費協議費徴収簿 | 明治42年1月 | 1909 | 仮綴 | 1 |
| 239 | 明治四拾弐年度水利費反別割賦課帳 | 明治42年12月 | | | 1 . |
| 240 | 明治四拾参年度加盟費水代受取写 | 明治43年6月 | | | 1 |
| | 明治四拾参年度水利費協議費徴収簿 | 明治44年1月 | | | 1 |
| 242 | 明治四拾参年度水利費反別割賦課帳 | 明治44年1月 | | | 1 |
| | 新池築造ニ付諸日役帳 | | 1911 | | 1 |
| | 溜池新築ニ付委員日数其他諸費控 | 明治44年3月 | | | 1 |
| | 明治四拾四年度新田水代徴収簿 | 明治44年12月 | | | 1 |
| | 明治四拾四年度水利費協議費徴収簿 | 明治45年1月 | | | 1 |
| 247 | 愛宕池第4期臨時水利費仮反別賦課帳(出作分) | 大正元年5月 | 1912 | 仮綴 | 1 |
| 2 4 8 | 大正元年度水利費協議費徴収簿 | 大正2年1月 | 1913 | 仮綴 | 1 |
| | 田作人台帳 第弐号 | 大正3年8月 | | | 1 |
| | 大正式年度水利費協議費徵収簿 | 大正3年1月 | | | 1 |
| | 大正参年度新田水代帳 | 大正4年1月 | | | 1 |
| | 大正四年度諸日役領収証綴 | 大正4年 | 1915 | | 1 |
| | 大正参年度新田水代徴収簿 | 大正4年1月 | 1915 | 仮綴 | 1 |
| | 溜池新築ニ関スル諸費帳 | 大正4年次後 | 1915 | 仮綴 | 1 |
| | | 大正4年1月 | 1915 | 仮綴 | 1 |
| 256 | 大正五年度第壱期臨時水利費賦課徵収簿(内 | 大正5年 | 1916 | 仮綴 | 1 |
| | 控) | | | | |
| | 大正五年度諸日役領収証綴 | 大正5年 | | | 1 |
| 258 | 大正五年度第壱期臨時水利費 仮反別賦課帳 | | | | 1 |
| | 大正四年度新田水代徴収簿 | 大正5年1月 | | | 1 |
| 260 | 大正五年度第壱期、第弐期臨時水利費仮反別 | 大正5年 | 1916 | 仮綴 | 1 |
| | 割賦課帳 出作人之アリ | | | | |
| 261 | 大正五年度第弐期臨時水利費徴収台帳 | 大正 5 年10月 | 1916 | 仮綴 | 1 |

| 262 大正五年度臨時水利費仮反別割鯨課帳 | : No. | : | : 年 | :西曆: | : 様式 | :数: |
|--|-------|----------------------|-----------|----------|----------|---------|
| 264 大正五年度第参期臨時水利費仮反別割賦課帳 大正5年10月 1916 仮綴 (出作分) 265 大正五年度第式期臨時水利費 仮反別賦課帳 大正5年10月 1916 仮綴 1 266 大正五年度第ご期臨時水利費 仮反別賦課帳 大正5年2月 1916 仮綴 1 出作へ第壱期式期分) 267 愛宕池新築旧池修繕費反別割年賦償還徵収書 大正6年 1917 仮綴 1 帳 | | | | | | |
| (出作分) 265 大正五年度第弐期臨時水利費 仮反列賦課帳 大正 5 年 10 月 1916 仮綴 1 出作小第壱期監時水利費 假反列賦課帳 大正 5 年 2 月 1916 仮綴 1 出作小第壱期完削分) 267 愛宕池新築旧池修繕費反別詢年賦償還徵収書 大正 6 年 1917 仮綴 1 帳 | 263 | 大正四年度水利費協議費徵収簿 | 大正5年1月 | 1916 | 仮綴 | 1 |
| 266 大正五年度第壱期臨時水利費徽収合帳(但シ 大正 5 年 2 月 1916 仮綴 出作へ第壱期弐期分) 267 変容池新築旧池修繕費反別割年賦償還徴収書 大正 6 年 1917 仮綴 1 帳 | 264 | | 大正 5 年10月 | 1916 | 仮綴 | 1 |
| 出作 | 265 | 大正五年度第弐期臨時水利費 仮反別賦課帳 | 大正5年10月 | 1916 | 仮綴 | 1 |
| 帳 268 大正五年度第参期臨時水利費及ビ第四期(出 大正 6 年 5 月 1917 仮綴 | 266 | | 大正5年2月 | 1916 | 仮綴 | 1 |
| 大正五年度第参期臨時水利費及ビ第四期(出 | 267 | | 大正6年 | 1917 | 仮綴 | 1 |
| 大正6年12月 1917 仮綴 1 271 大正五年度水利費反別割賦課帳 | 268 | 大正五年度第参期臨時水利費及ビ第四期(出 | 大正6年5月 | 1917 | 仮綴 | 1 |
| 大正6年12月 1917 仮綴 1 271 大正五年度水利費反別割賦課帳 | 269 | 大正五年度水利費協議費徵収簿 | 大正6年1月 | 1917 | 仮綴 | 1 |
| 271 大正五年度水利費反別割賦課帳 大正 6 年 1 月 1917 仮綴 1 272 大正六年度水利費協議費徵収簿 大正 7 年 1 月 1918 仮綴 1 273 大正七年度大正八年度大正九年度水利費協議 大正 7 年 1 2 月 1918 仮綴 1 274 水利費協議費賦課簿 大正 10年 月 1922 仮綴 1 275 水利費協議費賦課帳 大正 12年分 1922 仮綴 1 276 水利費協議費賦課帳 大正 12年分 1923 仮綴 1 277 戸別割等級帳 大正 12年 1月 1924 仮綴 1 278 田反別水利費賦課原簿 大正 13年 12月 1924 仮綴 1 279 水利費反別賦課原簿 大正 15年度 1926 仮綴 1 280 田反別水利賦課原簿 大正 15年度 1926 仮綴 1 281 水入給米反別取調控帳 七冊ノ内 岸本米一 持分 大正 15年 1 1926 仮綴 1 282 水利費反別賦課原簿 昭和 2 年度 1927 仮綴 1 283 水利費反別賦課原簿 昭和 3 年度 1928 仮綴 1 284 水利費反別賦課原簿 昭和 4 年度 1929 仮綴 1 285 水利費反別賦課原簿 昭和 4 年度 1930 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和 5 年度 1930 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和 6 年度 1931 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和 12年度 1938 仮綴 1 289 水利費歐課帳 昭和 12年度 1937 仮綴 1 280 水利費歐課帳 昭和 12年度 1937 仮綴 1 281 水利費賦課帳 昭和 15年度 1939 仮綴 1 | | | | | | 1 |
| 272 大正六年度水利費協議費徵収簿 大正7年1月 1918 仮綴 1 273 大正七年度大正八年度大正九年度水利費協議 大正7年12月 1918 仮綴 1 274 水利費協議費賦課簿 大正10年 1921 仮綴 1 275 水利費協議費賦課帳 大正11年12月 1922 仮綴 1 276 水利費協議費賦課帳 大正12年分 1923 仮綴 1 277 戸別割等級帳 大正13年12月 1924 仮綴 1 278 田反別水利費賦課原簿 大正13年12月 1924 仮綴 1 279 水利費反別賦課原簿 大正15年度度 1926 仮綴 1 280 田反別水利賦課原簿 大正15年10月 1926 仮綴 1 281 水入給米反別取調控帳 七冊ノ内 岸本米一 大正15年10月 1926 仮綴 1 282 水利費反別賦課原簿 昭和2年度 1926 仮綴 1 283 水利費反別賦課原簿 昭和4年度 1929 仮綴 1 284 水利費反別賦課原簿 昭和4年度 1929 仮綴 1 285 水利費反別賦課原簿 昭和6年度 1931 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1932 仮綴 1 287 水利費及以賦課原簿 昭和7年度 1933 仮綴 1 | | | | | | |
| 273 大正七年度大正八年度大正九年度水利費協議 大正 7 年12月 1918 仮綴 增徵収簿 274 水利費協議費賦課簿 大正10年 1921 仮綴 1 275 水利費協議費賦課帳 大正11年12月 1922 仮綴 1 276 水利費協議費賦課帳 大正12年分 1923 仮綴 1 277 戸別割等級帳 大正12年1月 1923 仮綴 1 278 田反別水利費賦課原簿 大正13年12月 1924 仮綴 1 279 水利費反別賦課原簿 大正14年度 1925 仮綴 1 280 田反別水利賦課帳 大正15年度 1926 仮綴 1 281 水入給米反別取調控帳 七冊/內 岸本米一 大正15年10月 1926 仮綴 1 281 水入給米反別取調控帳 七冊/內 岸本米一 大正15年10月 1926 仮綴 1 282 水利費反別賦課原簿 昭和 2 年度 1927 仮綴 1 283 水利費反別賦課原簿 昭和 3 年度 1928 仮綴 1 284 水利費反別賦課原簿 昭和 4 年度 1929 仮綴 1 285 水利費反別賦課原簿 昭和 4 年度 1929 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和 6 年度 1931 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和 7 年度 1930 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和 7 年度 1931 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和 7 年度 1933 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和 8 年度 1933 仮綴 1 289 水利費放賦課原簿 昭和 8 年度 1933 仮綴 1 281 水利費賦課帳 昭和 11年度 1935 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和 11年度 1936 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和 11年度 1937 仮綴 1 293 水利費賦課帳 昭和 11年度 1938 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和 14年度 1939 仮綴 1 295 水利费賦課帳 昭和 15年1月 1940 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和 15年1月 1940 仮綴 1 297 水利费取課例 昭和 15年1月 1940 仮綴 1 298 水利费徵収簿 昭和 15年1月 1940 仮綴 1 299 水利费徵収簿 昭和 15年1月 1940 仮綴 1 290 水利费徵収簿 昭和 15年1月 1940 仮綴 1 291 水利费徵収簿 昭和 15年1月 1940 仮綴 1 292 水利费徵収簿 昭和 15年1月 1940 仮綴 1 293 水利费徵収簿 昭和 15年1月 1940 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和 15年1月 1940 仮綴 1 295 水利费徵収簿 昭和 15年2 1940 仮綴 1 | | | | | | 1 |
| 275 水利費協議費賦課帳 大正11年12月 1922 仮綴 1 276 水利費協議費賦課帳 大正12年分 1923 仮綴 1 277 戸別割等級帳 大正13年12月 1924 仮綴 1 278 田反別水利費賦課原簿 大正13年12月 1924 仮綴 1 279 水利費反別賦課原簿 大正14年度 1925 仮綴 1 280 田反別水利賦課帳 大正15年度 1926 仮綴 1 281 水入給米反別取調控帳 七冊/內 岸本米一持分 大正15年10月 1926 仮綴 1 282 水利費反別賦課原簿 昭和2年度 1927 仮綴 1 283 水利費反別賦課原簿 昭和3年度 1928 仮綴 1 284 水利費反別賦課原簿 昭和4年度 1929 仮綴 1 285 水利費反別賦課原簿 昭和5年度 1930 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和6年度 1931 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1932 仮綴 1 288 水利費內別賦課原簿 昭和10年度 1935 仮綴 1 289 水利費歐課帳 昭和12年度 1936 仮綴 1 290 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課帳 | | 大正七年度大正八年度大正九年度水利費協議 | 大正7年12月 | 1918 | 仮綴 | 1 |
| 276 水利費協議費賦課帳 大正12年分 1923 仮綴 1 277 戸別割等級帳 大正12年1月 1923 仮綴 1 278 田反別水利費賦課原簿 大正13年12月 1924 仮綴 1 279 水利費反別賦課原簿 大正14年度 1925 仮綴 1 280 田反別水利賦課帳 大正15年度 1926 仮綴 1 281 水入給米反別取調控帳 七冊ノ内 岸本米一 大正15年10月 1926 仮綴 1 282 水利費反別賦課原簿 昭和2年度 1927 仮綴 1 283 水利費反別賦課原簿 昭和3年度 1928 仮綴 1 284 水利費反別賦課原簿 昭和4年度 1929 仮綴 1 285 水利費反別賦課原簿 昭和5年度 1930 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和6年度 1931 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1932 仮綴 1 288 水利費仅別賦課原簿 昭和7年度 1933 仮綴 1 289 水利費賦課帳 昭和12年度 1935 仮綴 1 290 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 294 疎水組合加盟房戶 昭和15年1月 | 274 | 水利費協議費賦課簿 | 大正10年 | 1921 | 仮綴 | 1 |
| 277 戸別割等級帳 大正12年1月 1923 仮綴 1 278 田反別水利費賦課原簿 大正13年12月 1924 仮綴 1 279 水利費反別賦課原簿 大正14年度 1925 仮綴 1 280 田反別水利賦課帳 大正15年度 1926 仮綴 1 281 水入給米反別取調控帳 七冊ノ内 岸本米一 大正15年10月 1926 仮綴 1 持分 昭和2年度 1927 仮綴 1 282 水利費反別賦課原簿 昭和3年度 1928 仮綴 1 284 水利費反別賦課原簿 昭和4年度 1929 仮綴 1 285 水利費反別賦課原簿 昭和5年度 1930 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1932 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1933 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1933 仮綴 1 289 水利費歐課順簿 昭和10年度 1935 仮綴 1 290 水利費歐課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 291 水利費歐課帳 昭和11年度 1938 仮綴 1 292 水利費歐課帳 昭和13年度 1939 仮綴 1 293 水利費歐課帳 昭和15年1月 1940 仮綴 1 294 疎水組合加盟交別名寄台帳写 昭和15年度 1940 仮綴 1 295 水利部の同議 日 1 1 1 <td< td=""><td>275</td><td>水利費協議費賦課帳</td><td>大正11年12月</td><td>1922</td><td>仮綴</td><td>1</td></td<> | 275 | 水利費協議費賦課帳 | 大正11年12月 | 1922 | 仮綴 | 1 |
| 278 田反別水利費賦課原簿 大正13年12月 1924 仮綴 1 279 水利費反別賦課原簿 大正14年度 1925 仮綴 1 280 田反別水利賦課帳 大正15年度 1926 仮綴 1 281 水入給米反別取調控帳 七冊ノ内 岸本米 大正15年10月 1926 仮綴 1 4 水利費反別賦課原簿 昭和2年度 1927 仮綴 1 282 水利費反別賦課原簿 昭和3年度 1928 仮綴 1 284 水利費反別賦課原簿 昭和4年度 1929 仮綴 1 285 水利費反別賦課原簿 昭和5年度 1930 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和6年度 1931 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1932 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和8年度 1933 仮綴 1 289 水利費做収賦課原簿 昭和10年度 1935 仮綴 1 290 水利費賦課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課後 昭和14年度 1939 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別結議課 昭和15年度 1940 仮綴 1 295 水利部反別訓練水組合費未加盟地反別割賦課 昭和16年度 1940 仮綴 1 296 水利費徵収簿 日本台灣 < | 276 | 水利費協議費賦課帳 | 大正12年分 | 1923 | 仮綴 | 1 |
| 279 水利費反別賦課原簿 大正14年度 1925 仮綴 1 280 田反別水利賦課帳 大正15年度 1926 仮綴 1 281 水入給米反別取調控帳 七冊ノ内 岸本米一 大正15年10月 1926 仮綴 1 持分 昭和2年度 1927 仮綴 1 282 水利費反別賦課原簿 昭和3年度 1928 仮綴 1 284 水利費反別賦課原簿 昭和4年度 1929 仮綴 1 285 水利費反別賦課原簿 昭和5年度 1930 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和6年度 1931 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1932 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1933 仮綴 1 289 水利費徵収賦課原簿 昭和10年度 1933 仮綴 1 290 水利費歐課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年度 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 296 水利費徵収帳 日本15年度 1941 仮綴 1 | 277 | 戸別割等級帳 | 大正12年1月 | 1923 | 仮綴 | 1 |
| 280 田反別水利賦課帳 大正15年度 1926 仮綴 1 281 水入給米反別取調控帳 七冊ノ內 岸本米一 大正15年10月 1926 仮綴 1 持分 昭和2年度 1927 仮綴 1 282 水利費反別賦課原簿 昭和3年度 1928 仮綴 1 284 水利費反別賦課原簿 昭和4年度 1929 仮綴 1 285 水利費反別賦課原簿 昭和5年度 1930 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和6年度 1931 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1932 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和8年度 1933 仮綴 1 289 水利費徵収賦課原簿 昭和10年度 1935 仮綴 1 290 水利費賦課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課帳 昭和14年度 1939 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 1 295 水利部反別別疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和6年度 1941 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和6年度 1941 仮紹 1 | 278 | 田反別水利費賦課原簿 | 大正13年12月 | 1924 | 仮綴 | 1 |
| 281 水入給米反別取調控帳 七冊/內 岸本米一 大正15年10月 1926 仮綴 持分 282 水利費反別賦課原簿 昭和 2 年度 1927 仮綴 1 283 水利費反別賦課原簿 昭和 3 年度 1928 仮綴 1 284 水利費反別賦課原簿 昭和 4 年度 1929 仮綴 1 285 水利費反別賦課原簿 昭和 5 年度 1930 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和 6 年度 1931 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和 7 年度 1932 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和 7 年度 1932 仮綴 1 289 水利費徵収賦課原簿 昭和 8 年度 1933 仮綴 1 289 水利費徵収賦課原簿 昭和10年度 1935 仮綴 1 290 水利費賦課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1 月 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和15年度 1940 仮綴 1 297 水利費取買所換 昭和15年度 1940 仮綴 1 298 水利費財課徵収原簿 昭和15年度 1940 仮綴 1 299 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 290 水利費収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 279 | 水利費反別賦課原簿 | 大正14年度 | 1925 | 仮綴 | 1 |
| 持分 282 水利費反別賦課原簿 昭和 2 年度 1927 仮綴 1 283 水利費反別賦課原簿 昭和 3 年度 1928 仮綴 1 284 水利費反別賦課原簿 昭和 4 年度 1929 仮綴 1 285 水利費反別賦課原簿 昭和 5 年度 1930 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和 6 年度 1931 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和 7 年度 1932 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和 8 年度 1933 仮綴 1 289 水利費徵収賦課原簿 昭和 10年度 1935 仮綴 1 290 水利費賦課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和14年度 1939 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和15年度 1940 仮綴 1 297 水利費歐課費 昭和15年度 1940 仮綴 1 298 水利費歐課費 昭和15年度 1940 仮綴 1 299 水利費歐課費 昭和15年度 1940 仮綴 1 290 水利費歐課費 昭和15年度 1940 仮綴 1 291 球利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 292 水利費徵収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | | | 大正15年度 | 1926 | 仮綴 | 1 |
| 283 水利費反別賦課原簿 昭和3年度 1928 仮綴 1 284 水利費反別賦課原簿 昭和4年度 1929 仮綴 1 285 水利費反別賦課原簿 昭和5年度 1930 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和6年度 1931 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1932 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和8年度 1933 仮綴 1 289 水利費徵収賦課原簿 昭和10年度 1935 仮綴 1 290 水利費賦課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課徵収原簿 昭和14年度 1939 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 281 | | 大正15年10月 | 1926 | 仮綴 | 1 |
| 284 水利費反別賦課原簿 昭和4年度 1929 仮綴 285 水利費反別賦課原簿 昭和5年度 1930 仮綴 286 水利費反別賦課原簿 昭和6年度 1931 仮綴 287 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1932 仮綴 288 水利費反別賦課原簿 昭和8年度 1933 仮綴 289 水利費徵収賦課原簿 昭和10年度 1935 仮綴 290 水利費賦課帳 昭和11年度 1936 仮綴 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 293 水利費賦課徵収原簿 昭和14年度 1939 仮綴 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 295 水利費徵収簿 昭和16年度 1941 仮綴 | 282 | 水利費反別賦課原簿 | 昭和2年度 | 1927 | 仮綴 | 1 |
| 285 水利費反別賦課原簿 昭和5年度 1930 仮綴 1 286 水利費反別賦課原簿 昭和6年度 1931 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1932 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和8年度 1933 仮綴 1 289 水利費徵収賦課原簿 昭和10年度 1935 仮綴 1 290 水利費賦課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課後収原簿 昭和14年度 1939 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 283 | 水利費反別賦課原簿 | 昭和3年度 | 1928 | 仮綴 | 1 |
| 286 水利費反別賦課原簿 昭和6年度 1931 仮綴 1 287 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1932 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和8年度 1933 仮綴 1 289 水利費做収賦課原簿 昭和10年度 1935 仮綴 1 290 水利費賦課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課徵収原簿 昭和14年度 1939 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 284 | 水利費反別賦課原簿 | 昭和4年度 | | | 1 |
| 287 水利費反別賦課原簿 昭和7年度 1932 仮綴 1 288 水利費反別賦課原簿 昭和8年度 1933 仮綴 1 289 水利費徵収賦課原簿 昭和10年度 1935 仮綴 1 290 水利費賦課帳 昭和12年度 1936 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課徵収原簿 昭和14年度 1939 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 285 | 水利費反別賦課原簿 | 昭和5年度 | 1930 | 仮綴 | 1 |
| 288 水利費反別賦課原簿 昭和18年度 1933 仮綴 1 289 水利費徵収賦課原簿 昭和10年度 1935 仮綴 1 290 水利費賦課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課徵収原簿 昭和14年度 1939 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 286 | 水利費反別賦課原簿 | 昭和6年度 | 1931 | 仮綴 | 1 |
| 289 水利費徵収賦課原簿 昭和10年度 1935 仮綴 1 290 水利費賦課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課徵収原簿 昭和14年度 1939 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 287 | 水利費反別賦課原簿 | 昭和7年度 | 1932 | 仮綴 | 1 |
| 290 水利費賦課帳 昭和11年度 1936 仮綴 1 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課徴収原簿 昭和14年度 1939 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 296 水利費徴収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 288 | 水利費反別賦課原簿 | 昭和8年度 | 1933 | 仮綴 | 1 |
| 291 水利費賦課帳 昭和12年度 1937 仮綴 1 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課徵収原簿 昭和14年度 1939 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 徵収台帳 昭和16年度 1941 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 289 | 水利費徴収賦課原簿 | 昭和10年度 | 1935 | 仮綴 | 1 |
| 292 水利費賦課帳 昭和13年度 1938 仮綴 1 293 水利費賦課徵収原簿 昭和14年度 1939 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 徵収台帳 昭和16年度 1941 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 290 | 水利費賦課帳 | 昭和11年度 | 1936 | 仮綴 | 1 |
| 293 水利費賦課徵収原簿 昭和14年度 1939 仮綴 1 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 徵収台帳 昭和16年度 1941 仮綴 1 296 水利費徵収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 291 | 水利費賦課帳 | 昭和12年度 | 1937 | 仮綴 | 1 |
| 294 疎水組合加盟反別名寄台帳写 昭和15年1月 1940 仮綴 1 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 徵収台帳 昭和16年度 1941 仮綴 1 296 水利費徴収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 292 | 水利費賦課帳 | 昭和13年度 | 1938 | 仮綴 | 1 |
| 295 水利部反別割疎水組合費未加盟地反別割賦課 昭和15年度 1940 仮綴 1 徵収台帳 1 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 293 | 水利費賦課徴収原簿 | 昭和14年度 | 1939 | 仮綴 | 1 |
| 徴収台帳 296 水利費徴収簿 昭和16年度 1941 仮綴 1 | 294 | 疎水組合加盟反別名寄台帳写 | 昭和15年1月 | 1940 | 仮綴 | 1 |
| | 295 | | 昭和15年度 | 1940 | 仮綴 | 1 |
| 297 水利費徵収原簿 昭和17年度 1942 仮綴 1 | 296 | 水利費徴収簿 | 昭和16年度 | 1941 | 仮綴 | 1 |
| | 297 | 水利費徴収原簿 | 昭和17年度 | 1942 | 仮綴 | 1 |

| : No. | 表題 | 年 | :西暦: | 様式 | :数: |
|--------------|---|------------|---------|------------|-----|
| 298 | 水利費徴収簿控 | 昭和18年度 | 1943 | 仮綴 | 1 |
| 299 | 水利費徴収簿 | 昭和19年度 | 1944 | 仮綴 | 1 |
| | 水利費徴収簿 | 昭和20年度 | 1945 | 仮綴 | 1 |
| | 二十二年度個人別組合費反別割(疎水費) | 昭和22年 | 1947 | 仮綴 | 1 |
| | 水利費徵収控 | 昭和22年度 | 1947 | 仮綴 | 1 |
| 303 | 領収證 | 昭和23年12月 | 1948 | 二枚 | 1 |
| 304 | 農地台帳 | 昭和26年カ | 1951 | 仮綴 | 1 |
| | [その他] | | | | |
| 305 | 不動明王地蔵前裏明細 | 明治12年10月 | 1879 | 仮綴 | 1 |
| 306 | 地目変換野取図 | 明治29年9月 | 1896 | 仮綴 | 1 |
| 307 | 箱堀土坪控 | 大正5年3月 | 1916 | 仮綴 | 1 |
| 308 | 自治公文書綴 | 大正7年5月 | 1918 | 仮綴 | 1 |
| 309 | 夫役賦課関係記録(表題なし) | 大正13年カ | 1924 | 仮綴 | 1 |
| 310 | 大正十三年度原稿并ニ雑種綴 | 大正13年 | 1924 | 仮綴 | 1 |
| 311 | 大正拾四年度水利公証綴 | 大正14年1月 | 1925 | 仮綴 | 1 |
| 312 | 大正15年度公証綴 | 大正15年 | 1926 | 仮綴 | 1 |
| 313 | 昭和二年度水利公証綴 | 昭和2年12月 | 1927 | 仮綴 | 1 |
| 314 | 昭和弐年度水利公証綴 | 昭和2年 | 1927 | 仮綴 | 1 |
| 315 | 諸入費控帳 | 昭和4年度 | 1929 | | 1 |
| 316 | 耕地整理組合設立ニ付同意書 | 昭和4年12月 | 1929 | 仮綴 | 1 |
| | 部落有土地ヲ耕地整理組合地区ニ編入ノ儀同 | 昭和5年 | 1930 | 仮綴 | 1 |
| | 意ノ件 | | | | |
| 318 | 愛宕山林同盟領収書 | 昭和8年 | 1933 | 仮綴 | 1 |
| | 愛宕山開墾地耕作契約書綴 | 昭和8年3月 | | | 1 |
| | 國岡水利取扱ニ係ル引継目録 | 昭和12年6月 | | | 1 |
| | 土地所有権確認證 | 昭和13年8月 | | | 1 |
| | 諸日役材料支拂簿 | 昭和13年度 | | 仮綴 | 1 |
| | 材料購入帳 | 昭和14年 | 1939 | 仮綴 | 1 |
| | 領収書(國岡字棒池中堤防母里線道路敷地用 | 昭和14年3月 | 1939 | 三枚 | 1 |
| V D 1 | トシテ売却代金) | | | | |
| 325 | 領収證 (昭和十六年度小作料) | 昭和16年 | 1941 | → ∰ | 1 |
| | 各組別小溝浚間数 | 昭和17年度 | | | 1 |
| | 借用証 | 昭和21年10月 | | | 1 |
| | 水入給収納帳 | 昭和21年度 | | | 1 |
| | 當座借越金約定證書 | 昭和21年4月 | | | 1 |
| | 水入給金給米収納帳 | 昭和21年度 | | | 1 |
| | 第二回通常総会議案 | 昭和24年度 | 1949 | | 1 |
| | 維記録 | 昭和26年 | 1951 | | 1 |
| | ため池の保全に関する條例の解説 | 昭和26年5月 | | | 1 |
| | 水入給収納帳 | 昭和26年度 | | | 1 |
| | / 1 × / \ Y ロ T Y A Y T T T T T T T T T | | _ 0 0 1 | | - |

| No. : | 表題 | : 年 | :西曆: | 様式 | · :数: |
|-------|--------------------------------------|--|------|---------|----------|
| 336 | 領収書 (新池魚放し料、昭和31,32,33年三ヵ 年分) | 昭和31年 | 1956 | 仮綴 | 1 |
| 337 | 水路登記権利証 | 昭和31年8月 | 1956 | 仮綴 | 1 |
| | [地図] | | | | |
| 338 | 地図 | 明治 | 1868 | 一枚 | 1 |
| 339 | 地図 | 明治5年5月 | 1872 | 一枚 | 1 |
| | [土地改良区改編後] 「大溝関係] | | | | |
| 340 | 昭和32年度及33年度広谷河原田井コンクリート人足・材料控 | 昭和32年 | 1957 | 仮綴 | 1 |
| 341 | 大溝浚渫人足帳 | 昭和33年8月 | 1958 | 仮綴 | 1 |
| 342 | 契約書 | 昭和35年5月 | 1960 | 仮綴 | 1 |
| 343 | 手紙(大溝堤防上松木問題) | 昭和35年3月 | 1960 | 一枚 | 1 |
| 344 | 昭和35年度大溝災害復旧工事費国岡負担金請 求書 | 昭和36年5月 | 1961 | 仮綴 | 1 |
| 345 | 大溝浚渫人足帳 | 昭和36年8月 | 1961 | 仮綴 | 1 |
| 346 | 大溝浚渫人足帳 | 昭和37年8月 | 1962 | 仮綴 | 1 |
| 347 | 大溝浚渫人足帳 | 昭和38年8月 | 1963 | 仮綴 | 1 |
| 348 | 大溝堤防上松木代清算書 | 昭和39年5月 | 1964 | 一枚 | 1 |
| | 河原田用水路等管理に関する協定書 | 昭和40年 | | | 1 |
| 350 | 河原田井堰並に水路に係る覚書案について | 昭和56年10月 | | | 1 |
| 351 | 大溝水路周辺参考図 | 不明 | 9999 | 封筒入 | 1 |
| | [加古関係] | | | | |
| 352 | 導水路工事国岡負担金請求書 | 昭和35年3月 | 1960 | 仮綴 | 1 |
| 353 | 大溝堤防境界について | 昭和35年2月 | 1960 | 一枚 | 1 |
| 354 | 昭和35年度聯帯費請求書 | 昭和36年5月 | 1961 | 仮綴 | 1 |
| 355 | 昭和37年度聯帯費請求書 | 昭和38年5月 | 1963 | 仮綴 | 1 |
| 356 | 昭和38年度連帯費請求書 | 昭和39年5月 | | | 1 |
| 357 | 聯帯費計算表 | | 9999 | ** * | 1 |
| 358 | 馬橋の上雑木入札結果 | 不明 | 9999 | 一枚 | 1 |
| | [溜池の維持管理関係] | | | | |
| | | 叨和24年2月 | 1050 | 后奴 | 1 |
| 350 | 土地改良事業(かんがい排水事業)着手届他 | 11111111111111111111111111111111111111 | Tana | 1)人 700 | 1 |

| : No. : | 表題 | : 年 | :西暦: | 様式 | :数: |
|---------|--------------------------------|----------|------|------------|-----|
| 361 | 契約書 (池工事のためのブルドーザの貸与に ついて) | 昭和34年 | 1959 | 仮綴 | 1 |
| 362 | 疎水溝浚渫出役簿 | 昭和35年9月 | 1960 | 仮綴 | 1 |
| | 城ノ池使用契約書 | 昭和36年12月 | | | 1 |
| | 昭和36年度県単独補助土地改良事業入札設計 | | | | 1 |
| 004 | 書(事業名 かんがい排水) | | | 123.123 | |
| 365 | 県費水路改修工事関係書類 | 昭和36年 | 1961 | 封筒 | 1 |
| 366 | 工事請負入札書 | 昭和37年1月 | 1962 | 仮綴 | 1 |
| 367 | 美谷池分担金請求書 | 昭和38年度 | 1963 | 仮綴 | 1 |
| 368 | 道路一時堀さく許可申請関係 | 昭和39年 | 1964 | 仮綴 | 1 |
| 369 | 国岡現場写真集 | 昭和40年度 | 1965 | 仮綴 | 1 |
| 370 | 団体営老朽ため池補強事業補助金の交付決定 について (通知) | 昭和45年11月 | 1970 | 郵便物 | 1 |
| 371 | 千波池改修工事申請書 | 昭和45年8月 | 1970 | 仮綴 | 1 |
| 372 | 昭和46年度老朽ため池出来高設計書 | 昭和46年 | 1971 | ∰ | 1 |
| 373 | 千波池工事借入金書類 | 昭和46年 | 1971 | 封筒入 | 1 |
| 374 | 千波池改修記念碑原稿 | 昭和47年カ | 1972 | 封筒入 | 1 |
| 375 | 樋門工事御見積書 | 昭和48年11月 | 1973 | 仮綴 | 1 |
| 376 | 千波サクセン関係 | 昭和49年 | 1974 | バインダー | 1 |
| 377 | 工事監督日誌(千波池の部) | 昭和49年 | 1974 | 仮綴 | 1 |
| 378 | 工事・転用関係図 | 昭和49年 | 1974 | | 1 |
| 379 | 雑書類 (ポンプ試験成績表他) | 昭和49年 | 1974 | 仮綴 | 1 |
| 380 | 山城池鑿井、揚水機設置工事(写真) | 昭和49年 | 1974 | アルバム | 1 |
| 381 | さく井工事標準積算資料 | 昭和49年 | 1974 | パンフレット | 1 |
| 382 | 試験成績表 (ポンプ) | 昭和49年 | 1974 | 仮綴 | 1 |
| 383 | 千波池鑿井、揚水機設置工事(写真) | 昭和49年 | 1974 | アルバム | 1 |
| 384 | 金銭出納帳(山城池さく泉関係) | 昭和50年 | 1975 | → ∰ | 1 |
| 385 | 山城池さく泉工事賦課台帳 | 昭和50年 | 1975 | 仮綴 | 1 |
| 386 | 見積書 | 昭和50年7月 | 1975 | 仮綴 | 1 |
| 387 | 山城池さく泉工事関係書類綴 | 昭和50年 | 1975 | バインダー | 1 |
| 388 | 山城サクセン関係 | 昭和50年 | 1975 | バインダー | 1 |
| 389 | 工事費内訳書 | 昭和50年 | 1975 | 仮綴 | 1 |
| 390 | 支出命令書(山城池さく泉関係) | 昭和50年 | 1975 | 仮綴 | 1 |
| 391 | 農林漁業資金の借入関係書類(事業関係報告 書他) | 昭和50年 | 1975 | 仮綴 | 1 |
| 392 | 御見積書(溝ケ沢池排水路一部改修工事) | 昭和51年 | 1976 | 仮綴 | 1 |
| 393 | 災害復旧工事 (琴池ウテミ先) 地元負担金明 細 | 昭和51年4月 | 1976 | 一枚 | 1 |
| 394 | 工事設計書(千波池水路新設一部改修工事) | 昭和52年 | 1977 | 仮綴 | 1 |
| | 工事写真帳(千波池水路新設一部改修工事) | 昭和52年 | 1977 | 仮綴 | 1 |
| 396 | 権之池求積図 | 昭和52年2月 | 1977 | | 1 |
| | 城之池堤防敷承認書 | 昭和63年8月 | 1988 | 封筒入 | 1 |
| | 千波池鑿井工事見積書 | 不明 | 9999 | 仮綴 | 1 |

| : No. : | 表題 | : 年 | :西暦 | : 様式 | :数: |
|---------|---|--------------------|------|------------|---------|
| 399 | 工事費内訳書(千波池さく井工事) | 不明 | 9999 | | 1 |
| 400 | 千波池関係書類 | 不明 | 9999 | 二枚 | 1 |
| 401 | 伏樋横断面図(縮尺百分之一) | 不明 | 9999 | 一枚 | 1 |
| 402 | 工事仕様書及内訳書 | 不明 | 9999 | 仮綴 | 1 |
| 403 | 堤防図 | 不明 | 9999 | 一枚 | 1 |
| 404 | 溜池堤防実測縦断面図 | 不明 | 9999 | 一枚 | 1 |
| 405 | 愛宕池樋石放水所樋溝(マンポ)人足是ニ関 スルー切費用 | 不明 | 9999 | 仮綴 | 1 |
| 406 | 千波池工事設計図 | 不明 | 9999 | 封筒入 | 1 |
| 407 | 堤防実測銃断面図 | 不明 | 9999 | 仮綴 | 1 |
| 408 | 図面(堤防) | 不明 | 9999 | 二枚 | 1 |
| 409 | 美谷池廃池同意書 | 不明 | 9999 | 封筒入 | 1 |
| | [規約・会議録他] | HTI france for a H | 4055 | l⊏ ldti | 4 |
| | 國岡土地改良区設立事業適否認定申請書 | 昭和32年2月 | | | 1 |
| | 国岡土地改良区設立認可申請書 | 昭和32年 | | 仮綴 | . 1 |
| | 定款 | 昭和32年 | | | 2 |
| | 定款 | 昭和32年 | | 仮綴 | 1 |
| | 定款 | 昭和32年 | | 仮綴 | 1 |
| | 維持管理計画書 | 昭和32年 | | | 15 |
| | 維持管理計画書 | 昭和32年 | | | 1 |
| | 國岡土地改良区役員就任届 | 昭和33年4月 | | | 1 |
| | 国岡土地改良区役員就任届 | 昭和35年4月 | | | 1 |
| | , | 昭和35年4月 | | | 1 |
| | 国岡土地改良区役員退任届 | 昭和35年4月 | | | 1 |
| | 役員改選届の様式送付について | 昭和35年11月 | | | 1 |
| | 昭和36年7月20日 臨時総会議事録 | 昭和36年7月 | | | 1 |
| | 役員就任届 | 昭和45年7月 | | | 1 |
| 424 | 各種総会議案 | 昭和51年以降 | 1976 | 仅殺 | 1 |
| 125 | [会計関係] 領収書(新池魚放し料、向う三ケ年間) | 昭和34年2月 | 1959 | — ₩ | 1 |
| | 借入申込書 | 昭和36年8月 | | | 1 |
| | 昭和43年度水利部協議部決算書 | 昭和44年 | | 仮綴 | 1 |
| | 昭和40年度小利部協議部予算書 | 昭和44年 | | 仮綴 | 1 |
| | 昭和44年度小村市協議の了昇音 ため池賃貸借契約証書(棒池) | 不明 | | 仮綴 | 1 |
| | 国安、五軒屋、疎水等請求書控 | 不明 | | 仮綴 | 1 |
| 400 | [農地(賦課)関係] | | | | |
| / Q 1 | 農地台帳 | 昭和32年カ | 1957 | 封筒入 | 1 |
| | 農地台帳 | 昭和33年以後 | | | 1 |
| | 組合費反別割徴収原簿写 | 昭和34年度 | | | 1 |
| 433 | 阻口具从列刮以以你得于 | POTUV4千汉 | 1999 | 1/2 (193) | 1 |

| : No. | : 表題 | : 年 | :西曆: | 様式 | :数: |
|-------|---------------------------------|---------|-----------------|------------|---------|
| 434 | 組合費反別割徵収原簿写 | 昭和34年度 | 1959 | 仮綴 | 1 |
| 435 | 組合費反別割徵収原簿写 | 昭和35年度 | 1960 | 仮綴 | 1 |
| 436 | 組合費反別割徵収原簿写 | 昭和35年度 | 1960 | 仮綴 | 1 |
| 437 | 組合費反別割徵収原簿写 | 昭和36年度 | 1961 | 仮綴 | 1 |
| 438 | 組合費反別割徵収原簿写 | 昭和36年度 | 1961 | 仮綴 | 1 |
| 439 | 組合費反別割徵収原簿(千波池) | 昭和44年 | 1969 | 仮綴 | 1 |
| | [関連団体] | | | | |
| 440 | 昭和33年度兵庫県土地改良事業団体連合会 三木支部総会 | | 1958 | 仮綴 | 1 |
| 441 | 昭和33年度収入支出予算書 | 昭和33年 | 1958 | 仮綴 | 1 |
| 442 | 兵庫県土地改良事業団体連合会規約 | 昭和33年 | 1958 | 仮綴 | 1 |
| 443 | 兵庫県土地改良事業団体連合会創立総会順序 | 昭和33年5月 | 1958 | 仮綴 | 1 |
| 444 | 兵庫県土地改良事業団体連合会定款 | 昭和33年 | 1958 | 仮綴 | 1 |
| 445 | 昭和三十三年度三木土地改良事業振興会総会 | 昭和33年7月 | 1958 | 仮綴 | 1 |
| 446 | 加入承諾書 | 昭和33年6月 | 1958 | 仮綴 | 1 |
| 447 | 兵庫県土地改良協会解散総会順序 | 昭和33年5月 | 1958 | 仮綴 | 1 |
| 448 | 第十一回通常総会開催通知 | 昭和34年4月 | 1959 | 仮綴 | 1 |
| 449 | 兵庫県土地改良事業団体連合会昭和三十五年 度通常総会順序 | 昭和35年5月 | 1960 | 仮綴 | 1 |
| 450 | 兵庫県土地改良事業団体連合会会員名簿 | 昭和36年5月 | 1961 | → | 1 |
| 451 | 稲美町土地改良区協会々則(案) | 昭和37年9月 | 1962 | 仮綴 | 1 |
| 452 | 土地改良区運営の手引 | 昭和37年9月 | 1962 | ₩ | 1 |
| 453 | 兵庫縣淡河川山田川土地改良区昭和38年度収 支予算書案 | 昭和38年 | 1963 | 仮綴 | 1 |
| 454 | 土地改良事業推進に関する要望決議 | 昭和38年5月 | 1963 | 仮綴 | 1 |
| 455 | 昭和38年通常総代会議案 | 昭和38年3月 | 1963 | 仮綴 | 1 |
| 456 | 土地改良早わかり | 昭和38年カ | 1963 | 一枚 | 1 |
| 457 | 昭和38年度通常総会提出議案 | 昭和38年5月 | 1963 | 仮綴 | 1 |
| 458 | 諸規程集 | 昭和39年4月 | 1964 | 仮綴 | 1 |
| 459 | 兵庫県土地改良事業団体連合会会員名簿 | 昭和39年3月 | 1964 | - ∰ | 1 |
| 460 | 兵庫県土地改良事業団体連合会会員名簿 | 昭和40年3月 | 1965 | - ∰ | 1 |
| 461 | 昭和49年度通常総会提出議案 | 昭和49年6月 | 1974 | - ₩ | 1 |
| | 第17回通常総会提出議案 | 昭和50年3月 | | | 1 |
| 463 | 「豊かなむらを災害から守る月間」実施要綱 | 昭和50年6月 | 1975 | ∰ | 1 |
| 464 | 昭和50年度通常総会提出議案 | 昭和50年6月 | | | 1 |
| 465 | 第17回通常総会提出議案 | 昭和50年3月 | | | 1 |
| | 第18回通常総会提出議案 | 昭和51年3月 | | | 1 |
| | 兵庫県土地改良事業団体連合会会員名簿 | 昭和51年3月 | | | 1 |
| 468 | 第19回通常総会提出議案 | 昭和52年3月 | | | 1 |
| | 二〇年の歩み | 昭和53年3月 | | | 1 |
| 470 | 第20回通常総会提出議案 | 昭和53年3月 | 1978 | 封筒入 | 2 |
| | | | | | |

| : | No. | 表題 | : 年 - | 西曆 | : 様式 : | 数: |
|---|-----|----------------------------|------------------|------|------------|----|
| | 471 | 兵庫県土地改良事業団体連合会会員名簿 | 昭和53年3月 | 1978 | 仮綴 | 1 |
| | | 通常総会提出議案-昭和54年度- | 昭和54年5月 | | | 1 |
| | | 第21回通常総会提出議案 | 昭和54年3月 | 1979 | 封筒入 | 1 |
| | | 土地改良事業補助率一覧表 | 昭和54年度 | 1979 | → ∰ | 1 |
| | | 淡河川山田川疎水路新設ニ付北山村希望ノ予 想図 | 不明 | 9999 | 一枚 | 1 |
| | | [その他] | | | | |
| | 476 | 業務報告書 | 昭和33年4月 | 1958 | 仮綴 | 1 |
| | 477 | 昭和34年度特別会計追加更正予算書 | 昭和34年6月 | 1959 | 一枚 | 1 |
| | 478 | 事業計画書 | 昭和34年度 | 1959 | 仮綴 | 1 |
| | 479 | 祭文 | 昭和34年2月 | 1959 | 一枚 | 1 |
| | 480 | 祭典役割関係 | 昭和36年10月 | 1961 | 約30枚 | 1 |
| | 481 | 履歴書 | 昭和37年1月 | 1962 | 仮綴 | 1 |
| | 482 | 農地宅地転用書(農地転用について申出書) | 昭和43年 | 1968 | 封筒入 | 1 |
| | 483 | 電話地下線土木工事設計図 | 昭和44年 | 1969 | 仮綴 | 1 |
| | 484 | 第27回通常総会議案(他) | 昭和50年5月 | 1975 | 封筒入 | 1 |
| | 485 | 国安水利規約 | 昭和51年 | 1976 | 一枚 | 1 |
| | 486 | 官民有地境界協定申請書 | 昭和54年5月 | 1979 | 仮綴 | 1 |
| | 487 | 国岡開発の歴史(下書) | 昭和54年 | 1979 | 原稿用紙 | 1 |
| | 488 | 会館新築図面 | 昭和55年 | 1980 | → 冊 | 1 |
| | 489 | 福田本家過去帳 | 平成1年 | 1989 | 一枚 | 1 |
| | 490 | 福田東新宅過去帳 | 平成1年 | 1989 | 一枚 | 1 |
| | 491 | コンクリート製品総合カタログ | 不明 | 9999 | パンフレット | 1 |
| | 492 | 耕地整理組合規約 | 不明 | 9999 | 仮綴 | 1 |
| | 493 | 耕地整理組合規約 | 不明 | 9999 | 仮綴 | 3 |
| | | [地図] | | | | |
| | 494 | 加古郡稲美町全図 (二万分之一) | 戦後? | 1950 | 一枚 | 1 |
| | 495 | 兵庫県加古郡稲美町土地宝典 地番地積地目 入図 | 昭和35年12月 | 1960 | - ₩ | 1 |
| | 496 | 地番図(国岡分) | 不明 | 9999 | 仮綴 | 1 |
| | 497 | 地番図 (国安分) | 不明 | 9999 | 仮綴 | 1 |
| | | | | | | |

国安水利委員会所蔵文書目録

| :番号: | 表題 | : 年号 | :西暦: |
|------|--------------|-------|------|
| 1 | 入ケ池一件 | | |
| | 入ケ池上水立合証文 | 寛文11年 | 1671 |
| | 分切石追加据付願書 | 享保7年 | 1722 |
| | 入ケ池水論内済書 | 宝暦13年 | 1763 |
| | 入ケ池水論内済証文 | 宝暦14年 | 1764 |
| 2 | 琴池中掛樋願書控 | 享保6年 | 1721 |
| 3 | 琴池水論訴状 | 安永7年 | 1778 |
| 4 | 国岡新村より願事ニ付日記 | 文化元年 | 1804 |
| 5 | 琴池関係文書 | 文政7年 | 1824 |
| 6 | 琴池水論訴状 | 文政7年 | 1824 |
| 7 | 琴池中堤普請争論訴状 | 天保14年 | 1843 |
| 8 | 国安村見取図 | 明治12年 | 1879 |
| 9 | 溜池增築二付官林御貸与願 | 明治27年 | 1894 |
| 10 | 契約証 | 明治34年 | 1901 |
| 11 | 琴池中堤堰控書 | 大正13年 | 1924 |
| 12 | 地図 | 明治5年 | 1872 |
| 13 | 地図 | 不明 | |
| | | | |